

R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
01	E-00	表紙・図面目録	21	2E-05	商業科棟 電源設備 1階平面詳細図
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	22	2E-06	商業科棟 電源設備 2階平面詳細図
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	23	3E-01	電気科棟 盤単線結線図・参考系統図
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	24	3E-02	電気科棟 照明設備 1階平面詳細図
05	電特-01	電気設備工事特記仕様書(1)	25	3E-03	電気科棟 照明設備 2・3・4階平面詳細図
06	電特-02	電気設備工事特記仕様書(2)	26	3E-04	電気科棟 電源設備 1階平面詳細図
07	0E-01	付近見取図・配置図・支障物件確認図	27	3E-05	電気科棟 電源設備 2・3・4階平面詳細図
08	0E-02	電気設備工事 凡例、照明器具姿図、機器表他	28	3E-06	電気科棟 参考展開図
09	0E-03	参考工程表	29	4E-01	土木実習棟 照明設備 1階平面詳細図
10	1E-01	建築科棟 盤単線結線図・参考系統図	30	4E-02	土木実習棟 照明設備 2階平面詳細図
11	1E-02	建築科棟 照明設備 1階平面詳細図	31	4E-03	土木実習棟 電源設備 1階平面詳細図・盤単線結線図
12	1E-03	建築科棟 照明設備 2階平面詳細図	32	4E-04	土木実習棟 電源設備 2階平面詳細図・盤単線結線図
13	1E-04	建築科棟 照明設備 3・4階平面詳細図	33	5E-01	セミナーハウス 電気設備 1・2階平面図
14	1E-05	建築科棟 電源設備 1階平面詳細図	34	5E-02	セミナーハウス 照明設備 2階平面詳細図
15	1E-06	建築科棟 電源設備 2階平面詳細図	35	5E-03	セミナーハウス 電源設備 2階平面詳細図・盤単線結線図
16	1E-07	建築科棟 電源設備 3・4階平面詳細図	36	6E-01	屋外便所 照明設備 平面詳細図
17	2E-01	商業科棟 盤単線結線図			
18	2E-02	商業科棟 電気設備 1・2階部分平面図			
19	2E-03	商業科棟 照明設備 1階平面詳細図			
20	2E-04	商業科棟 照明設備 2階平面詳細図			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

	徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 E-00	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫	
		・図面名 表紙・図面目録	・縮尺 NON		

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称	R7営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気										
2. 工事場所	美馬郡つるぎ町貞光										
3. 建物概要	<table><tr><td>建物名称</td><td>つるぎ高等学校 校舎</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>R C造 地上4階建・塔屋1階建 他5棟</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>32,158.34 (㎡)</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>9,925.08 (㎡)</td></tr><tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>(7)項</td></tr></table>	建物名称	つるぎ高等学校 校舎	構造・規模	R C造 地上4階建・塔屋1階建 他5棟	敷地面積	32,158.34 (㎡)	延床面積	9,925.08 (㎡)	消防法施行令別表第1の区分	(7)項
建物名称	つるぎ高等学校 校舎										
構造・規模	R C造 地上4階建・塔屋1階建 他5棟										
敷地面積	32,158.34 (㎡)										
延床面積	9,925.08 (㎡)										
消防法施行令別表第1の区分	(7)項										

<対象校舎>

建物名称	構造・規模	延床面積
建築科棟	R C造 地上4階建（PH付）	4,036.00(㎡)
商業科棟	S造 地上2階建	1,040.62(㎡)
電気科棟	R C造 地上4階建	3,434.62(㎡)
土木実習棟	R C造 地上3階建	820.44(㎡)
セミナーハウス	R C造 地上2階建	572.99(㎡)
屋外便所	C B造 平家建	20.41(㎡)

種 目	工 事 概 要
電灯設備	便所改修に伴う電灯設備の改修工事一式
撤去工事	図示位置の不要となる配線、器具等の撤去工事一式

5. 猛暑を考慮した工期	猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 ① 作業不能日数：15日間 ② 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_（ 穴吹 ）地点 ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_（ 穴吹 ）地点におけるWBG7値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。
6. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版	以下「標仕」という。
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版	
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版	
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版	
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版	
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版	以下「改標仕」という。
建築工事標準詳細図	令和4年版	以下「標準図」という。
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和4年版	
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和4年版	
木造建築工事標準仕様書	令和4年版	
建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説	令和5年版	
敷地調査共通仕様書	令和4年版	

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

建築工事監理指針	令和4年版	以下「監理指針」という。
建築改修工事監理指針	令和4年版	
電気設備工事監理指針	令和4年版	
機械設備工事監理指針	令和4年版	

2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 ・ 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・ 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・ しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・ 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

	(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。
6. 施工計画書等	(1) 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 (2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 (3) 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。
7. 下請負人の選定	(1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） (3) 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。
8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
9. 電気保安技術者等	(1) 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 (2) 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。
10. 施工中の安全確保	(1) 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 (2) 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 (3) 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 (4) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。 (5) 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 (6) 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 (7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 (8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

	(9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 (10) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 (11) 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 (12) 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 (13) 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 (14) 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (15) 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (16) 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 (17) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 (18) 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。 (19) 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 (20) 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日に施設管理者と協議すること。 (21) 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 (22) 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
11. 撤去時の資機材残置の防止	足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。
12. 交通安全管理	(1) 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 (2) 過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・ 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと。 ・ さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。 ・ 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと。 ・ 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。 ・ 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある。
13. 発生材の処理等	(1) 発生材の処理等は、次により適正に行う。 ① 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ② 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 ③ 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 ④ 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 ⑤ 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 ⑥ 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 ⑦ 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

	徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R7営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気 ・図面名 営繕工事共通仕様書(1)	・図面番号 共-01 ・縮尺 NON	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫	
--	-------------	---	-----------------------	--	--

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
(注)・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。
また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

(1) 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

(2) 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。

(3) 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

(4) 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。

(5) 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。

23. 完成図等

(1) 電子納品：対象

(2) 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。

(3) 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による。）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保全に関する資料

(4) しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。
しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。

(5) 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。
完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。

(6) 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

(7) 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

(8) 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の
小黑板情報電子化

(1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

(2) 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）
(1) 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
(2) 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事
・その他実状を判断のうえが必要ないと認めた場合（外壁補修工事等）
(3) 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
(4) 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
(5) その他

- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

(1) 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求
又は工事妨害の排除

(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

徳島県県土整備部営繕課

・工事名

R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光
トイレ改修工事電気

・図面番号

共-03

・図面名

営繕工事共通仕様書 (3)

・縮尺

NON

(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所

事務所登録 徳島県知事登録 第21105号

徳島市北沖洲4丁目6-62

TEL664-8031 FAX664-8034

管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫

III. 電気設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める ○ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等） ）
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は施設の電気主任技術者との協議による。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
補栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

他工事との取り合いは下記に示す。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	備 考
床スラブコア抜き（調査共）及びスリーブ入れ		○	○	
同上穴埋め補修		○	○	
既存配管・ダクト・配線等の撤去		○	○	
同上穴埋め補修		○	○	
既存大便器の撤去			○	
同上撤去跡スラブの開口塞ぎ（補強共）	○			
天井点検口	○			
同上取付位置の検討	○			
設備機器天井開口墨出		○	○	
同上切込み及び開口補強	○			
衛生器具取付用壁下地補強	○			
トイレブースパネル加工・補強（コンセント及び擬音装置取付用通先口、器具取付用補強等）	○			

4. 施工条件

- 施工条件は次による。
- (1) 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- (2) 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- (3) その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

- (4) 施工時間は、原則 8:00～17:00までとする。ただし、事前に施設関係者と協議し承諾が得られた場合や、夜間、休日及び休校日の作業となる工程についてはこの限りでない。
- (5) 本工事は、学校が開校中の工事となることから、施設利用者の動線及び安全の確保は必須であり、また、開校中の施設において実施される催事に影響を及ぼさない配慮が必要となる。
受注者は、これらの施設制約を十分認識し、仮設計画、工事計画を立案し、着手前に施設関係者との調整を図るものとする。また、工事範囲内外を問わず、関わるすべての場所において、整理整頓、清潔の保持及び仮設物の点検を日常的に実施する等、施設利用者の安全・衛生の確保に努めること。
- (6) 当該施設の運営に影響を及ぼす資機材の搬入、搬出、騒音、振動、既存建物の停電・断水等を伴う工程は、事前に施設関係者にその概要を説明し、承認を得ること。
- (7) 工事区域外における行為（工事車両の通行等）で敷地内を使用する際は、事前に施設関係者にその概要を説明し、承諾を得ること。
- (8) 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。
- (9) 工事進入路には交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工する。また、生徒の通学路にも交通整理員を配置し、通学の安全を確保するものとする。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

- (1) 廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎の処分場については、次表を参考にする。

種 類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優良	所 在 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート（無筋）	共同企業体四国アスコン (前田道路(株)・南建設(株)JV) <中間処分>	○	美馬市美馬町上野48-1 美馬市美馬町上野48-2、49-2	7.0	2,200	t
コンクリート（有筋）	徳島リサイクル工業(株) <中間処分>	○	阿波市阿波町西明141-1 美馬市脇町字西赤谷2351	14.8	1,200	t
アスファルト	共同企業体四国アスコン (前田道路(株)・南建設(株)JV) <中間処分>	○	美馬市美馬町上野48-1 美馬市美馬町上野48-2、49-2	7.0	1,700	t
金属	(株)明和クリーン <処分>		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	38.5	0	t
ガラス・陶器	(有)久保衛生		三好市東みよし町加茂6000-1 三好市東みよし町加茂5999-1	15.9	10,000	m3
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	53.4	10,000	t
廃プラスチック	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	17.2	16,000	m3
汚泥	阿波バラス(株)	○	吉野川市鴨島町鴨島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	20.3	13,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	23.4	15,000	t
廃石綿等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	38.5	60,000	m3

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産廃処分業者」という。）」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産廃処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	情報ネットワーク機器、サーバー（PC）
注 意 事 項	停電作業に際し、上記機器の停電処理等の必要な措置は学校管理者に依頼すること。

6. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

品 目	機 材 名 ・ 注 記
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2 章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築業設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- ・設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・施設の種類、地域係数
・施設の種類（○ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（ ・ 1.0 ○ 0.9 ）
- ・重要機器
・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
（ ・ ・ ・ ）
・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「熔融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の熔融亜鉛めっきを施したものである。（ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く）

3. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 試験

- (1) 試験項目は、標仕 <2>2.18.2により行う。なお、管理指針 <2>2.18.2を参考とする。
- (2) 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とするほか、監督員との協議により決定する。
- (3) 改修工事及び増設工事における照度測定及び既設配線の絶縁抵抗測定は、施工の前後で行うものとする。

(特 記)	・工事名 R 7 宮 繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 電特-01	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 電気設備工事特記仕様書(1)	・縮尺 NON	

5. その他共通事項

- (1) 配管工事
- ・最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠ぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）

・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）

・屋外の金属製防水形プルボックスは、（ ・ ステンレス製 ・ 銅板製 ）とし、（ ・ メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装 ）とする。

・屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 塗装工事
- ・機械室及び隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき（HDZT49）と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- (3) 配線器具
- ・図面に記載なきフラッシュプレートは、新金属製とする。
- (4) 支持金物等
- ・屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき（HDZT49）と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- (5) 用途別表示
- ・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）

なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。

・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (6) その他
- ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。

・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。

3 章 関連工事

1. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・既存電力利用（ ○ できる ・ できない ）、電力料金（ ○ 有償 ・ 無償 ）

・既存用水利用（ ○ できる ・ できない ）、用水料金（ ○ 有償 ・ 無償 ）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・同用地は、（ ○ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。
- (3) 足場その他
- 足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ○ 関連工事が定置するものを無償で使用できる ）。

4 章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

5 章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高 (mm)	備 考
【電灯】			
分電盤	－	－	上端 天井面-100程度とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
擬音装置	床上～中心	850	詳細は施工図にて決定する
【誘導支援・呼出】			
呼出ボタン（多機能便所）		900	詳細は施工図にて決定する

2. 配線図記号

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
- (G16) (G22) … 厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。

(16) (22) … PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。

(19) (25) … ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

（ 特 記 ）

徳島県県土整備部営繕課

・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光
トイレ改修工事電気

・図面名 電気設備工事特記仕様書(2)

・図面番号 電特-02

・縮尺 NON

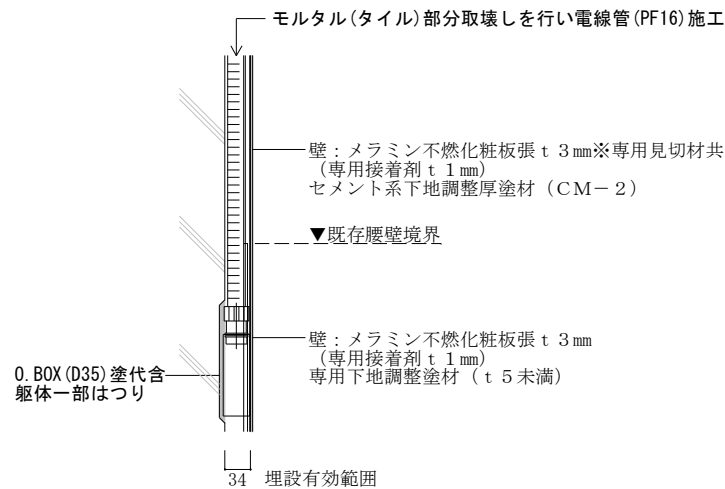
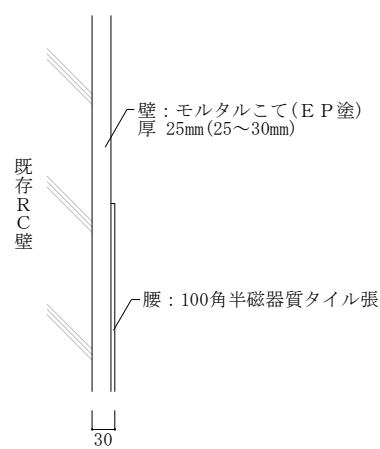
(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所
事務所登録 徳島県知事登録 第21105号
徳島市北沖洲4丁目6-62
TEL664-8031 FAX664-8034
管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫

[illegible]

b15	LEDライト 直付型 W80 LSS1-2-15 LN	D05	LED ダウンライト φ100 LRS1-05 LN9	D08	LED ダウンライト φ150 LRS1-08 LN9	D13	LED ダウンライト φ150 LRS1-13 LN
D17	LED ダウンライト φ150 LRS1-17 LN	C65	LEDライト 下面開放型 W150 LRS6-4-65 LN	W06wp	LED ブラケットライト LBF3MP/RP-2-06 LN		

別紙展開図に図示する範囲のはつりを本工事にて行い
新設する配線器具及び配管配線は隠蔽施工とする

現況 → 改修



徳島県県土整備部営繕課	・工事名	R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号	0E-02	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖州4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名	電気設備工事 凡例、照明器具姿図、機器表他	・縮尺	NON	

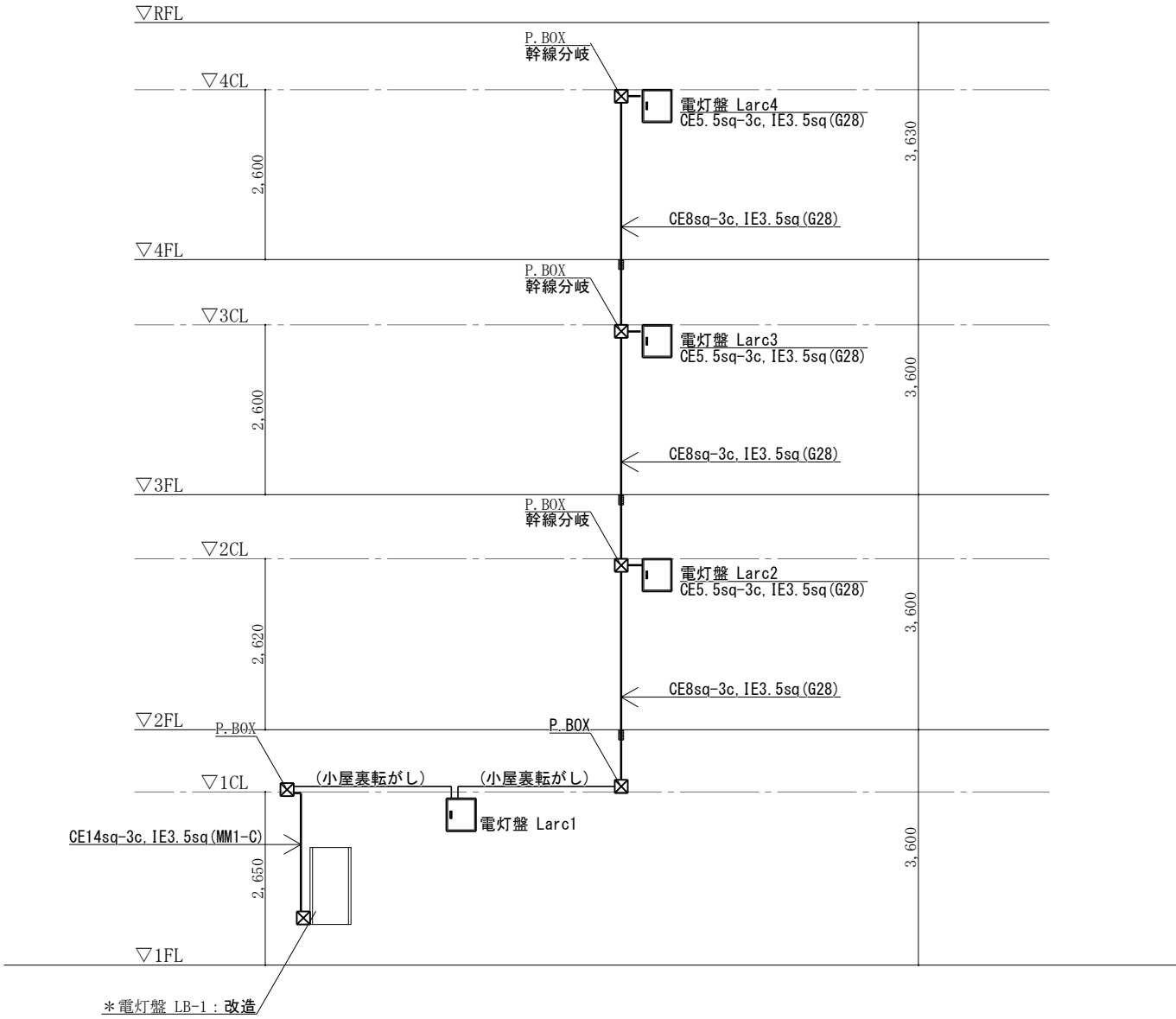
参考工程表

工事区分		年月																																	
		1 か月目		2 か月目		3 か月目		4 か月目		5 か月目		6 か月目		7 か月目		8 か月目		9 か月目		10 か月目		11 か月目		12 か月目		13 か月目		14 か月目		15 か月目		16 か月目			
		R 7 . 9 月		10 月		11 月		12 月		R 8 . 1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月			
		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10 20		10			
共通工事																																			
電気科棟	建築工事																																		
	電気・管工事																																		
土木実習棟	建築工事																																		
	電気・管工事																																		
商業科棟	建築工事																																		
	電気・管工事																																		
建築科棟	建築工事																																		
	電気・管工事																																		
セミナーハウス	建築工事																																		
	電気・管工事																																		
屋外便所	建築工事																																		
	電気・管工事																																		
工程区分		準備工				Ⅰ 工程（４か月）								Ⅱ 工程（３か月）								Ⅲ 工程（４．５か月）								Ⅳ 工程（２か月）					
留意事項		(1) 参考として、工事の契約月を９月（１か月目）とした工程表としているが、契約時期に合わせて適宜読み替えて適用すること。 また、本工程表は設計時において学校管理者との調整により作成したものであるが、契約時期や執行年度における学校行事の都合により施工手順が変動するため、契約後速やかに学校管理者と実行工程について協議調整を行うこと。 (2) Ⅲ工程については、利用者の多い棟につき、可能な限り夏休み等の長期休暇を活用した工事となるよう学校管理者と工程を調整すること。 (3) 屋外便所の工程は、隣接する建築科棟及び土木実習棟の工程と重複しなければ時期は問わない。																																	
						Ⅰ 工程 電気科棟 土木実習棟								Ⅱ 工程 商業科棟								Ⅲ 工程 建築科棟 セミナーハウス								Ⅳ 工程 屋外便所					

徳島県県土整備部営繕課	トイレ改修工事電気	OE-03
・ 図面名 参考工程表	・ 縮尺 NON	事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 営業建築士 1級建築士監306879号 山崎 文志

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回 路 区 分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線 (向き)	盤 内 結 線	負 荷 番 号	負 荷 名 称	電 圧					負 荷 容 量				開閉器			制 御 回 路	付 属 器 具	備 考								
					(V)	(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	漏電保護	極数	AF	AT													
新設(既製品盤) 電灯盤 Larc1 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 1F 多機能便所 箱体材質 ○銅板 ・ SUS ※LGS(100)壁へ埋込施工 参考寸法 W×D×H (mm) 450 125 500 参考質量 (kg) —	一般電灯 1φ3W 200/100V 3.642 kVA CE 14sq~3c(上向) IE5.5sq(ED)	✕		電灯盤 Larc2・Larc3・Larc4(開閉器一次側で分岐)														CE 8sq~3c, IE3.5sq(上)									
				主幹											200/100						E	3	50	30			
				101	男子便所	便座・自動F V等	100	313							M	2	50		20								
				102	"	便座回路	100		311						M	2	50		20								
				103	女子便所	便座回路	100	311							M	2	50		20								
				104	"	"	100		311						M	2	50		20								
				105	オストメイト	電気温水器等	100	630							M	2	50		20								
				106	多機能便所	便座回路	100		1,260						M	2	50		20								
				107	"	電気温水器等	100	506							M	2	50		20								
				108	非常押しボタン		100		—						M	2	50		20								
新設(既製品盤) 電灯盤 Larc2 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 2F 男子便所 箱体材質 ○銅板 ・ SUS	一般電灯 1φ3W 200/100V 0.287 kVA CE5.5sq~3c(背面) IE3.5sq(ED)	✕		主幹											200/100					E	3	50	30				
				201	男子便所	便座・自動F V等	100	59							M	2	50	20									
				202	"	便座・擬音装置回路	100		57						M	2	50	20									
				203	女子便所	便座・擬音装置回路	100	57							M	2	50	20									
				204	"	"	100		57					M	2	50	20										
				205	"	"	100	57						M	2	50	20										
				2			100		—					M	2	50	20										
				新設(既製品盤) 電灯盤 Larc3 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 3F 男子便所 箱体材質 ○銅板 ・ SUS	一般電灯 1φ3W 200/100V 0.287 kVA CE5.5sq~3c(背面) IE3.5sq(ED)	✕		主幹											200/100					E	3	50	30
								301	男子便所	便座・自動F V等	100	59							M	2	50	20					
								302	"	便座・擬音装置回路	100		57						M	2	50	20					
303	女子便所	便座・擬音装置回路	100					57							M	2	50	20									
304	"	"	100						57					M	2	50	20										
305	"	"	100					57						M	2	50	20										
3			100						—					M	2	50	20										
新設(既製品盤) 電灯盤 Larc4 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 4F 男子便所 箱体材質 ○銅板 ・ SUS	一般電灯 1φ3W 200/100V 0.287 kVA CE5.5sq~3c(背面) IE3.5sq(ED)	✕						主幹											200/100					E	3	50	30
								401	男子便所	便座・自動F V等	100	59							M	2	50	20					
								402	"	便座・擬音装置回路	100		57						M	2	50	20					
				403	女子便所	便座・擬音装置回路	100	57							M	2	50	20									
				404	"	"	100		57					M	2	50	20										
				405	"	"	100	57						M	2	50	20										
				4			100		—					M	2	50	20										

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回 路 区 分 電 氣 方 式 容 量 合 計 一次配線	盤内結線	負 荷 番 号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量					開閉器				制 御 回 路	付 属 器 具	備 考				
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	漏電保護	極 数	AF	AT							
改 造 *電灯盤 LB-1 屋内埋込型 — 1F 廊 下	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *CV 60sq~3c E 22sq (ED)			電灯幹線 2F・3F・4F	200					—	M	3	225	125							
				便所電源主幹 開閉器増設 (電磁接触器×2 撤去)												M	3	50	40		増設開閉器の中扉開口 隙間閉塞調整共
				主幹	200/100					M	3	100	100								
				既設負荷	200		—		M	2	50	20									
				"	200		—		M	2	50	20									
				"	100		—		M	1	50	20									
				"	100		—		M	1	50	20									
				予 備	200		—		M	2	50	20									
				"	100		—		M	1	50	20									
既設負荷	100		—		M	1	50	20													



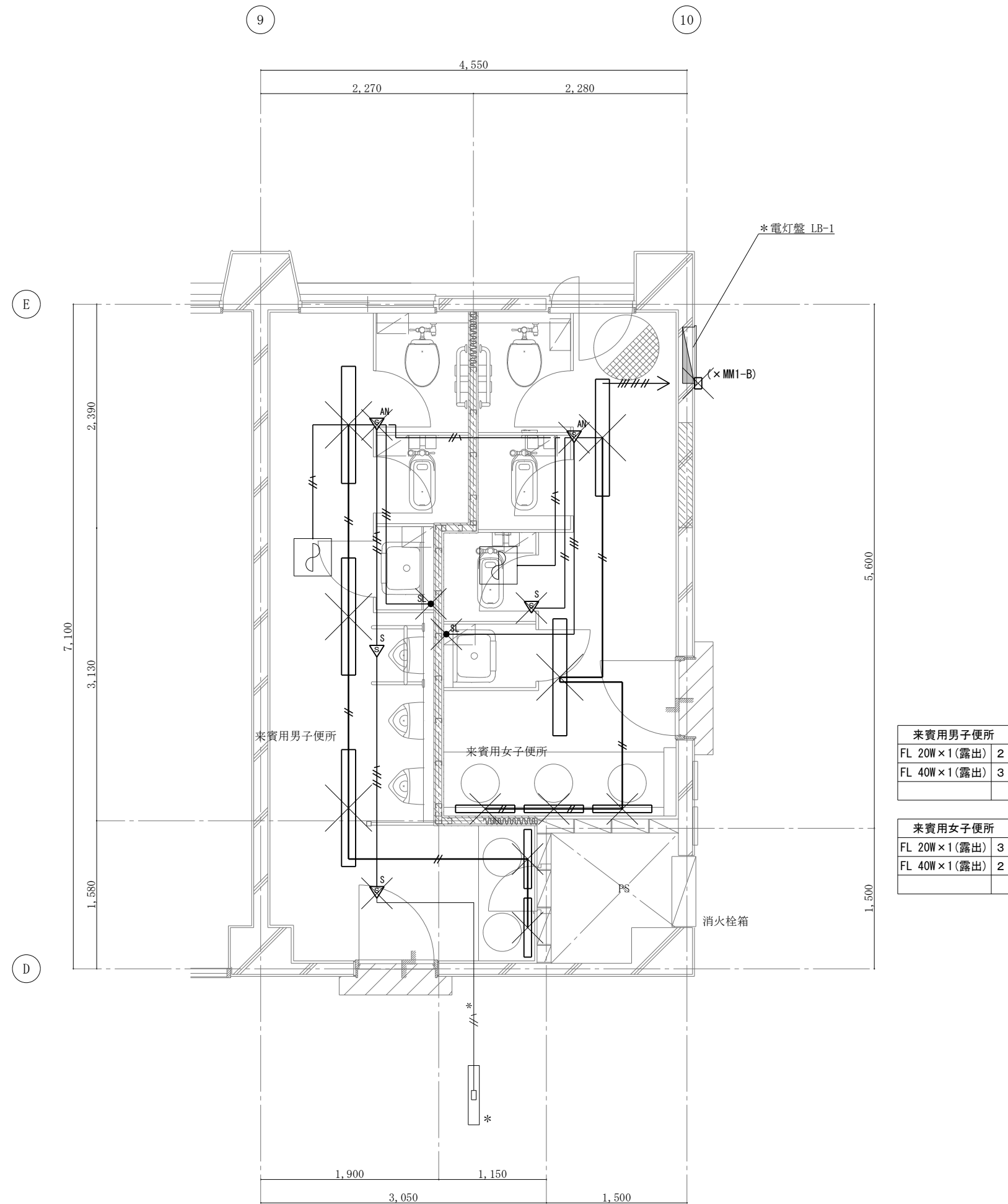
(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 1E-01	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 建築科棟 盤単線結線図・参考系統図	・縮尺 NON	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- //—— IV 1.6mm ×2 (19)
- ///—— IV 1.6mm ×3 (19)
- //\—— IV 1.6mm ×3 (19)
- ///\—— IV 1.6mm ×4 (25)

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



来賓用男子便所	
FL 20W×1(露出)	2
FL 40W×1(露出)	3

来賓用女子便所	
FL 20W×1(露出)	3
FL 40W×1(露出)	2

現 況 図 → 改 修 図

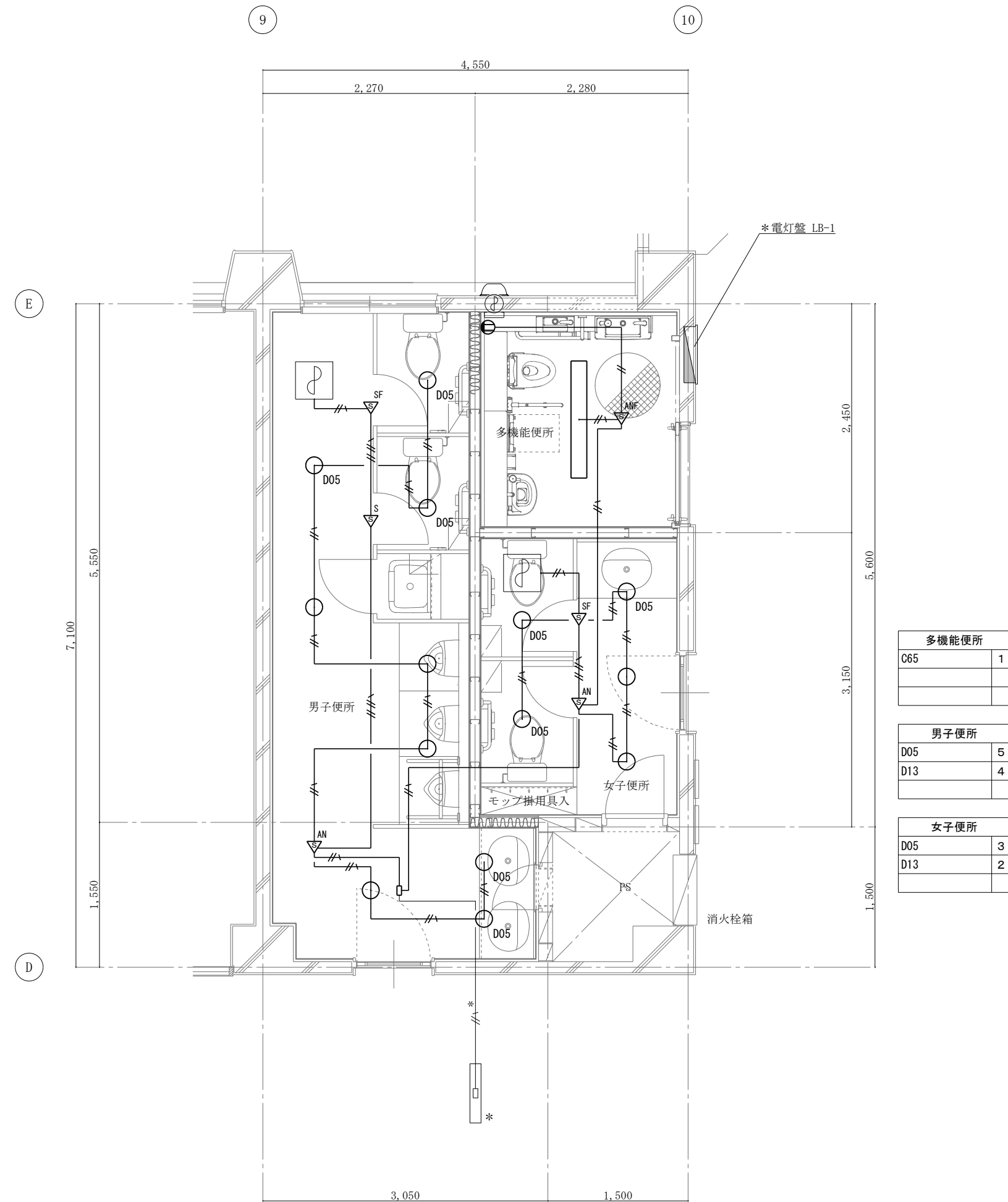
【 現 況 図 】

建築科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は図示にて示す電線管にて保護とする



多機能便所	
C65	1

男子便所	
D05	5
D13	4

女子便所	
D05	3
D13	2

【 改 修 図 】

建築科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

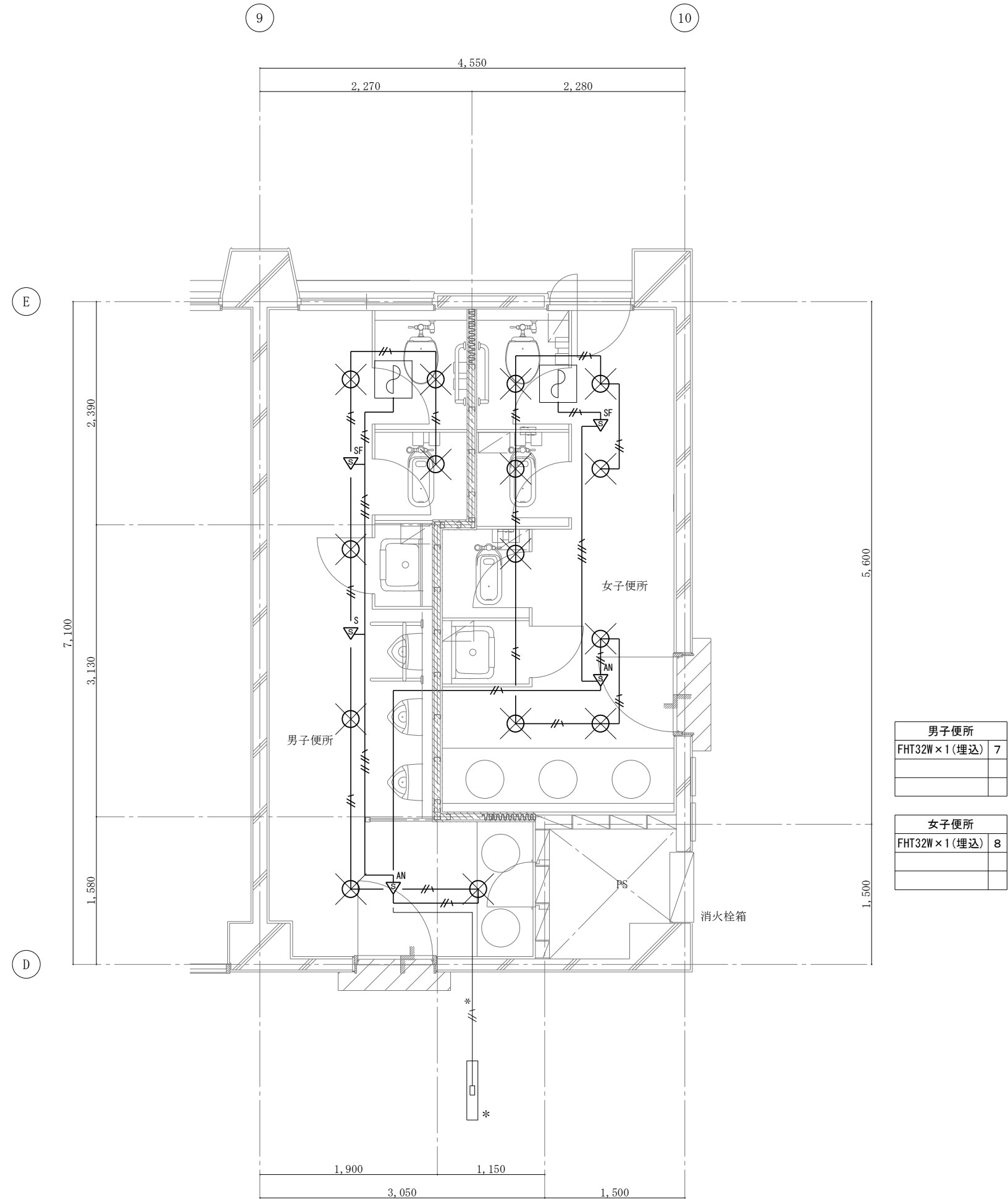
(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 1E-02	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 建築科棟 照明設備 1階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, IE1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



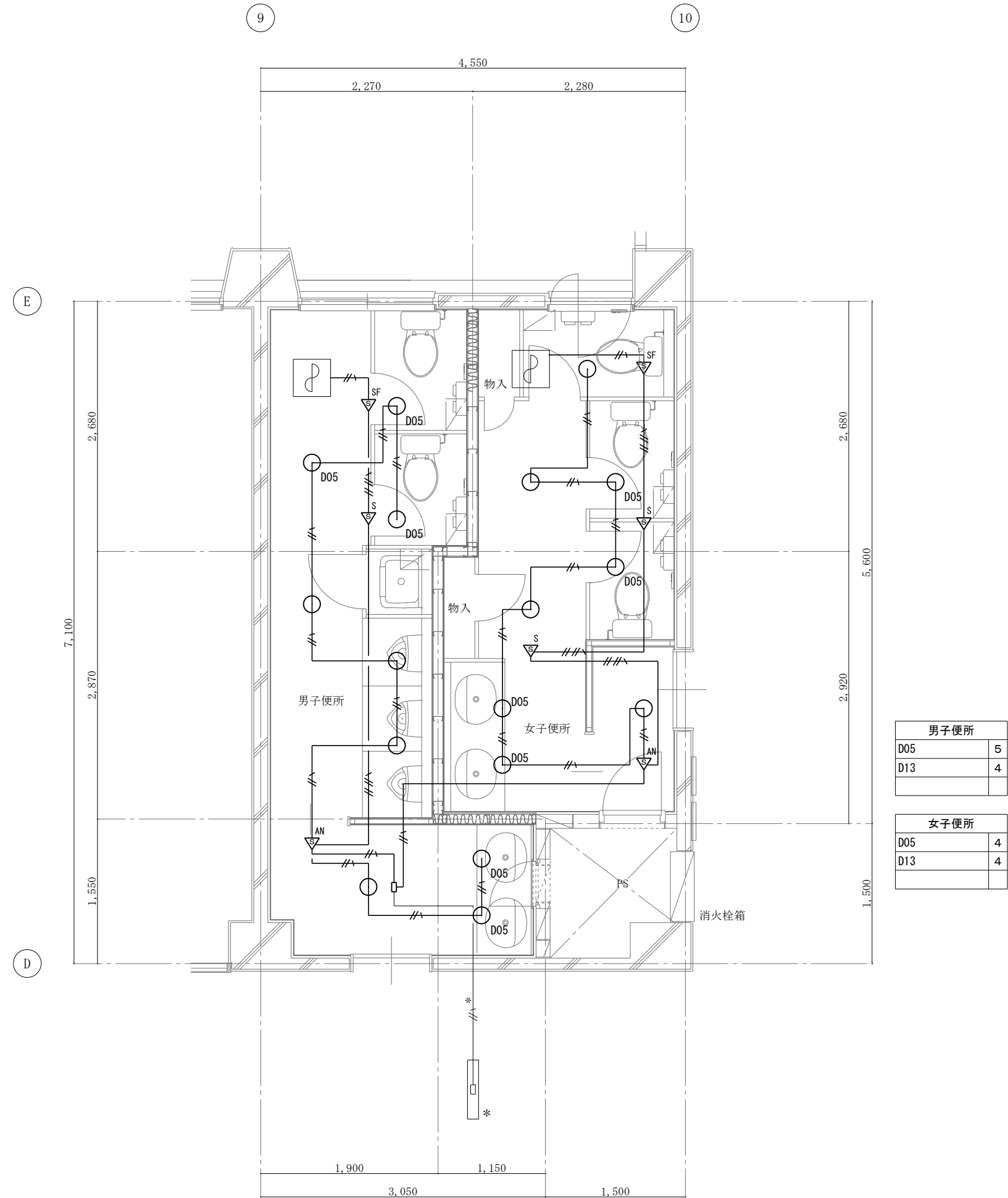
男子便所	
FHT32W×1(埋込)	7
女子便所	
FHT32W×1(埋込)	8

【 現 況 図 】
建築科棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, IE1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする



男子便所	
D05	5
D13	4
女子便所	
D05	4
D13	4

【 改 修 図 】
建築科棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

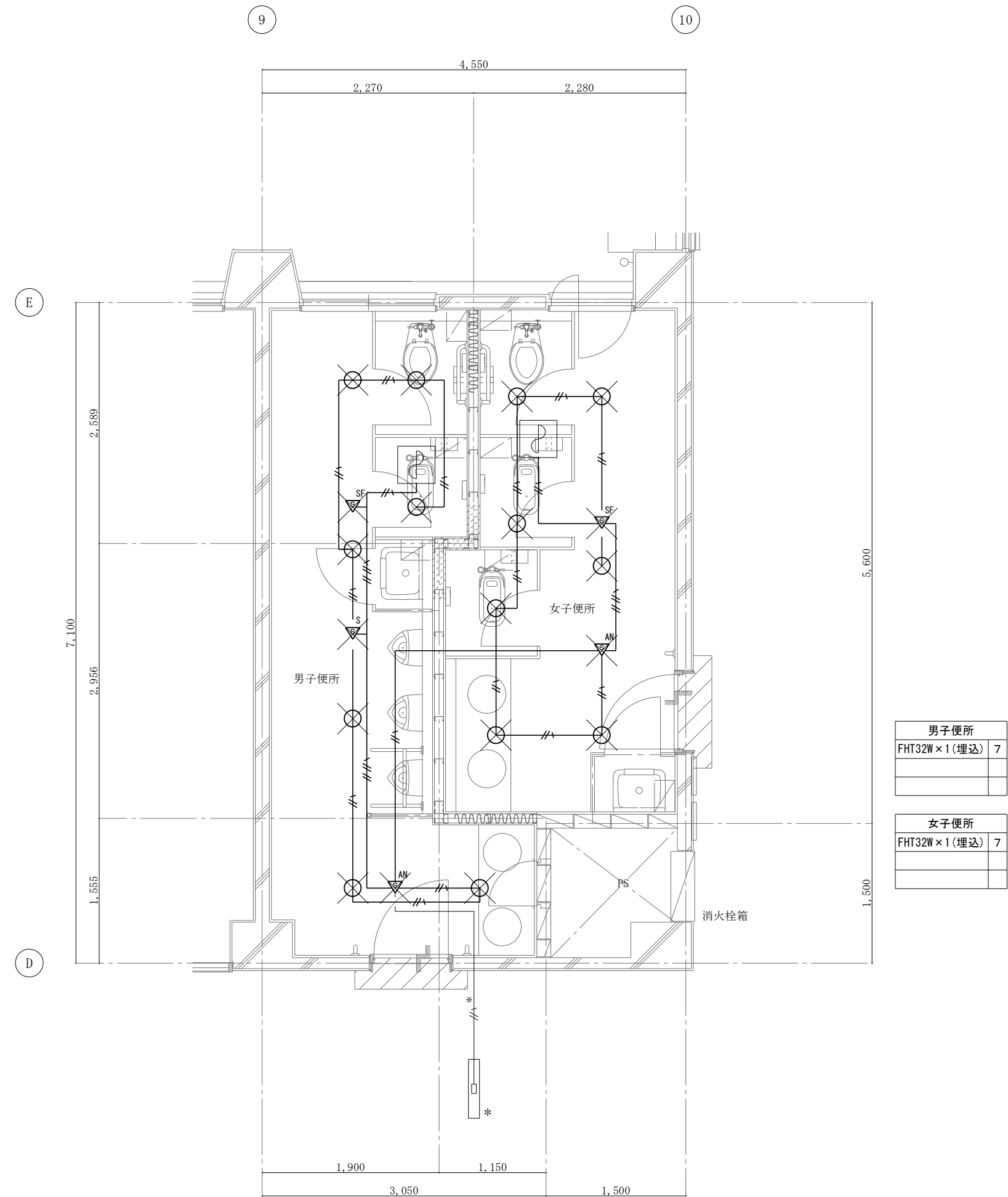
(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 1E-03	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 建築科棟 照明設備 2階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, IE1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



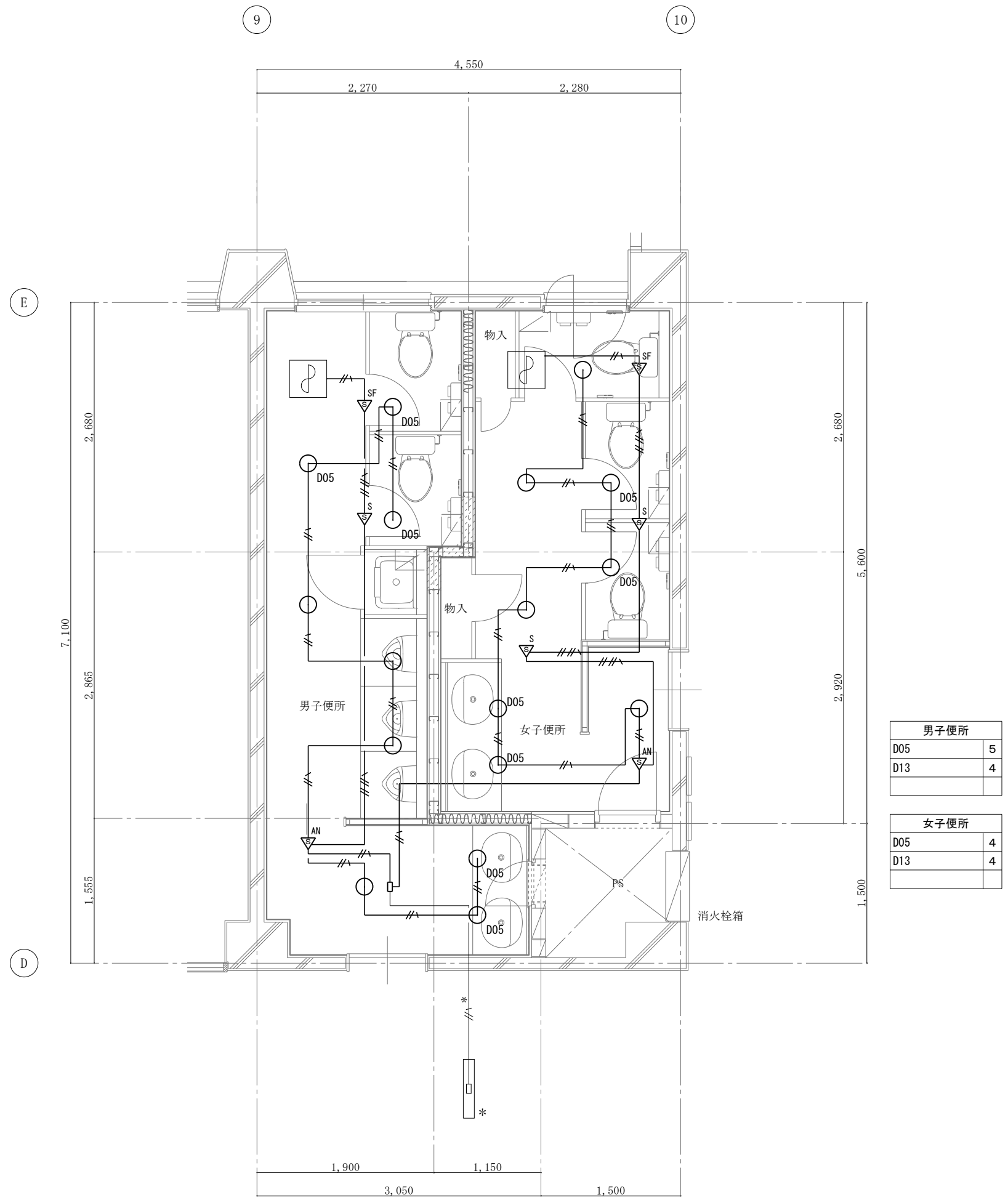
男子便所	
FHT32W×1(埋込)	7
女子便所	
FHT32W×1(埋込)	7

【 現 況 図 】
建築科棟 3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, IE1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする



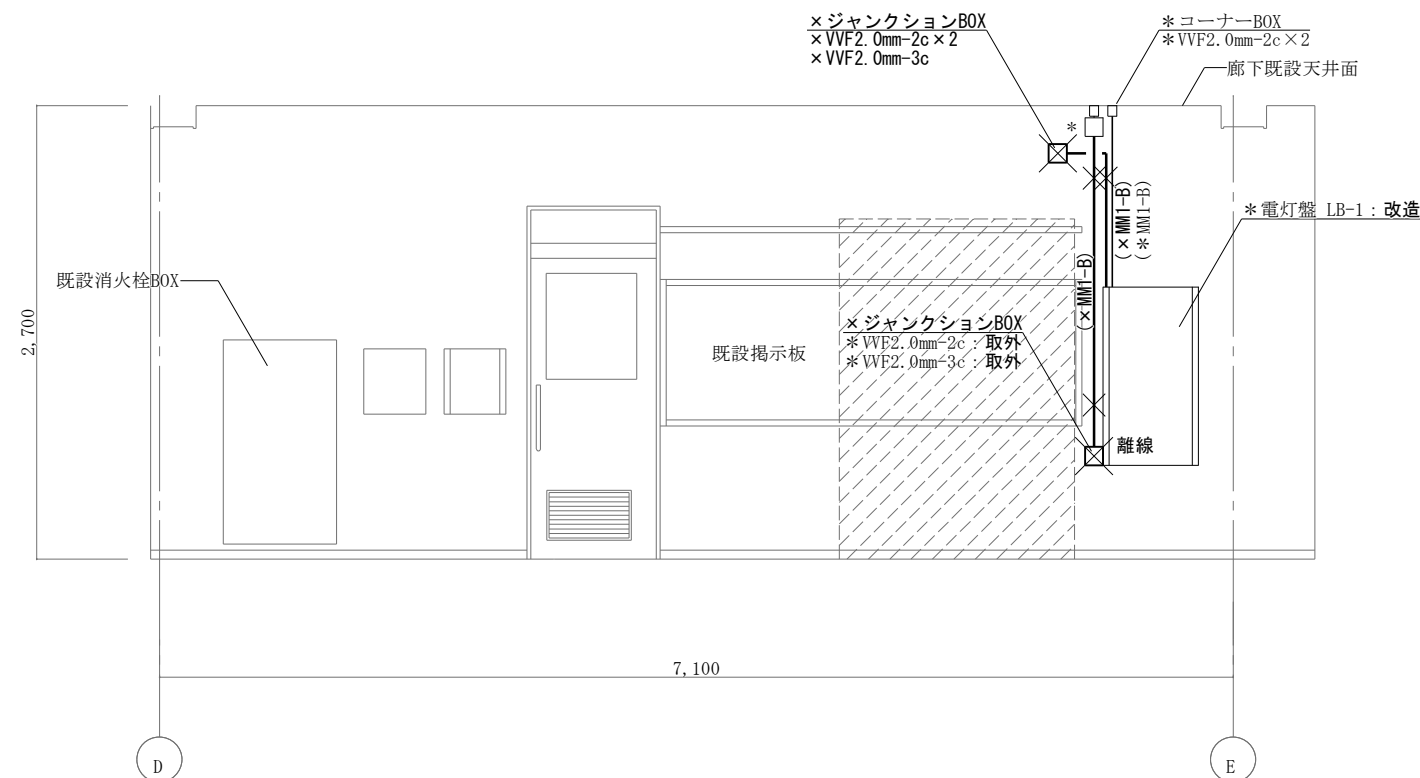
男子便所	
D05	5
D13	4
女子便所	
D05	4
D13	4

【 改 修 図 】
建築科棟 3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

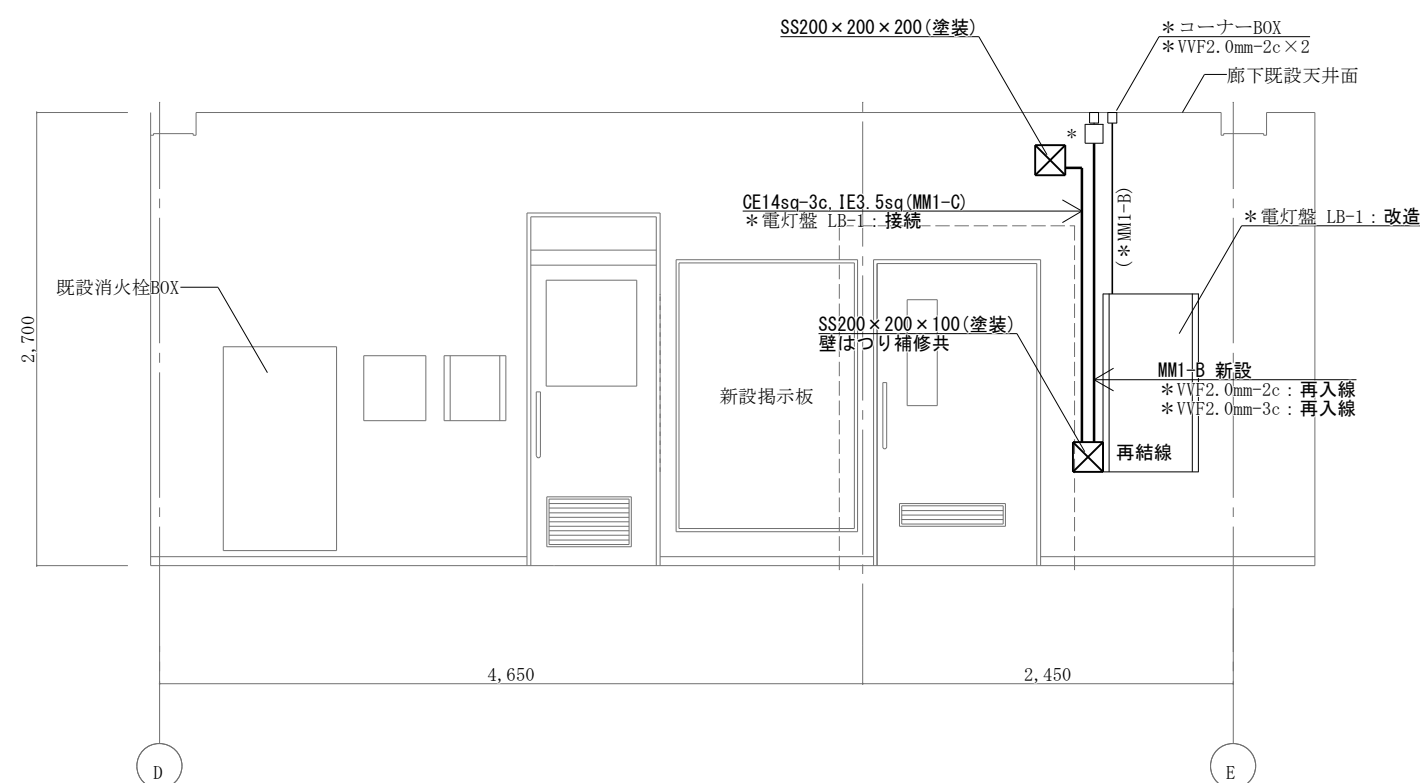
徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 1E-04	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 建築科棟 照明設備 3・4階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	



現況図



改 修 図

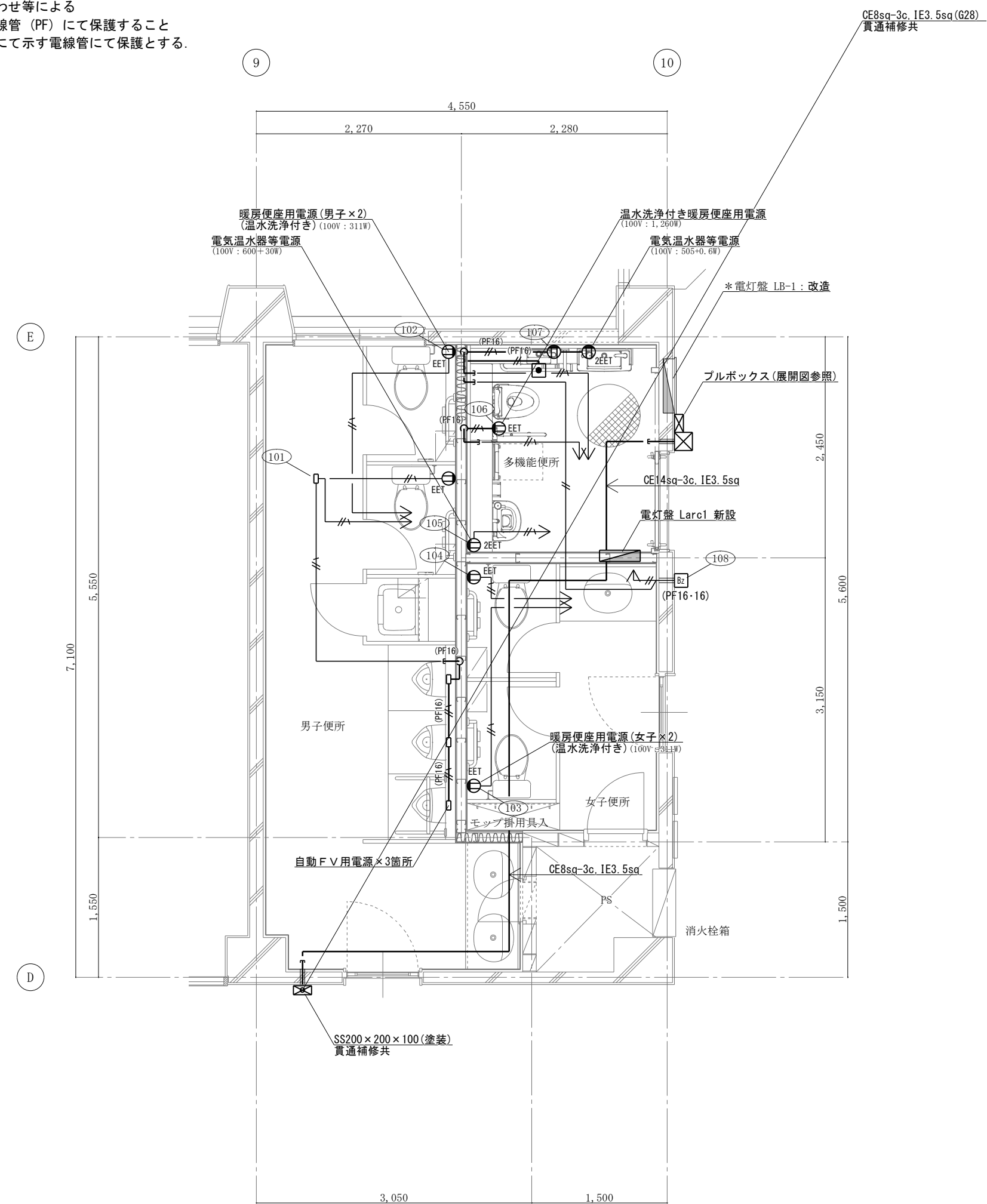


特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

——//——	EM-EEF 2.0mm - 2c
——//\——	EM-EEF 2.0mm - 2c, IE1.6mm

警報ランプ押釦回路
——//—— EM-AE 1.2mm - 2c

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管（PF）にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。



【改修図】

建築科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

(特記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課

・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光
トイレ改修工事電気

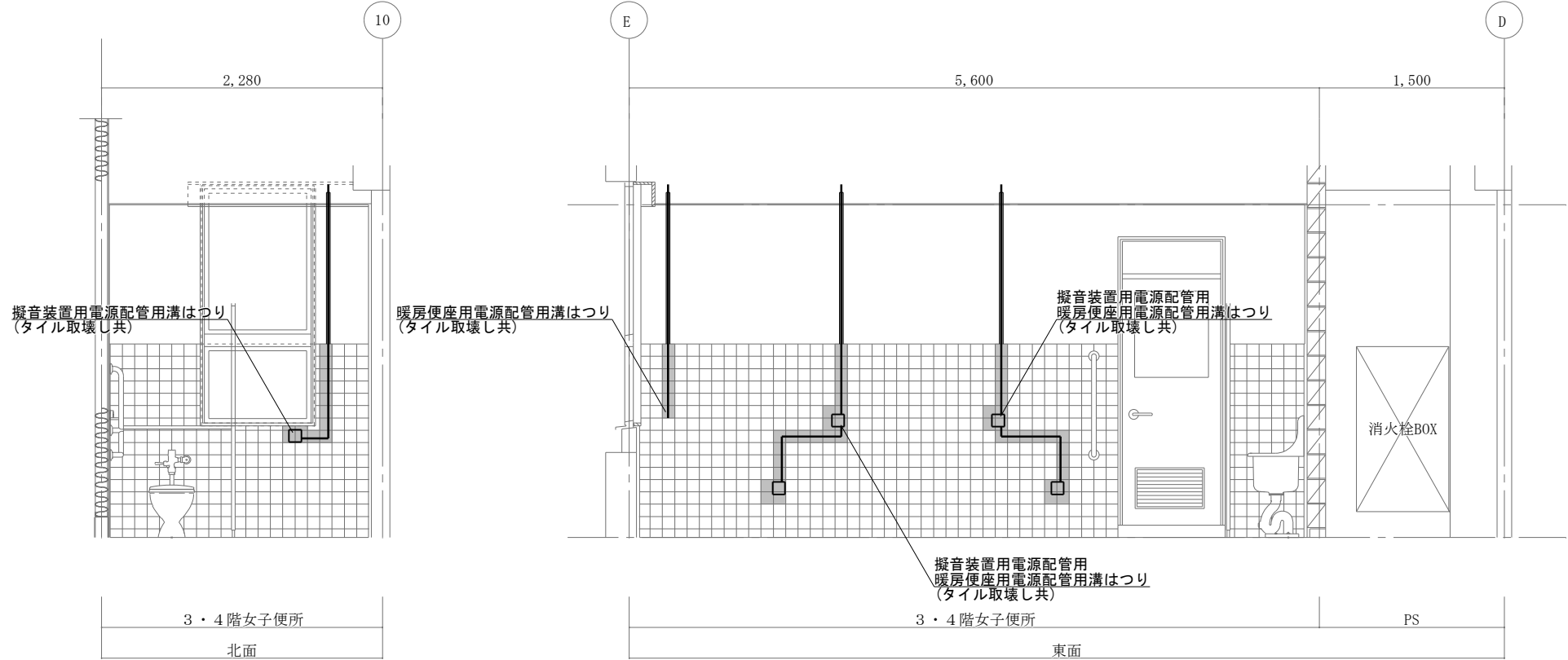
・図面名 建築科棟 電源設備 1階平面詳細図

・ 図面番号

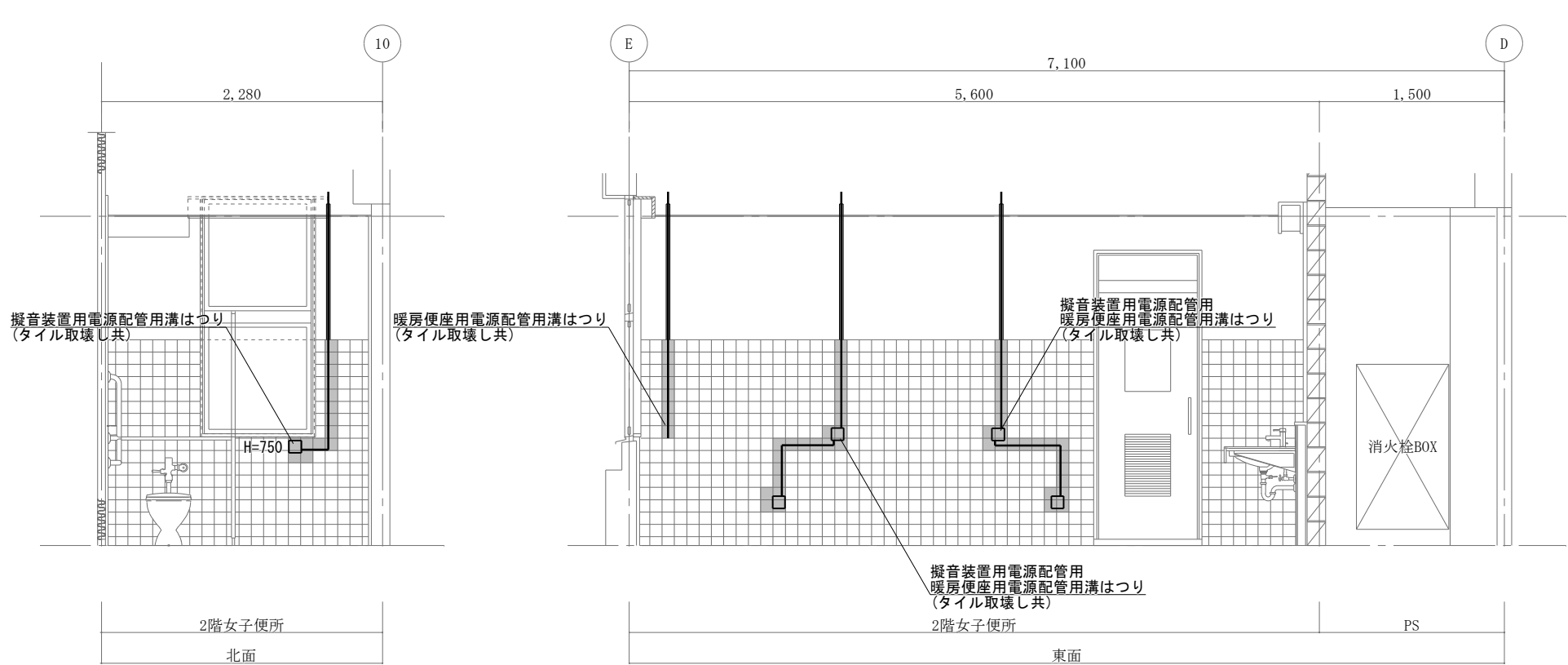
・縮尺 1/50

(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所
事務所登録 徳島県知事登録 第21105号
徳島市北沖洲4丁目6-62
TEL664-8031 FAX664-8034
管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫

建築科棟 3・4 階便所 参考展開図 S=1/50

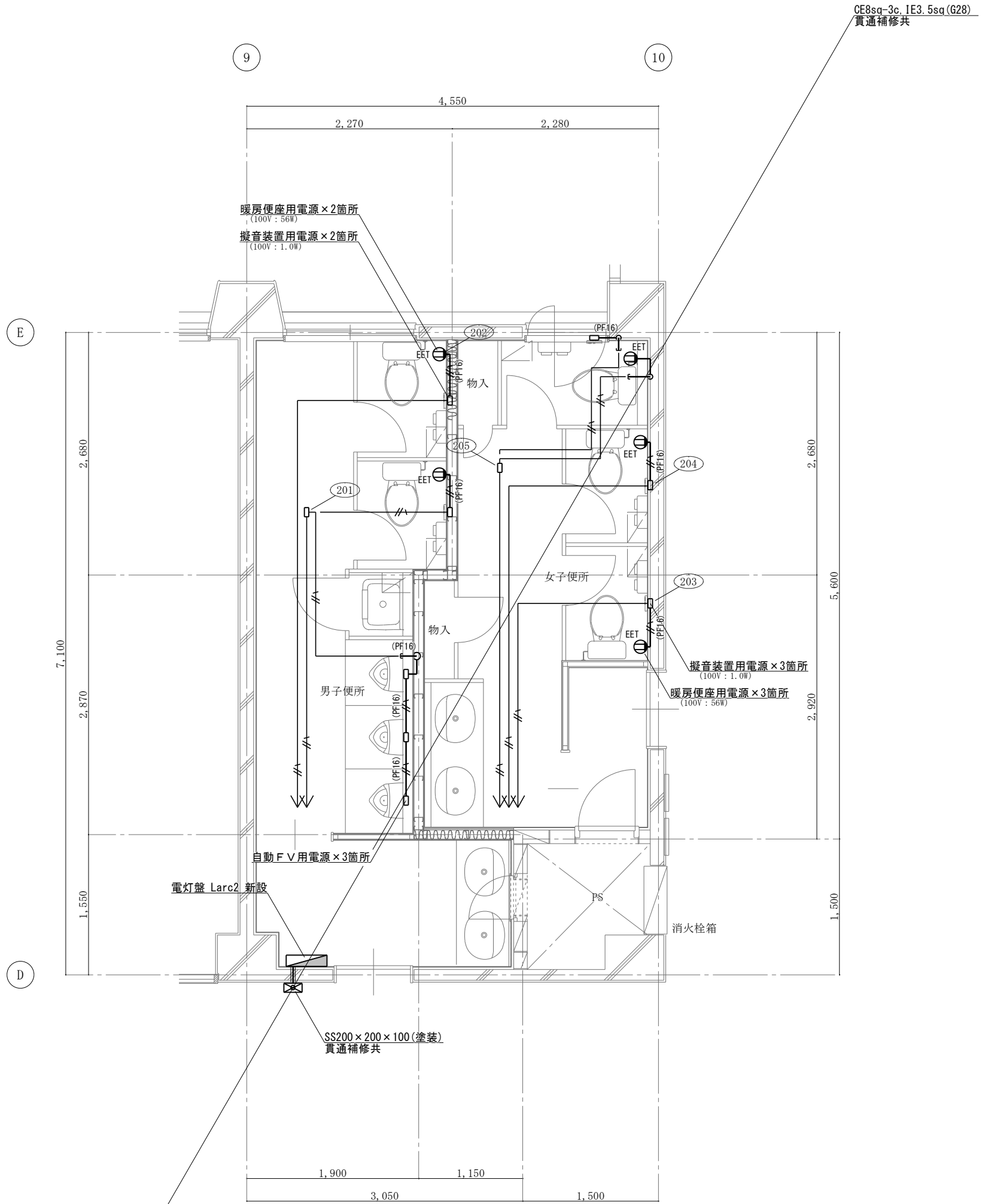


建築科棟 2 階便所 参考展開図 S=1/50



特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路
——//—— EM-EEF 2.0mm - 2c
——//—— EM-EEF 2.0mm - 2c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。



【改修図】

建築科棟 2 階便所 平面詳細図 S=1/50

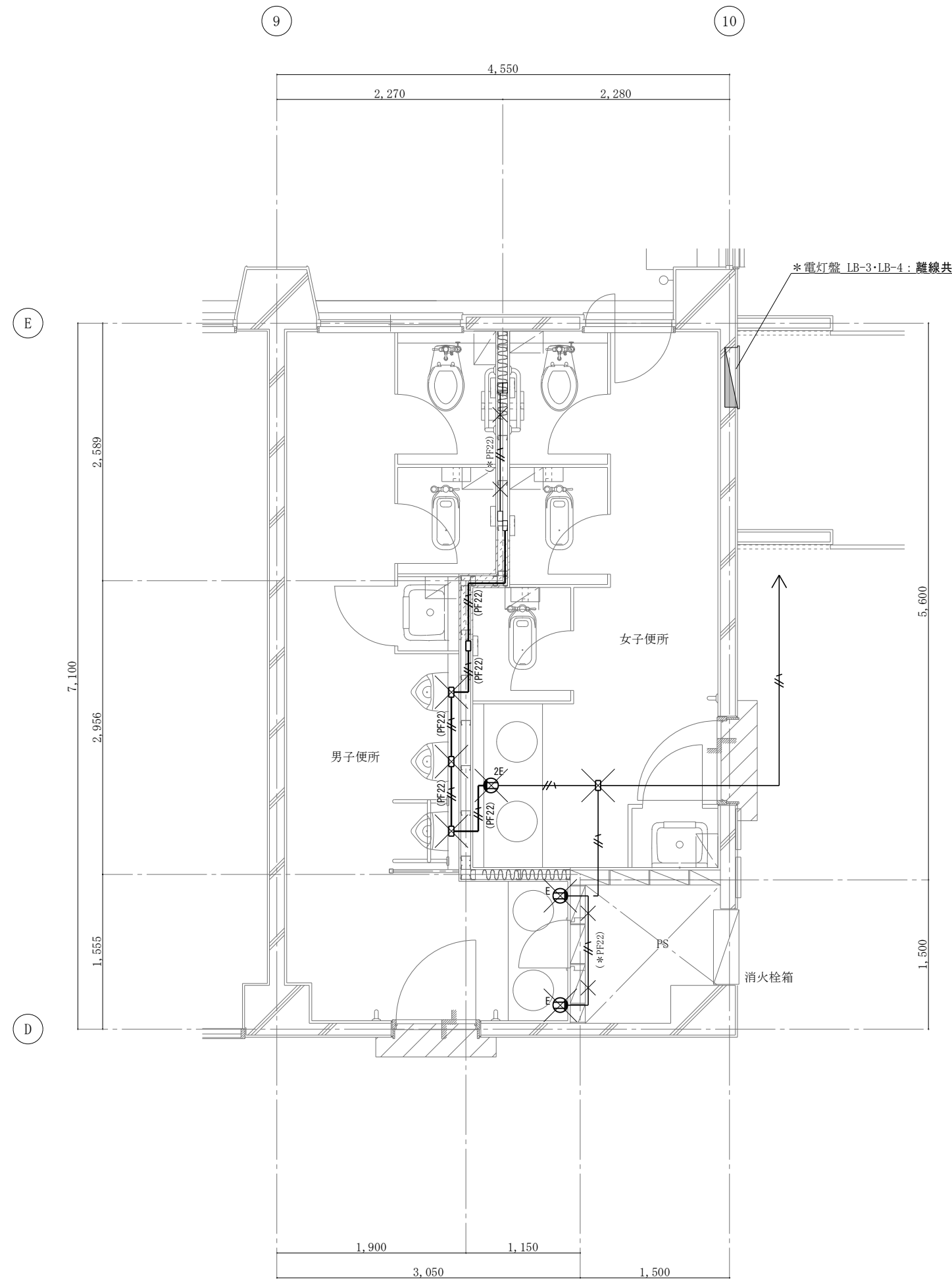
(特記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 1E-06	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 建築科棟 電源設備 2階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

- EM-EEF 2.0mm - 2c
- EM-EEF 2.0mm - 2c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること

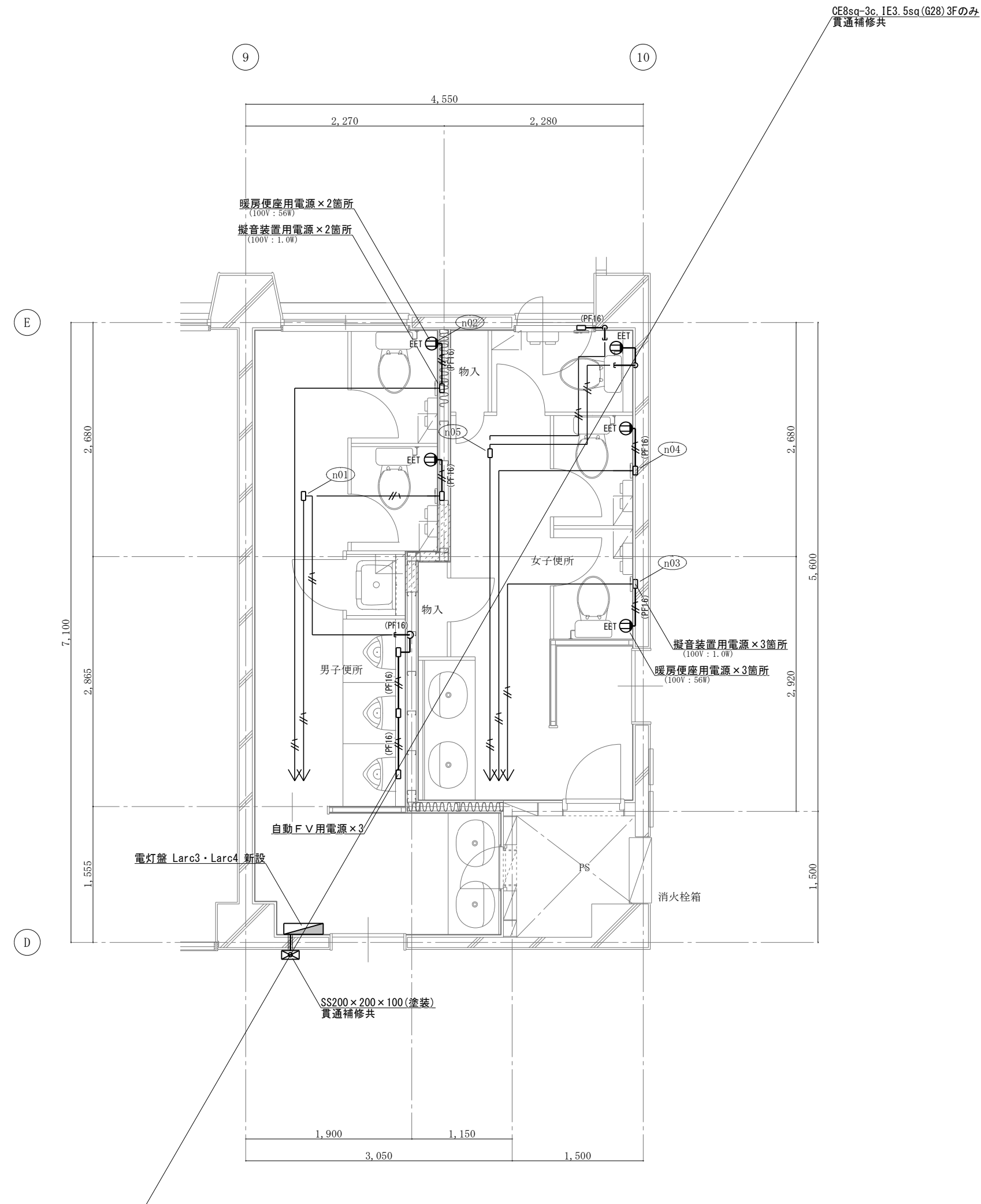


【 現 況 図 】
建築科棟 3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

- EM-EEF 2.0mm - 2c
- EM-EEF 2.0mm - 2c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。



【 改 修 図 】
建築科棟 3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

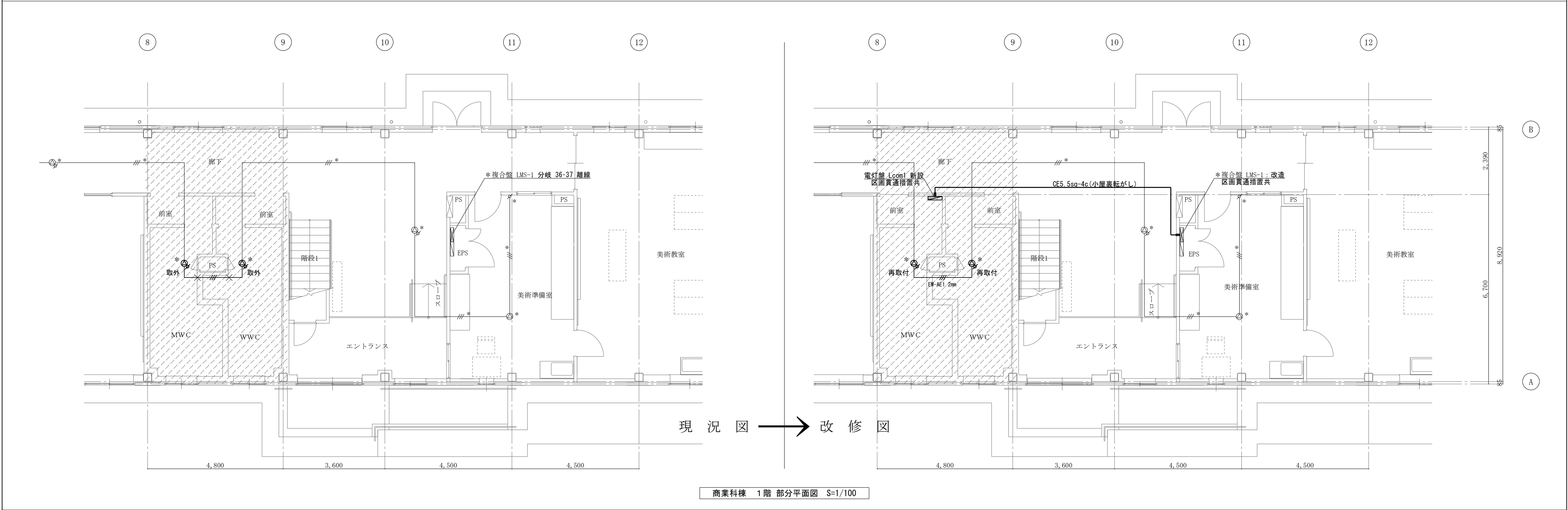
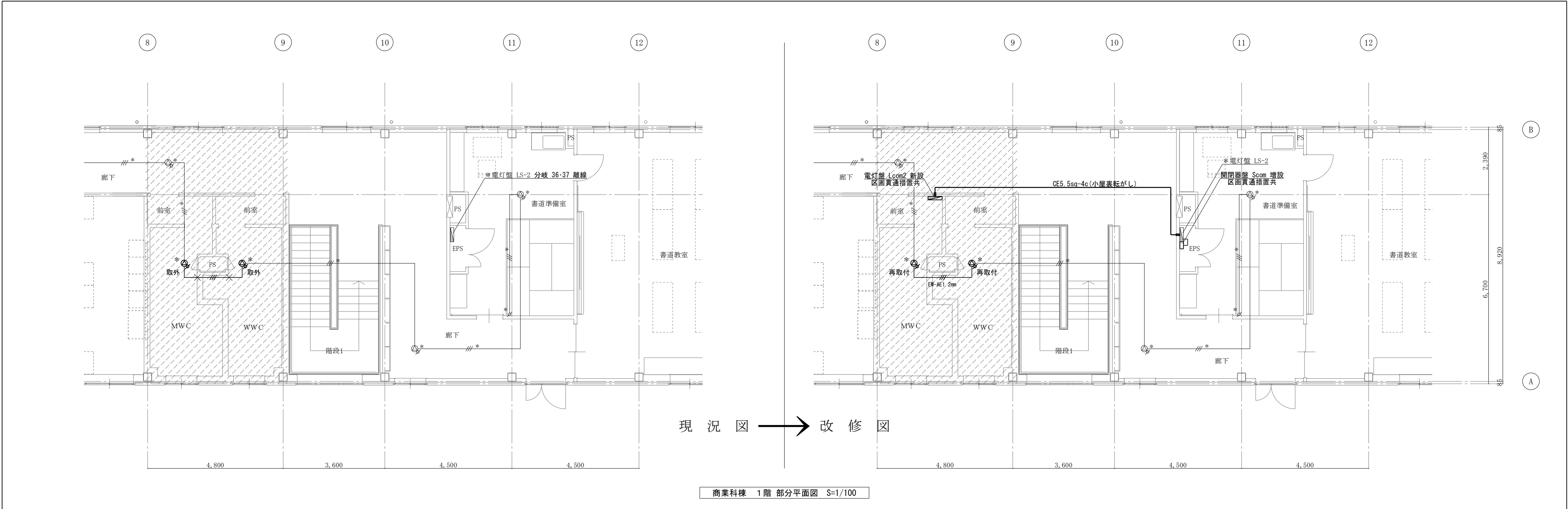
現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 1E-07	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 建築科棟 電源設備 3・4階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回 路 区 分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線 (向き)	盤 内 結 線	負 荷 番 号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量					開閉器			制 御 回 路	付 属 器 具	備 考
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	極数	AF	AT			
新設 (製品品盤) 電灯盤 Lcom1 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 1F 男子便所 箱体材質 ○銅板 ・ SUS	一般電灯 1φ3W 200/100V 0.287 kVA CE5.5sq-3c(上向) IE3.5sq(ED)			主幹	200/100						E	3	50	30		
				101 男子便所 便座・自動FV等	100	59				M	2	50	20			
				102 " 便座・擬音装置回路	100		57			M	2	50	20			
				103 女子便所 便座・擬音装置回路	100	57				M	2	50	20			
				104 " "	100		57			M	2	50	20			
				105 " "	100	57				M	2	50	20			
				1 " "	100					M	2	50	20			
新設 (製品品盤) 電灯盤 Lcom2 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 2F 男子便所 箱体材質 ○銅板 ・ SUS	一般電灯 1φ3W 200/100V 0.287 kVA CE5.5sq-3c(上向) IE3.5sq(ED)			主幹	200/100						E	3	50	30		
				201 男子便所 便座・自動FV等	100	59				M	2	50	20			
				202 " 便座・擬音装置回路	100		57			M	2	50	20			
				203 女子便所 便座・擬音装置回路	100	57				M	2	50	20			
				204 " "	100		57			M	2	50	20			
				205 " "	100	57				M	2	50	20			
				2 " "	100					M	2	50	20			

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回 路 区 分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線	盤 内 結 線	負 荷 番 号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量					開閉器			制 御 回 路	付 属 器 具	備 考
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	極数	AF	AT			
改 造 *複合盤 LMS-1 屋内自立型 — 1F E P S	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *CET100sq(下向) *IE 22sq(ED)			電灯盤 LS-1-1	200					—	M	3	225	125		
				弓道場電源	200					—	M	3	50	30		
				便所電源主幹 開閉器増設	200/100						M	3	50	30		増設開閉器の 中扉開口調整共
				主幹	200/100						M	3	100	75		
				既設負荷	100			—			M	2	50	20		
				"	100			—			M	2	50	20		
				36 女子便所 → 予備	100			—			E	2	50	20		二次側離線
				37 男子便所 → 予備	100			—			E	2	50	20		二次側離線
				既設負荷	200			—			M	2	50	20		
				"	100			—			M	2	50	20		
改 造 *電灯盤 LS-2 屋内壁掛型 — 2F E P S	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *CET150sq(下向) *IE 22sq(ED)			電灯盤 LS-2-1	200					—	M	3	225	125		
				電灯盤 LS-2-2	200					—	M	3	225	125		
				主幹	200/100						M	3	100	75		
				既設負荷	100			—			M	2	50	20		
				"	100			—			M	2	50	20		
				35 女子便所 → 予備	100			—			E	2	50	20		二次側離線
				36 男子便所 → 予備	100			—			E	2	50	20		二次側離線
				既設負荷	200			—			M	2	50	20		
				"	100			—			M	2	50	20		
				既設負荷	100			—			M	2	50	20		
新設 (製品品盤) 開閉器盤 Scom 屋内 壁掛 型 製造業者標準仕様 2F EPS 箱体材質 ○銅板 ・ SUS 既製品箱に開閉器組込品で可				便所電源主幹 開閉器増設	200/100						M	3	50	30		*電灯盤 LS-2 側面取付

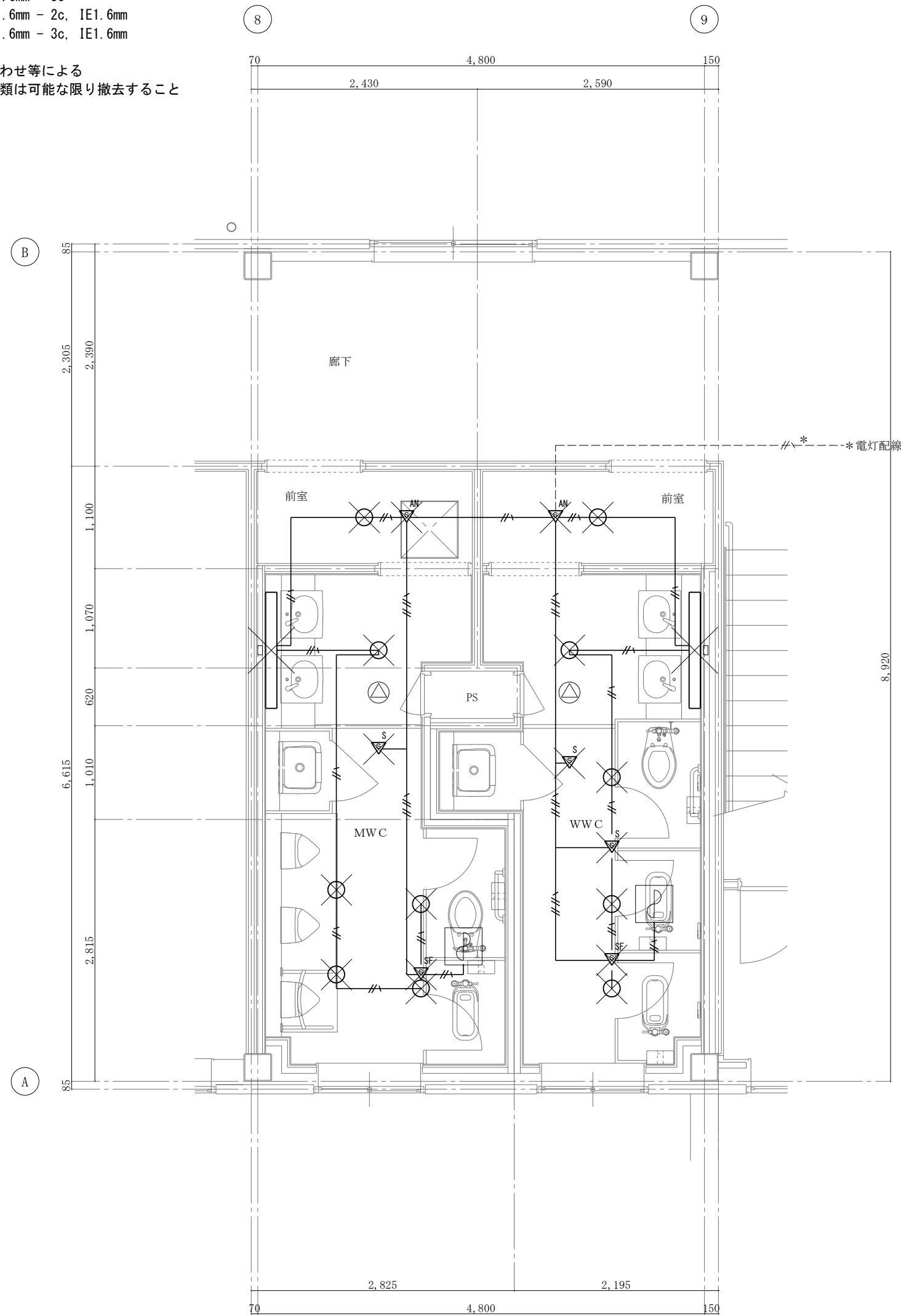


(特記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。 図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す	徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 2E-02	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫	
		・図面名 商業科棟 電気設備 1・2階部分平面図	・縮尺 1/100		

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること

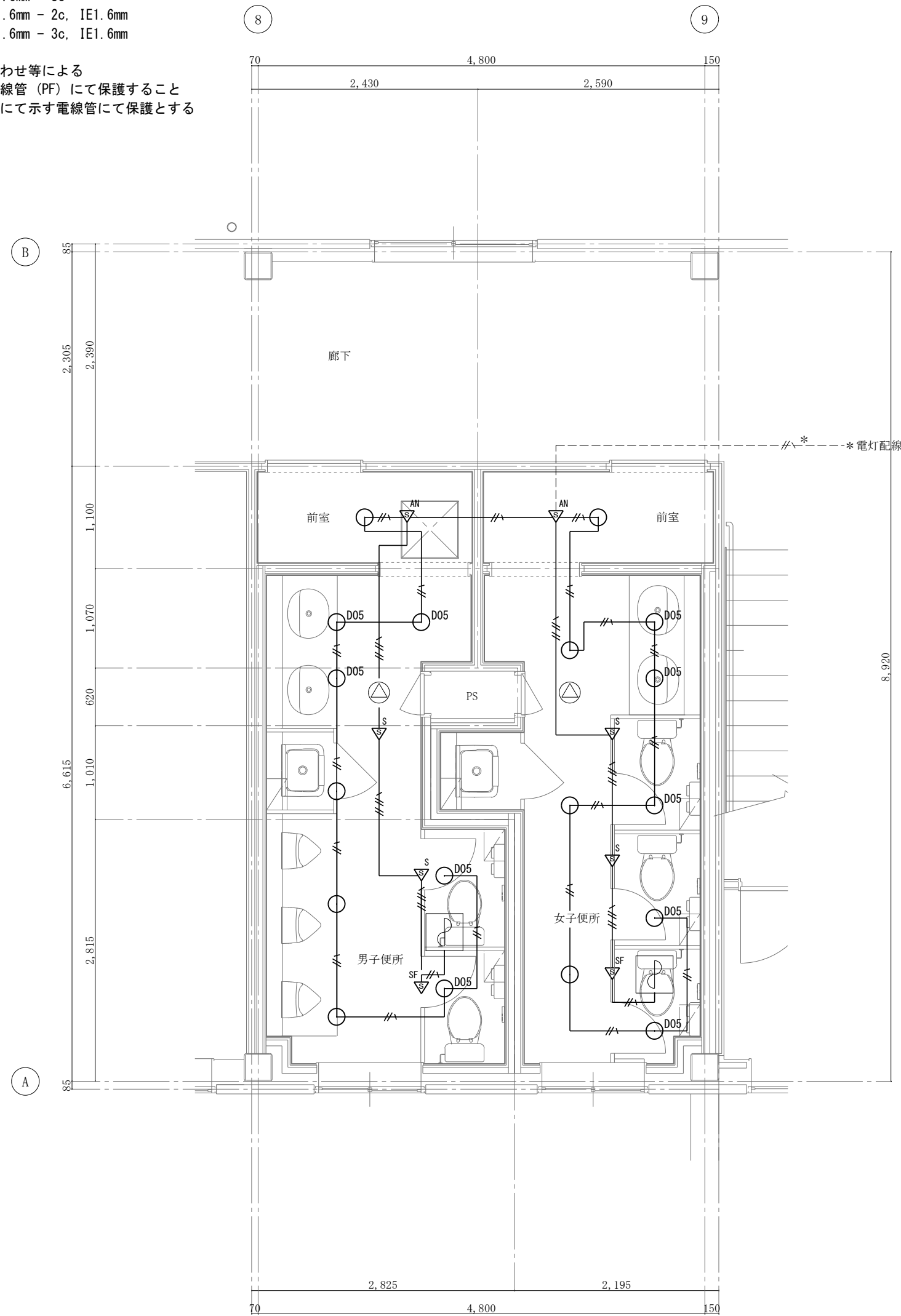


【現況図】
商業科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする



【改修図】
商業科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 2E-03	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 商業科棟 照明設備 1階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

——//——	EM-EEF 1.6mm - 2c
——///——	EM-EEF 1.6mm - 3c
——//\——	EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
——///\——	EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

6mm - 2c, IE1, 6mm
6mm - 3c, IE1, 6mm

わせ等による
類は可能な限り撤去すること

70 2,430 4,800 150 2,590

85 2,305 2,390 1,100 1,070 620 1,010 2,815 8,920

8 廊下 前室 PS MWC WWC 前室

9

70 2,825 4,800 150 2,195

A B

*電灯配線

前室・MWC	
FHT32W×1(埋込)	6
FHF32W×1(壁付)	1

前室・WWC	
FHT32W×1(埋込)	5
FHF32W×1(壁付)	1

商業科棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

——//——	EM-EEF 1.6mm - 2c
——///——	EM-EEF 1.6mm - 3c
——//\——	EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
——///\——	EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

0.6mm - 2c, IE1, 6mm
0.6mm - 3c, IE1, 6mm

8 9

70 4,800 150

2,430 2,590

85 2,305 2,390 1,100 1,070 620 1,010 2,815 85

廊下

前室

PS

男子便所

女子便所

電灯配線

8,920

2,825 4,800 2,195 70 4,800 150

A B

わけ等による
線管 (PF) にて保護すること
にて示す電線管にて保護とする

前室・男子便所	
D05	5
D13	4

前室・女子便所	
D05	5
D13	4

商業科棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

徳島県県土整備部営繕課

・図面名
商業科棟 照明設備 2階平面詳細図

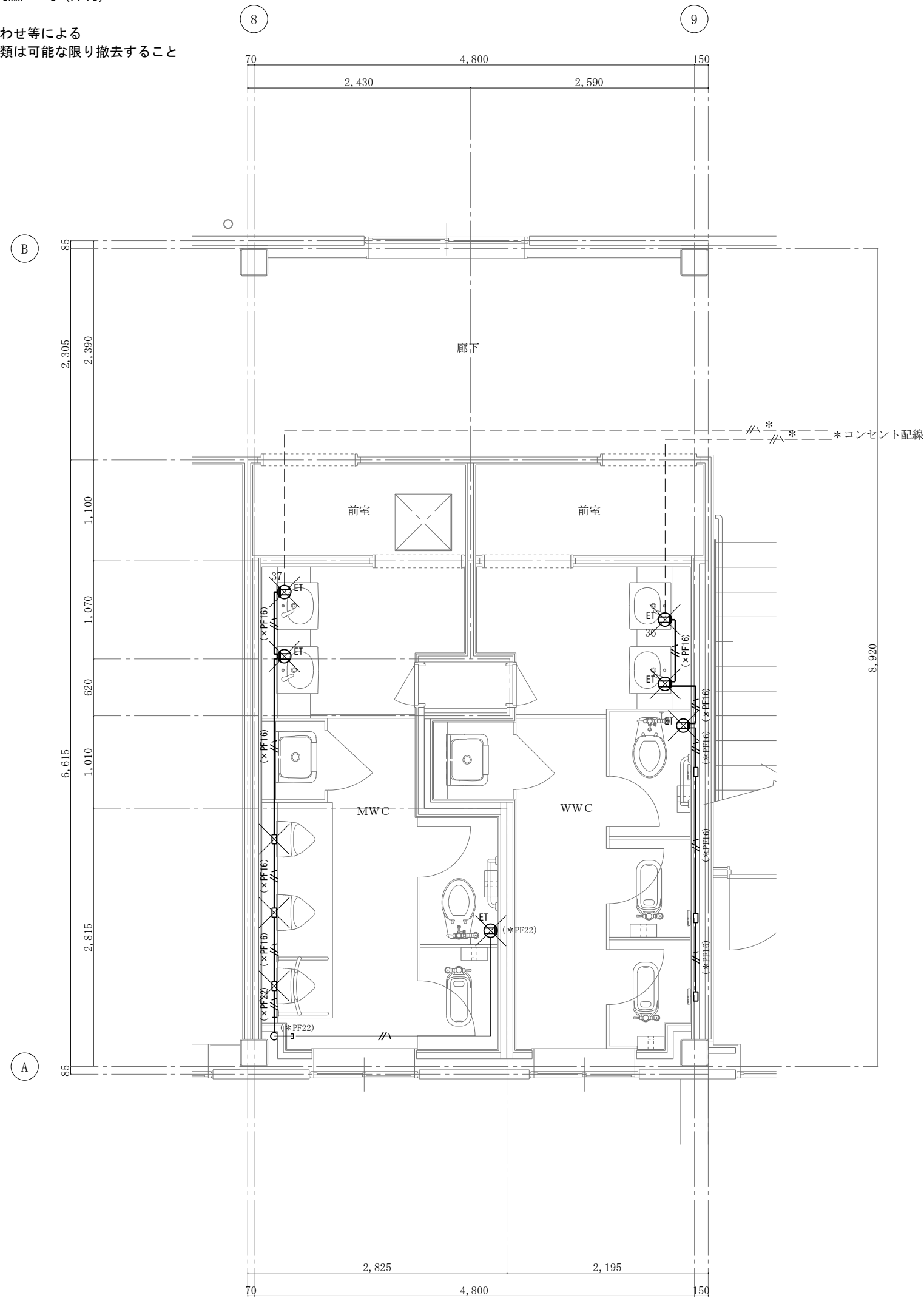
・縮尺	1/50
-----	------

(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所
事務所登録 徳島県知事登録 第21105号
徳島市北沖洲4丁目6-62
TEL664-8031 FAX664-8034
管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

- EM-IE 2.0mm × 2 (PF16)
- EM-IE 2.0mm × 3 (PF16)

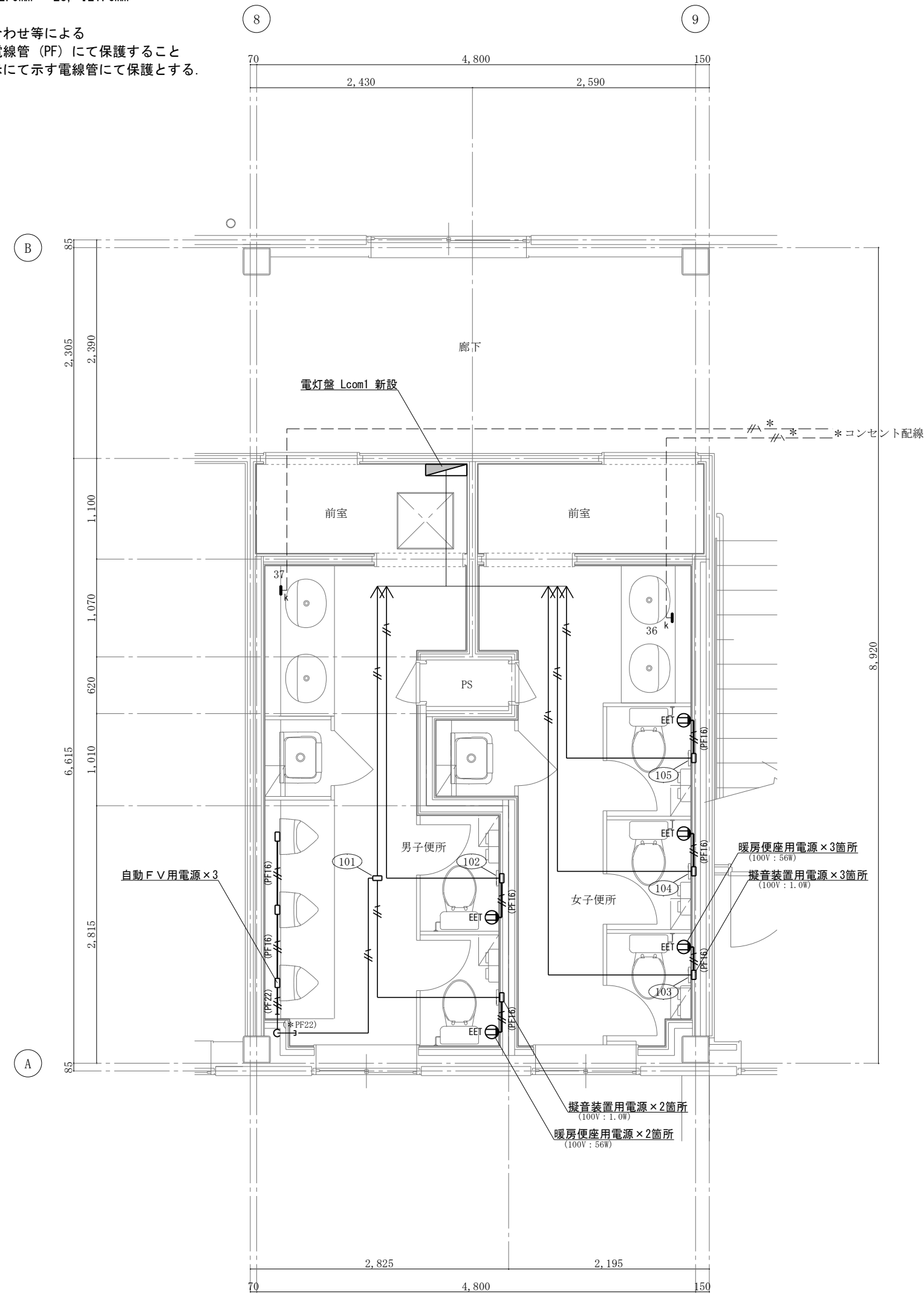
多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



【 現 況 図 】
商業科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

- 特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路
- EM-EEF 2.0mm - 2c
 - EM-EEF 2.0mm - 2c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。



【 改 修 図 】
商業科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

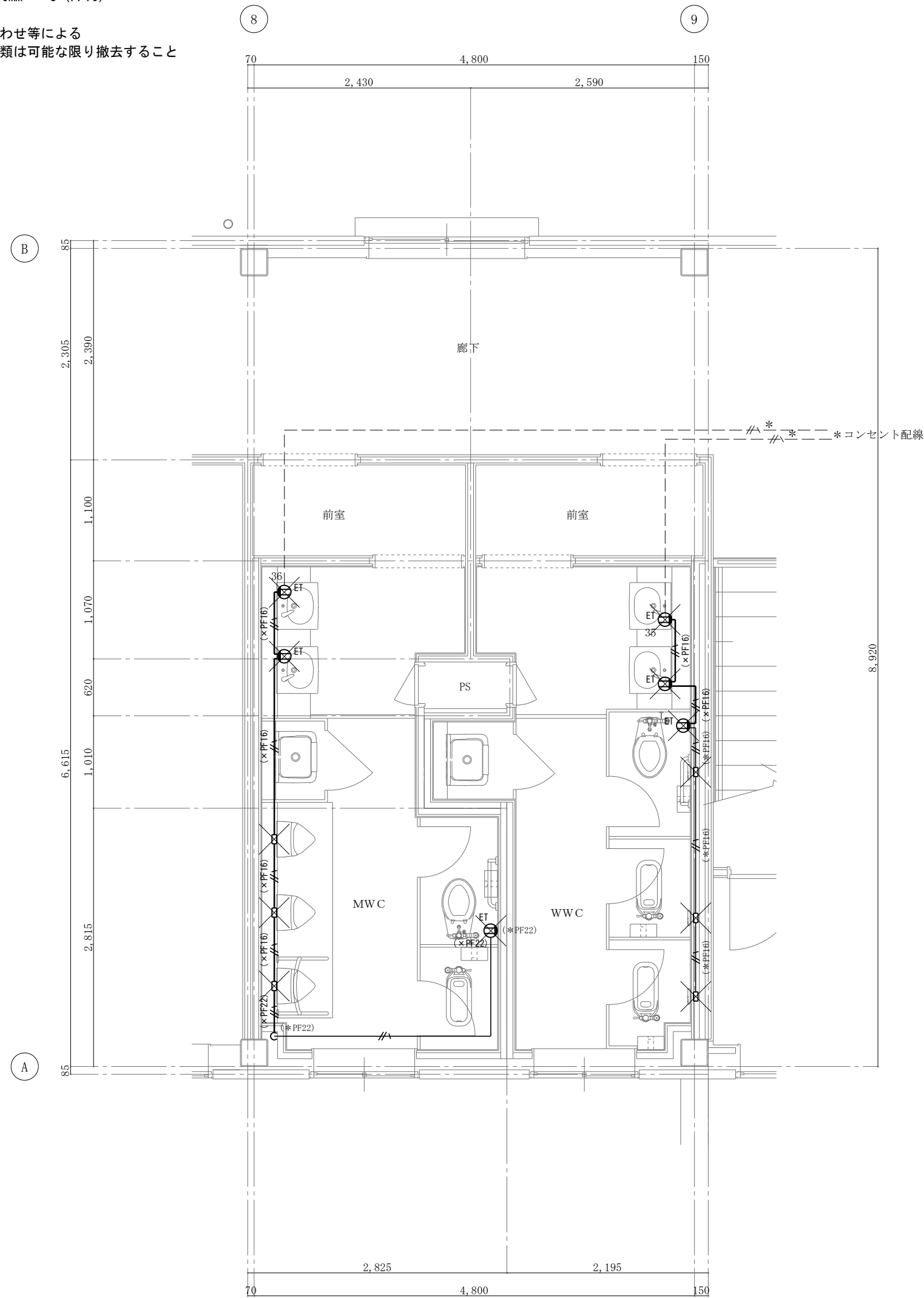
(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 2E-05	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 商業科棟 電源設備 1階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

- EM-IE 2.0mm × 2 (PF16)
- EM-IE 2.0mm × 3 (PF16)

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



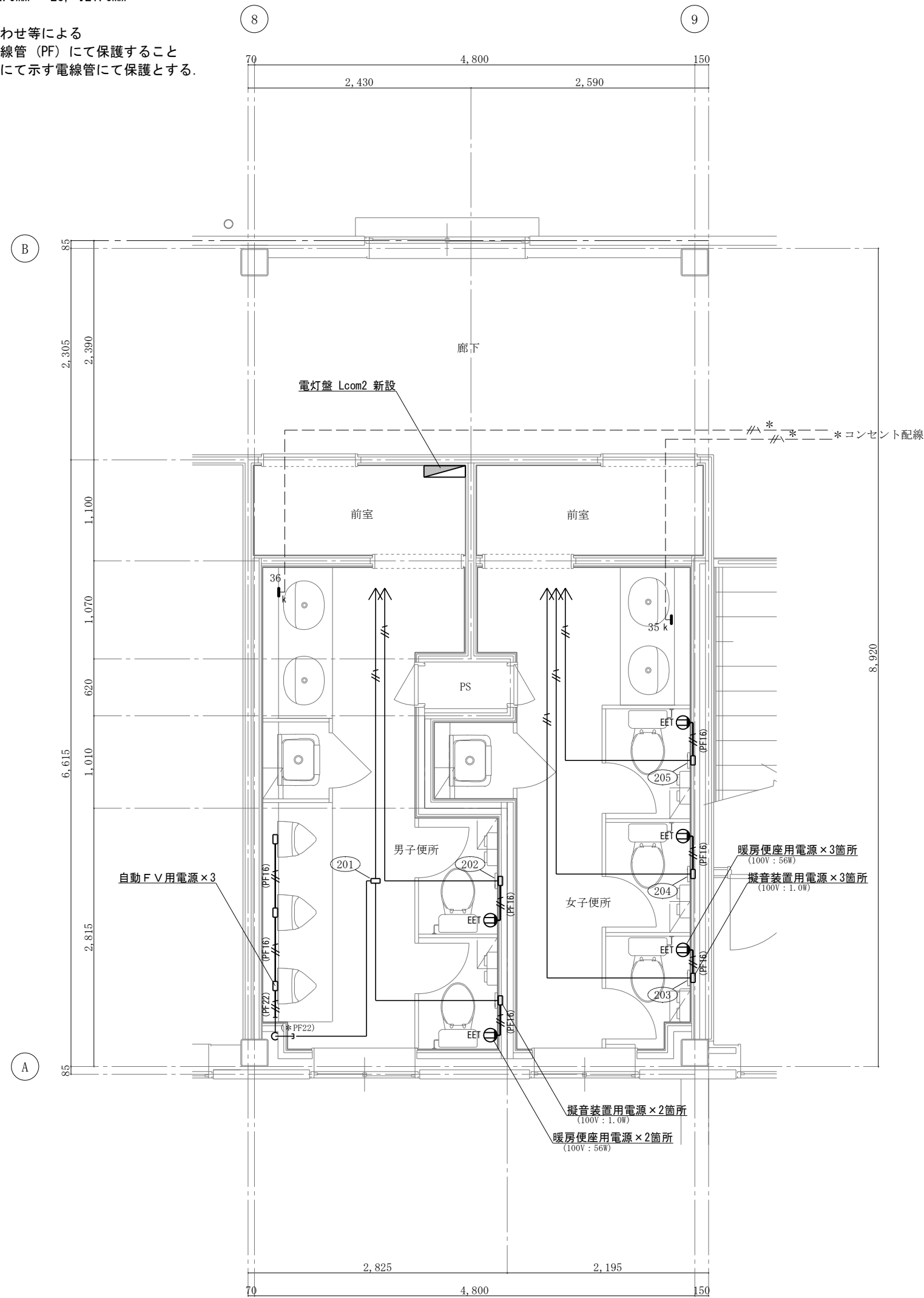
【 現 況 図 】

商業科棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

- EM-EEF 2.0mm - 2c
- EM-EEF 2.0mm - 2c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。



【 改 修 図 】

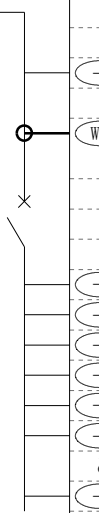
商業科棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

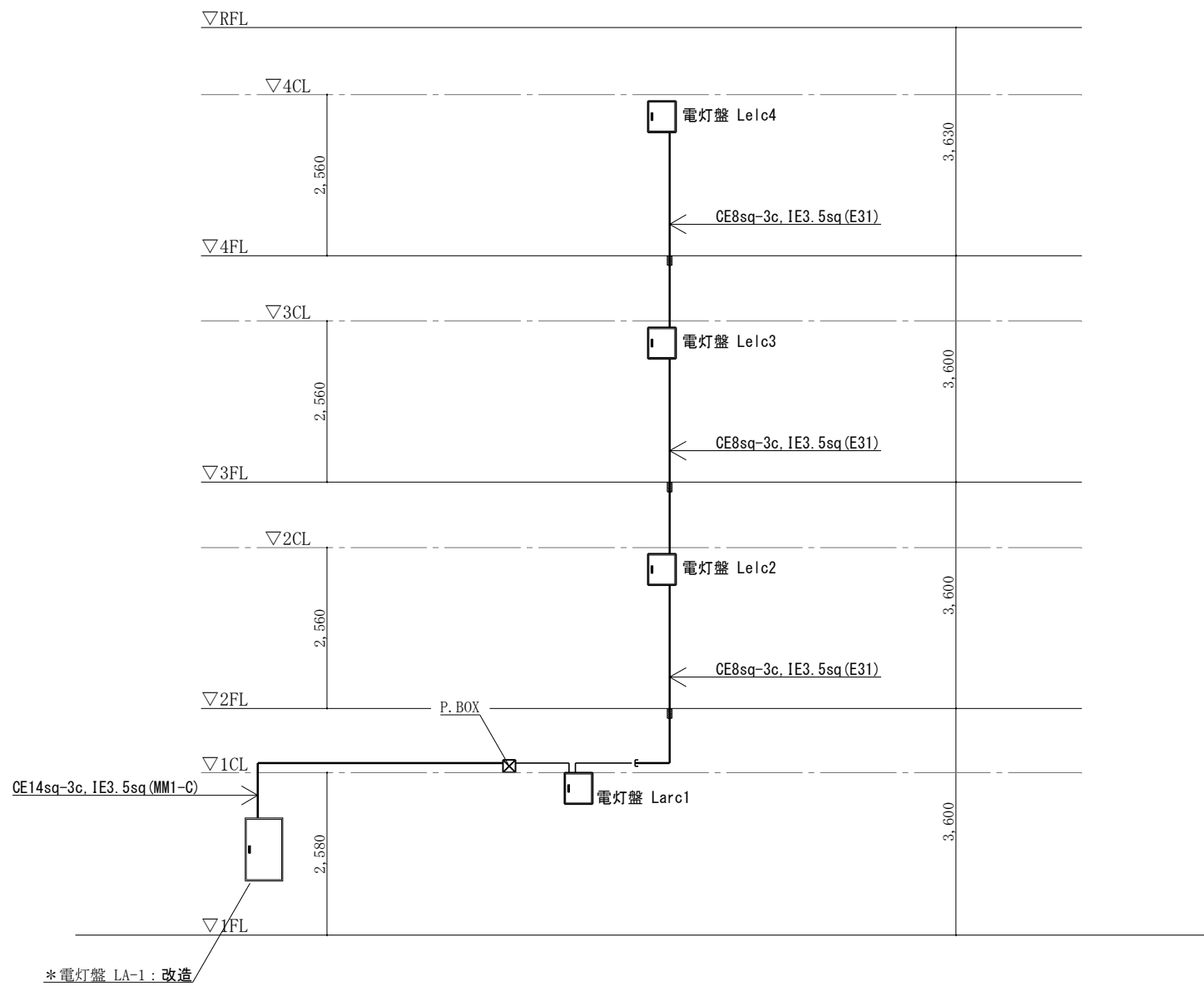
現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 2E-06	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 商業科棟 電源設備 2階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

盤 名 称		回 路 区 分		盤 内 結 線	負 荷 番 号	負 荷 名 称	電 圧	負 荷 容 量					開閉器				制 御 回 路	付 属 器 具	備 考	
形 式	電 気 方 式	電 気 方 式	容量 合 計					(V)	(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配 線 保 護	漏 電 保 護	極 数	AF				AT
仕 様	一次配線(向き)																			
階段 設置場所																				
新設(既製品盤)				✕		電灯盤 Le1c1・Le1c2・Le1c3・Le1c4(開閉器一次側で分岐)														
電灯盤 Le1c1		一般電灯					主幹	200/100				E	3	50	30			CE 8sq-3c, 1E3.5sq(上)		
屋内 壁掛 型		1φ3W 200/100V																		
製造業者標準仕様		2.568 kVA																		
1F 物 入		CE 14sq-3c(上向)																		
箱体材質		IE3.5sq(ED)					⑩1	男子便所	便座・自動F V等	100	59		M	2	50	20				
○銅板 ・ SUS							⑩2	〃	便座回路	100		56	M	2	50	20				
							⑩3	女子便所	便座回路	100	57		M	2	50	20				
							⑩4	オストメイト	電気温水器等	100		630	M	2	50	20				
							⑩5	多機能便所	便座回路	100	1,260		M	2	50	20				
						⑩6	〃	電気温水器等	100		506	M	2	50	20					
						⑩7	非常押しボタン		100	—		M	2	50	20					
						①	予 備		100		—	M	2	50	20					
新設(既製品盤)				✕		電灯盤 Le1c3・Le1c4											CE 8sq-3c, 1E3.5sq(上)			
電灯盤 Le1c2		一般電灯					主幹	200/100				E	3	50	30					
屋内 壁掛 型		1φ3W 200/100V																		
製造業者標準仕様		0.287 kVA																		
2F 男子洗面		CE 8sq-3c(下面)																		
箱体材質		IE3.5sq(ED)					②01	男子便所	便座・自動F V等	100	59		M	2	50	20				
○銅板 ・ SUS							②02	〃	便座・擬音装置回路	100		57	M	2	50	20				
							②03	女子便所	便座・擬音装置回路	100	57		M	2	50	20				
							②04	〃	〃	100		57	M	2	50	20				
							②05	〃	〃	100	57		M	2	50	20				
						②	〃	〃	100		—	M	2	50	20					
参考寸法																				
W×D×H(mm)																				
450 125 500																				
参考質量(kg)																				
—																				
新設(既製品盤)				✕		電灯盤 Le1c3											CE 8sq-3c, 1E3.5sq(上)			
電灯盤 Le1c3		一般電灯					主幹	200/100				E	3	50	30					
屋内 壁掛 型		1φ3W 200/100V																		
製造業者標準仕様		0.287 kVA																		
3F 男子洗面		CE 8sq-3c(下面)																		
箱体材質		IE3.5sq(ED)					③01	男子便所	便座・自動F V等	100	59		M	2	50	20				
○銅板 ・ SUS							③02	〃	便座・擬音装置回路	100		57	M	2	50	20				
							③03	女子便所	便座・擬音装置回路	100	57		M	2	50	20				
							③04	〃	〃	100		57	M	2	50	20				
							③05	〃	〃	100	57		M	2	50	20				
						③	〃	〃	100		—	M	2	50	20					
参考寸法																				
W×D×H(mm)																				
450 125 500																				
参考質量(kg)																				
—																				
新設(既製品盤)				✕		電灯盤 Lar4c														
電灯盤 Lar4c		一般電灯					主幹	200/100				E	3	50	30					
屋内 壁掛 型		1φ3W 200/100V																		
製造業者標準仕様		0.287 kVA																		
4F 男子洗面		CE 8sq-3c(下面)																		
箱体材質		IE3.5sq(ED)					④01	男子便所	便座・自動F V等	100	59		M	2	50	20				
○銅板 ・ SUS							④02	〃	便座・擬音装置回路	100		57	M	2	50	20				
							④03	女子便所	便座・擬音装置回路	100	57		M	2	50	20				
							④04	〃	〃	100		57	M	2	50	20				
							④05	〃	〃	100	57		M	2	50	20				
						④	〃	〃	100		—	M	2	50	20					
参考寸法																				
W×D×H(mm)																				
450 125 500																				
参考質量(kg)																				
—																				

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回 路 区 分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線	盤内結線	負荷番号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量					開閉器		制 御 回 路	付 属 器 具	備 考	
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	漏電保護極数	AF				AT
改 造 *電灯盤 LA-1 屋内埋込型 — 1F 廊 下	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *1V 60sq×3 E 14sq (ED)			電灯幹線 2F・3F・4F	200					—	M	3	225	150		
				便所電源主幹 開閉器増設	200/100						M	3	50	40		増設開閉器の中扉開口共
				主幹	200/100						M	3	60	60		
				既設負荷	200			—			M	2	50	20		
				〃	200			—			M	2	50	20		
				〃	200			—			M	2	50	20		
				〃	200			—			M	2	50	20		
				〃	200			—			M	2	50	20		
				予 備	100			—			M	1	50	20		
				〃	100			—			M	1	50	20		
				〃	100			—			M	1	50	20		
				既設負荷	100	—					M	1	50	20		



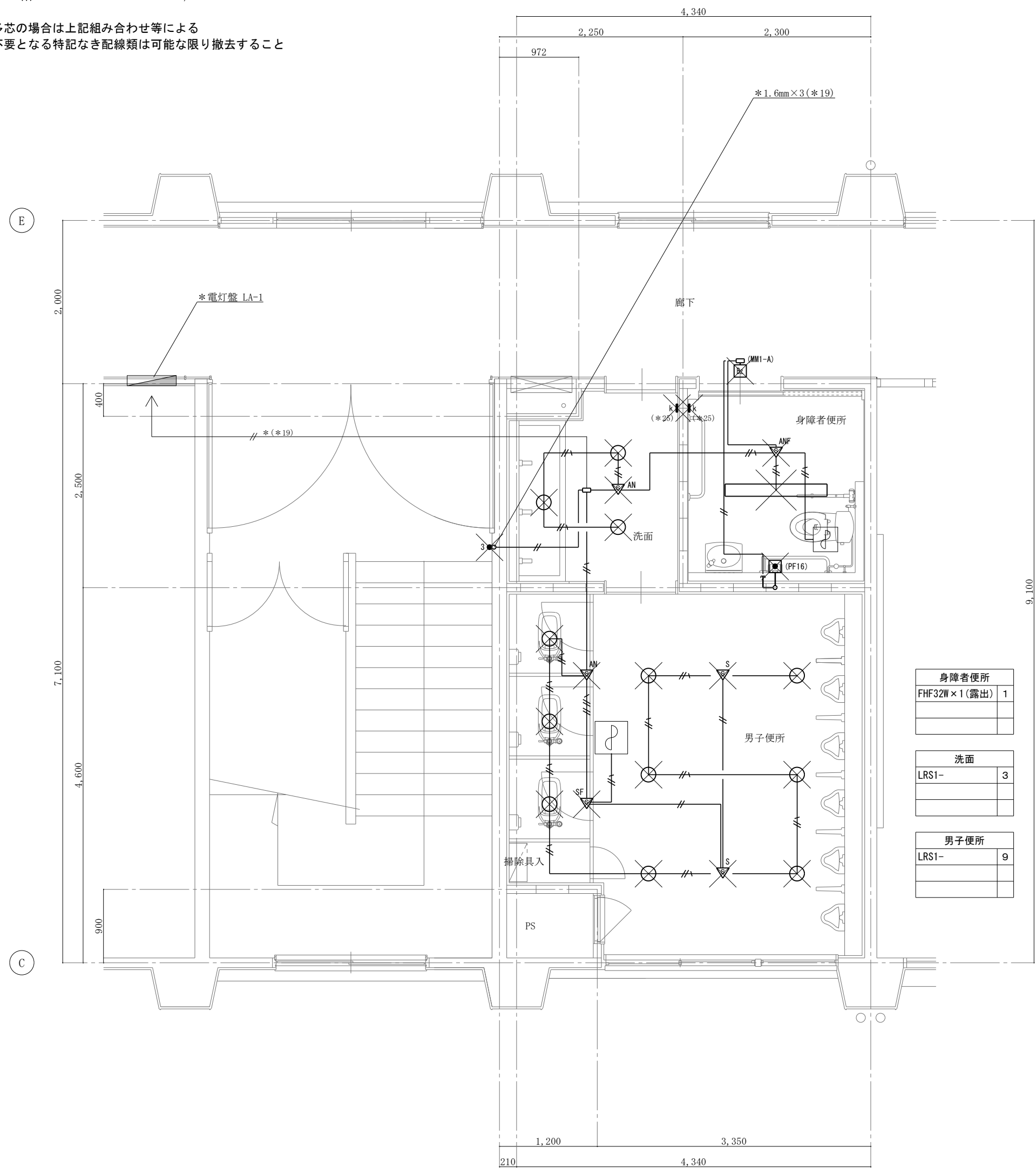
(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 3E-01	(株)徳島総合コンサルタント級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖州4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 電気科棟 盤単線結線図・参考系統図	・縮尺 NON	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



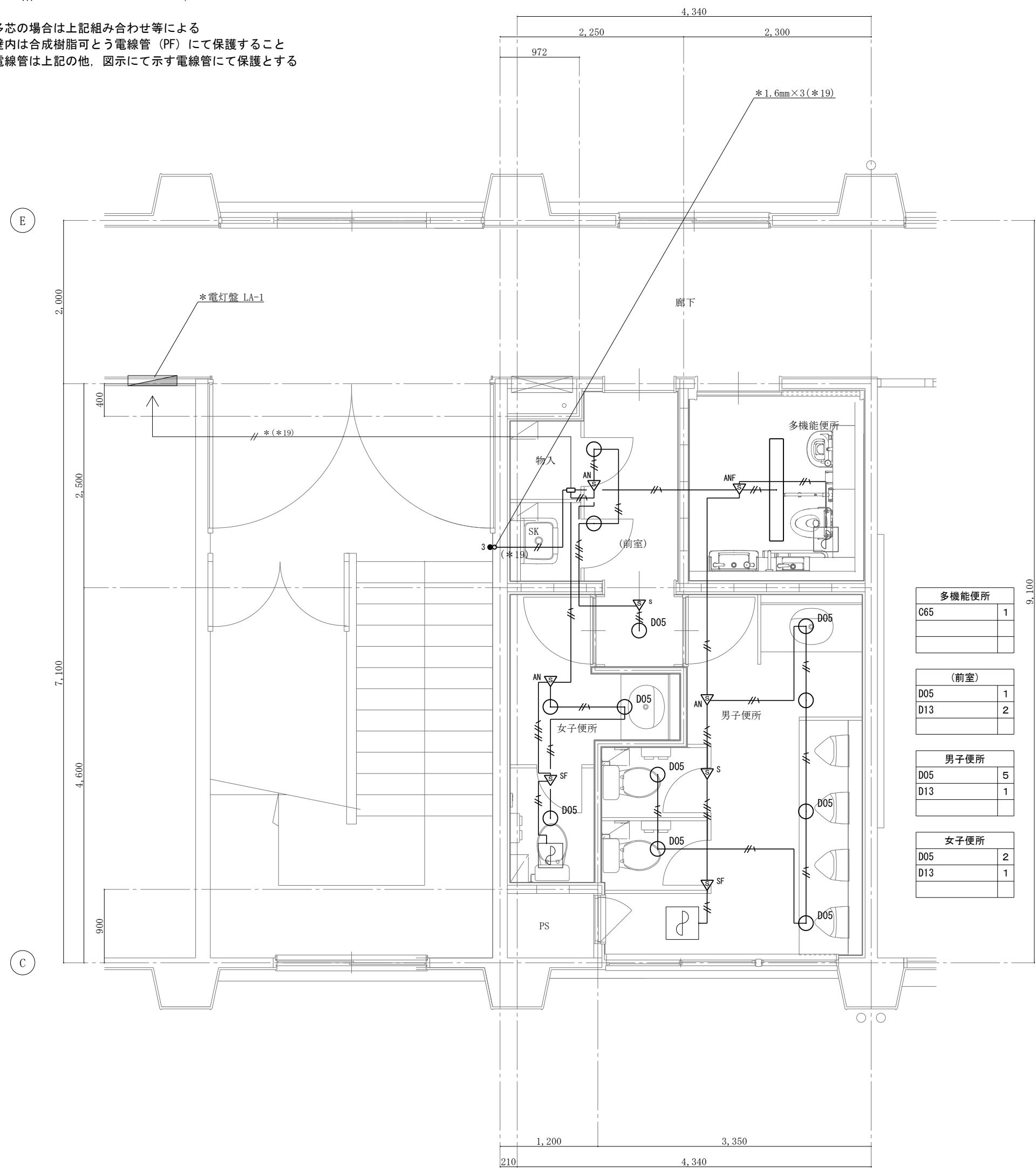
【 現 況 図 】

電気科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする



【 改 修 図 】

電気科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課

・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光
トイレ改修工事電気

・図面名 電気科棟 照明設備 1階平面詳細図

・図面番号 3E-02

・縮尺 1/ 50

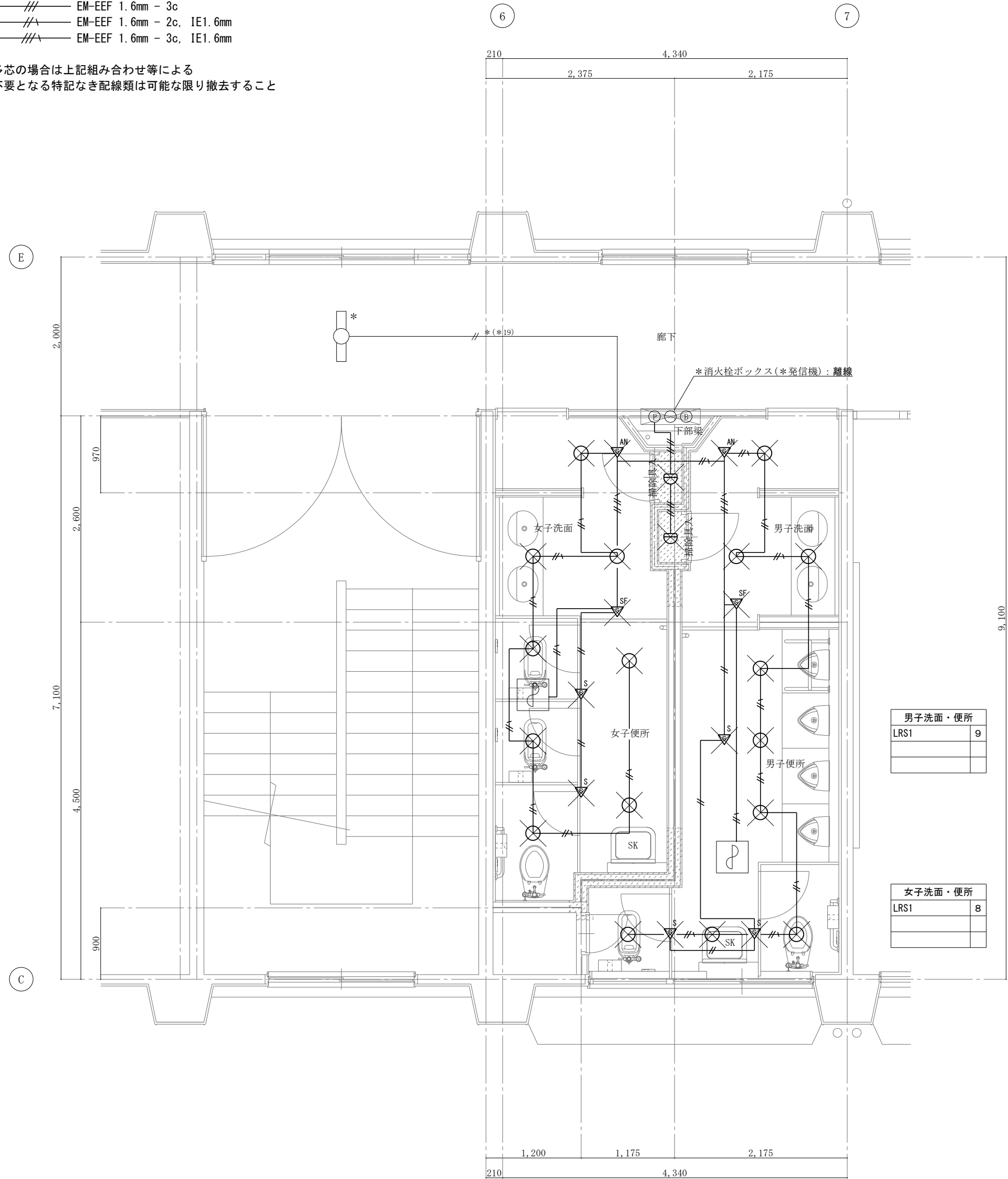
(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所

事務所登録 徳島県知事登録 第21105号
徳島市北沖洲4丁目6-62
TEL664-8031 FAX664-8034
管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- EM-EEF 1.6mm - 2c
- EM-EEF 1.6mm - 3c
- EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



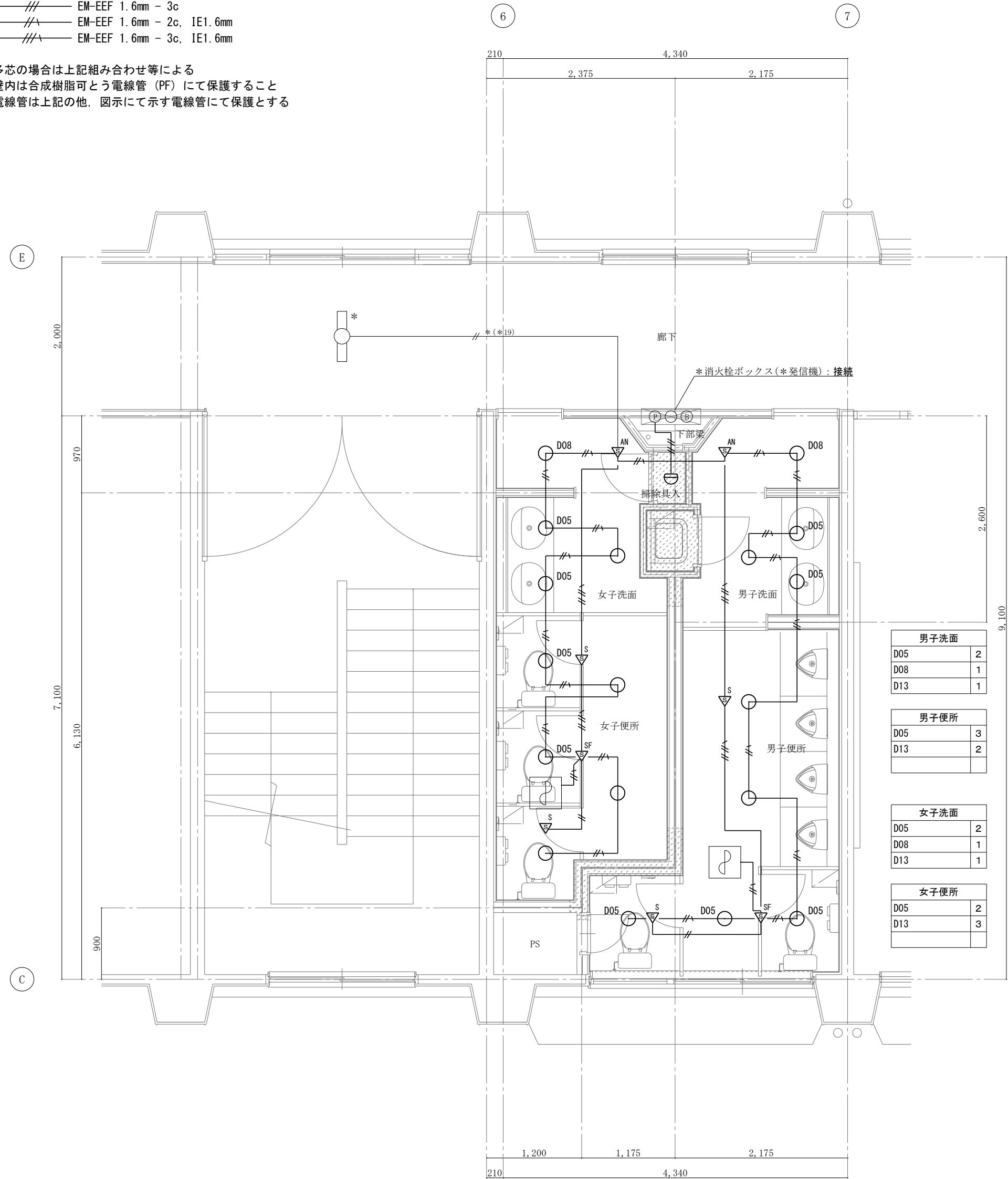
【 現 況 図 】

電気科棟 2・3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- EM-EEF 1.6mm - 2c
- EM-EEF 1.6mm - 3c
- EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする



【 改 修 図 】

電気科棟 2・3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

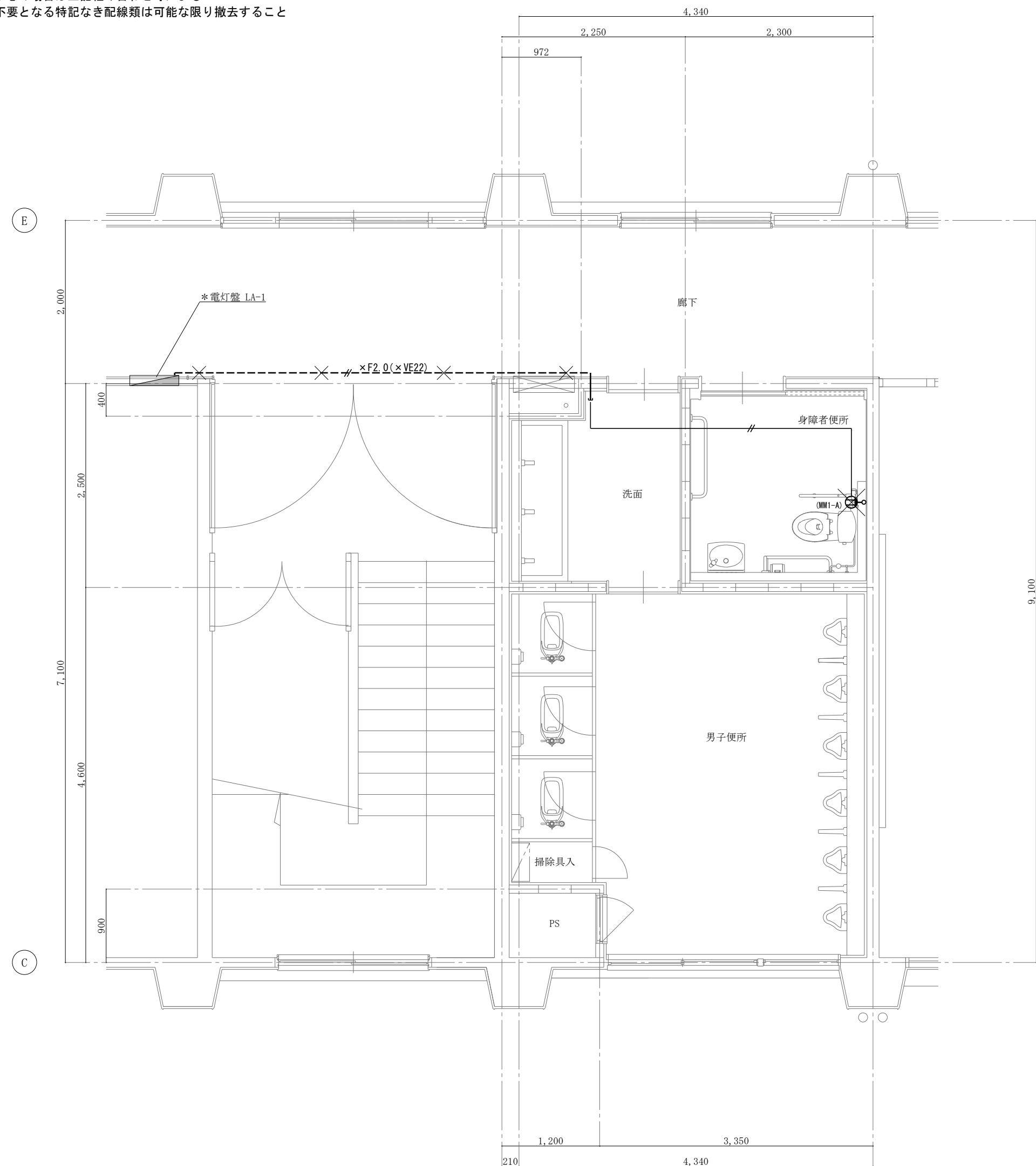
(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 3E-03	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 電気科棟 照明設備 2・3・4階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

——//—— EM-EEF 2.0mm - 2c
——//△—— EM-EEF 2.0mm - 2c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



【 現 況 図 】

電気科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

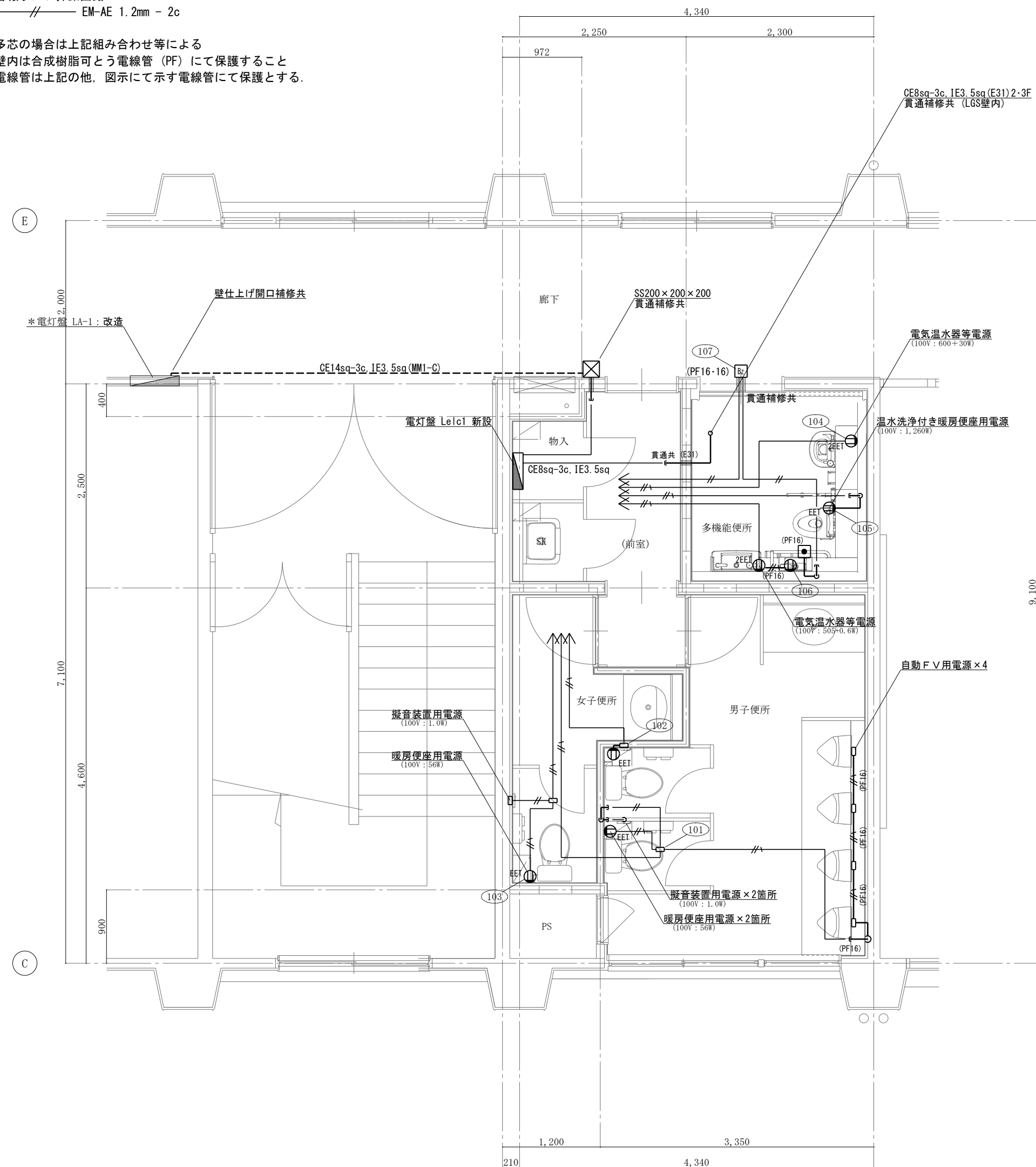
現 況 図 → 改 修 図

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

——//—— EM-EEF 2.0mm - 2c
——//△—— EM-EEF 2.0mm - 2c, 1E1.6mm

警報ランプ押釦回路
——//—— EM-AE 1.2mm - 2c

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。

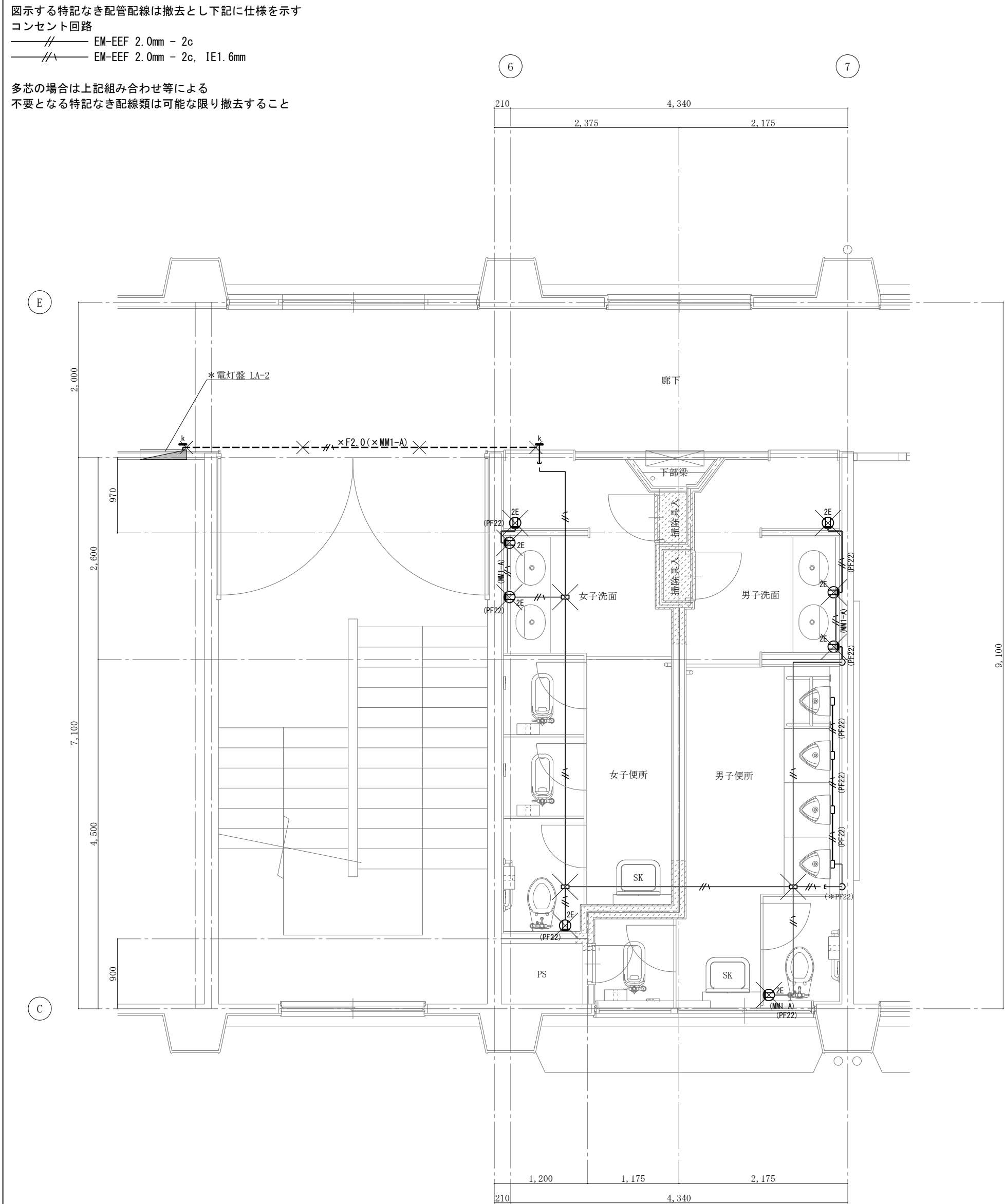


【 改 修 図 】

電気科棟 1階便所 平面詳細図 S=1/50

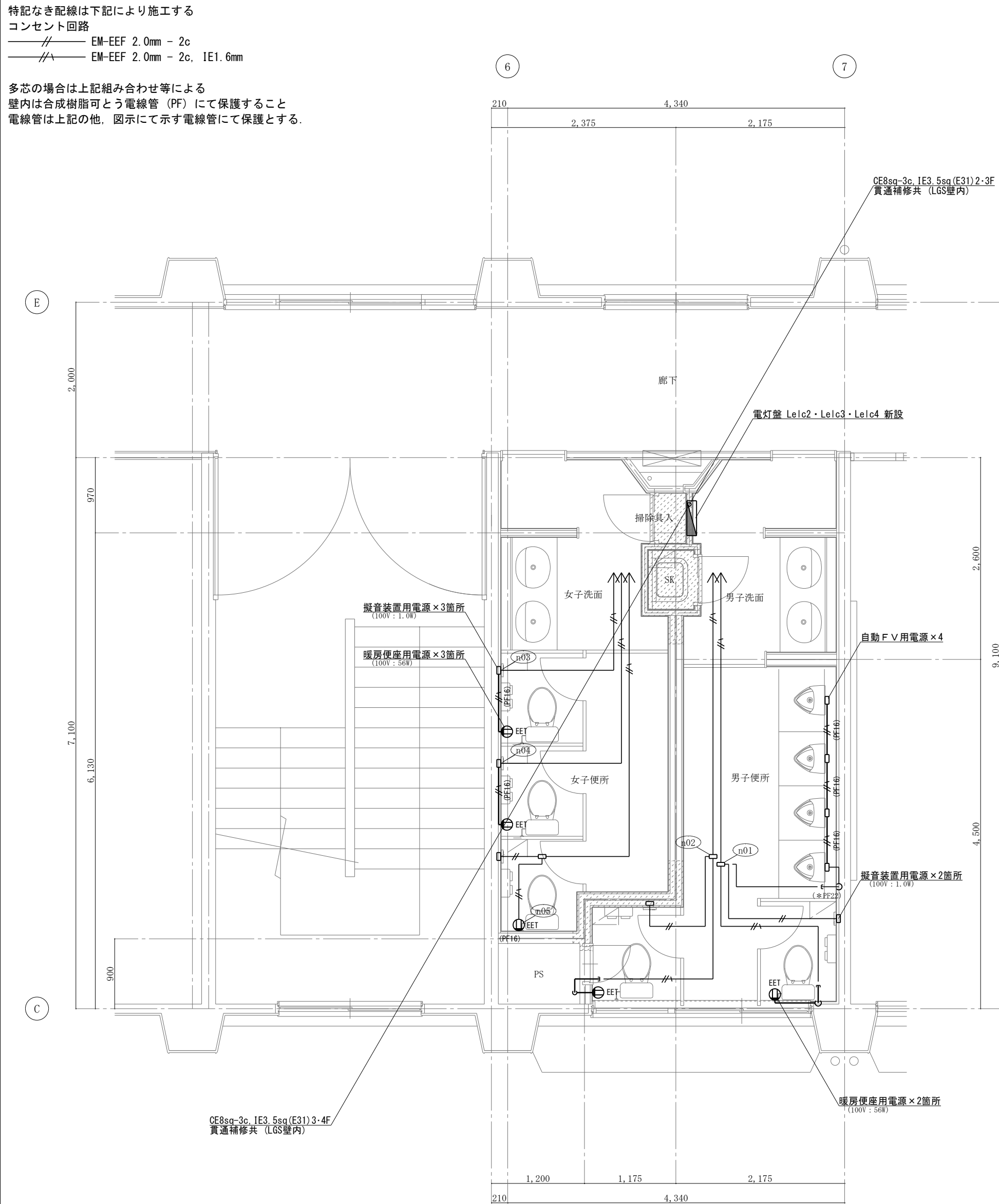
(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 3E-04	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 電気科棟 電源設備 1階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	



【 現 況 図 】

電気科棟 2・3・4階便所 平面詳細図 S=1/50



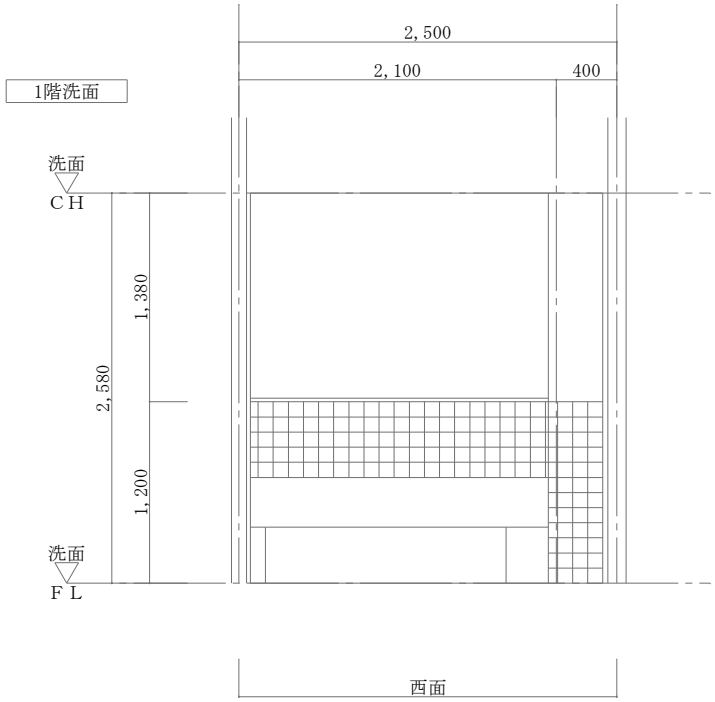
【 改 修 図 】

電気科棟 2・3・4階便所 平面詳細図 S=1/50

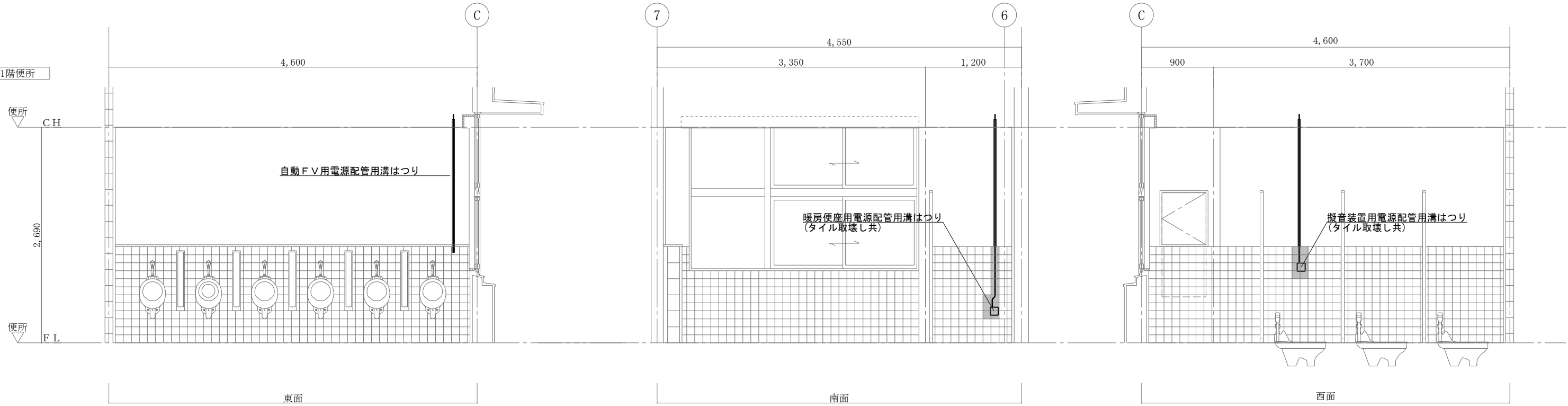
現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。 図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 3E-05	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 電気科棟 電源設備 2・3・4階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

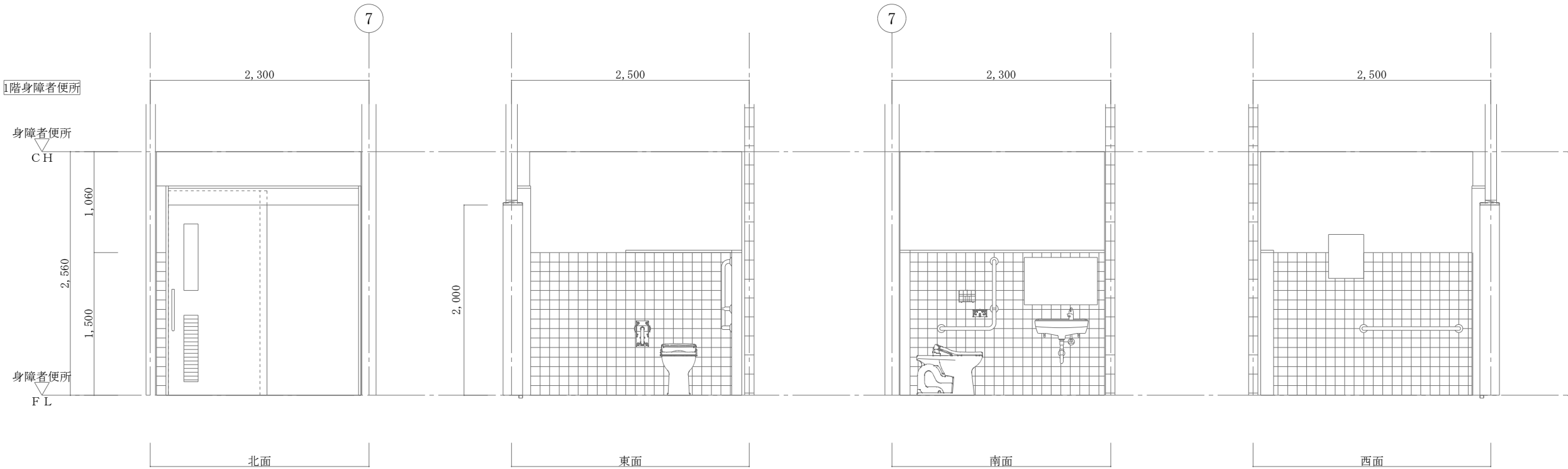
電気科棟 1階洗面 参考展開図 S=1/50



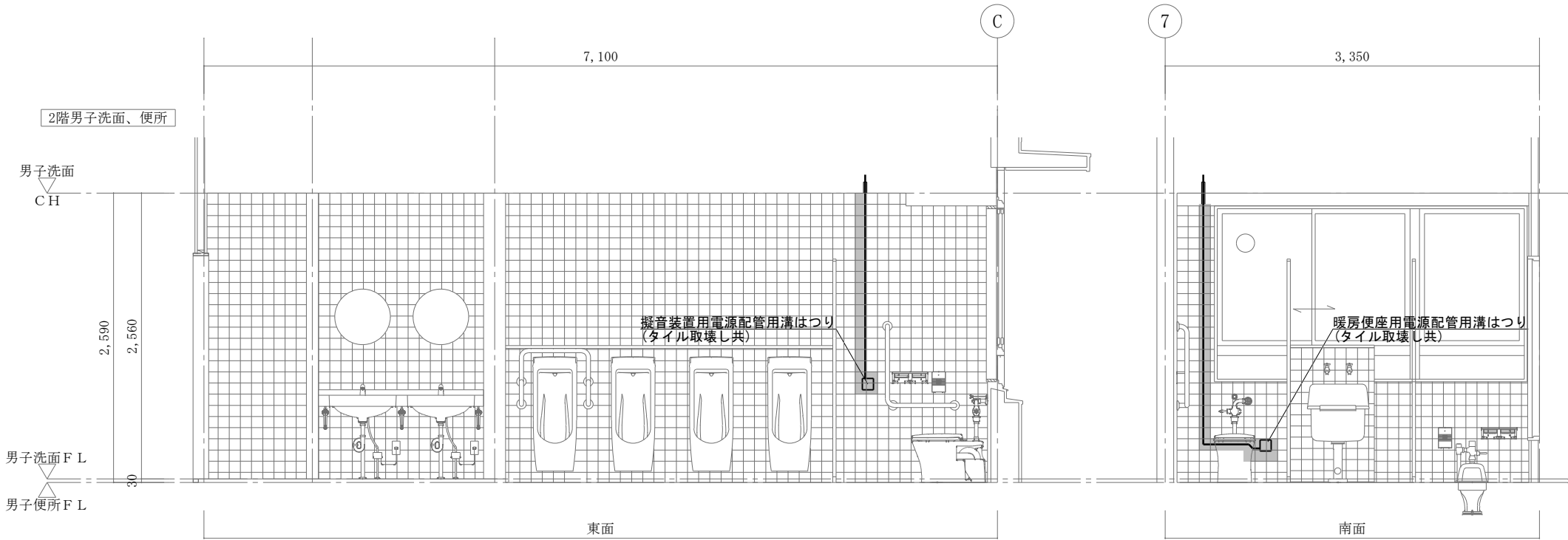
電気科棟 1階便所 参考展開図 S=1/50



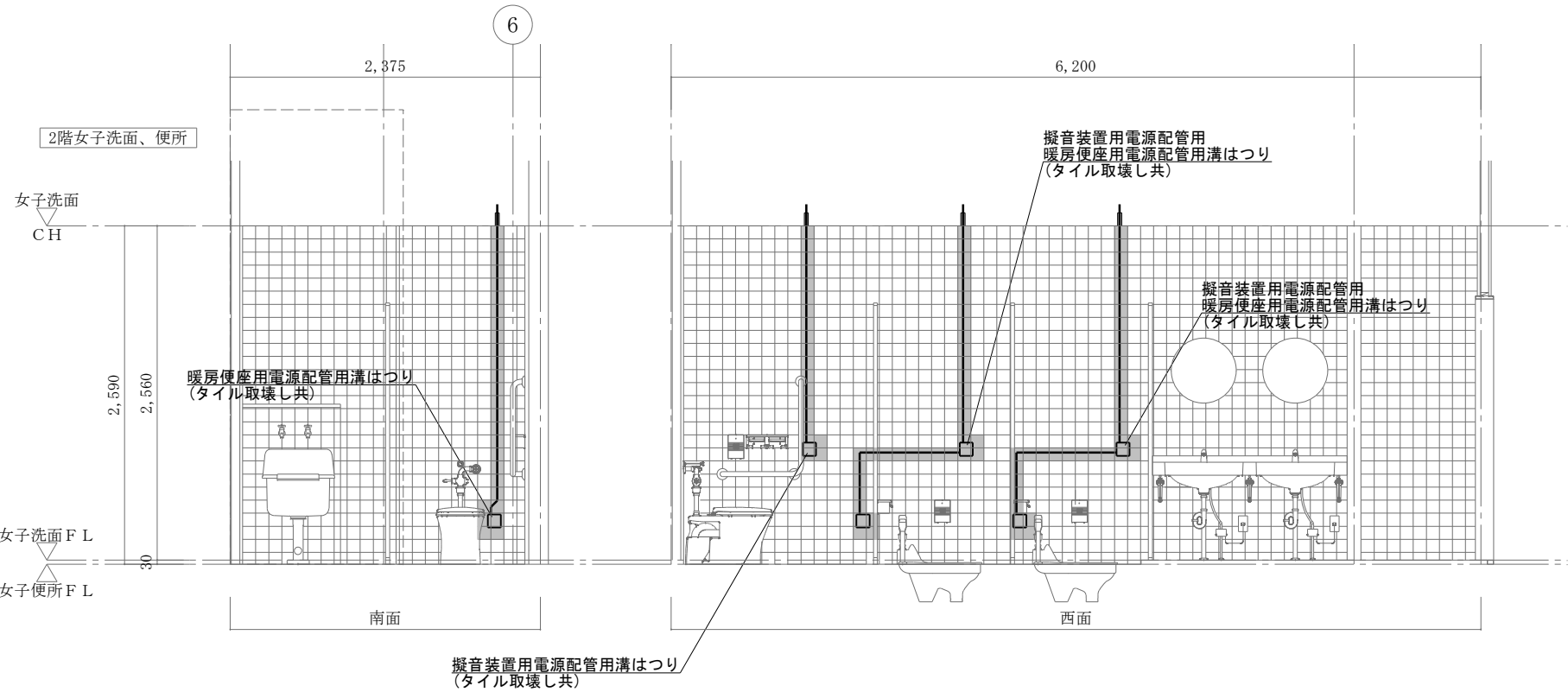
電気科棟 1階身障者便所 参考展開図 S=1/50



電気科棟 2・3・4階 男子便所 参考展開図 S=1/50



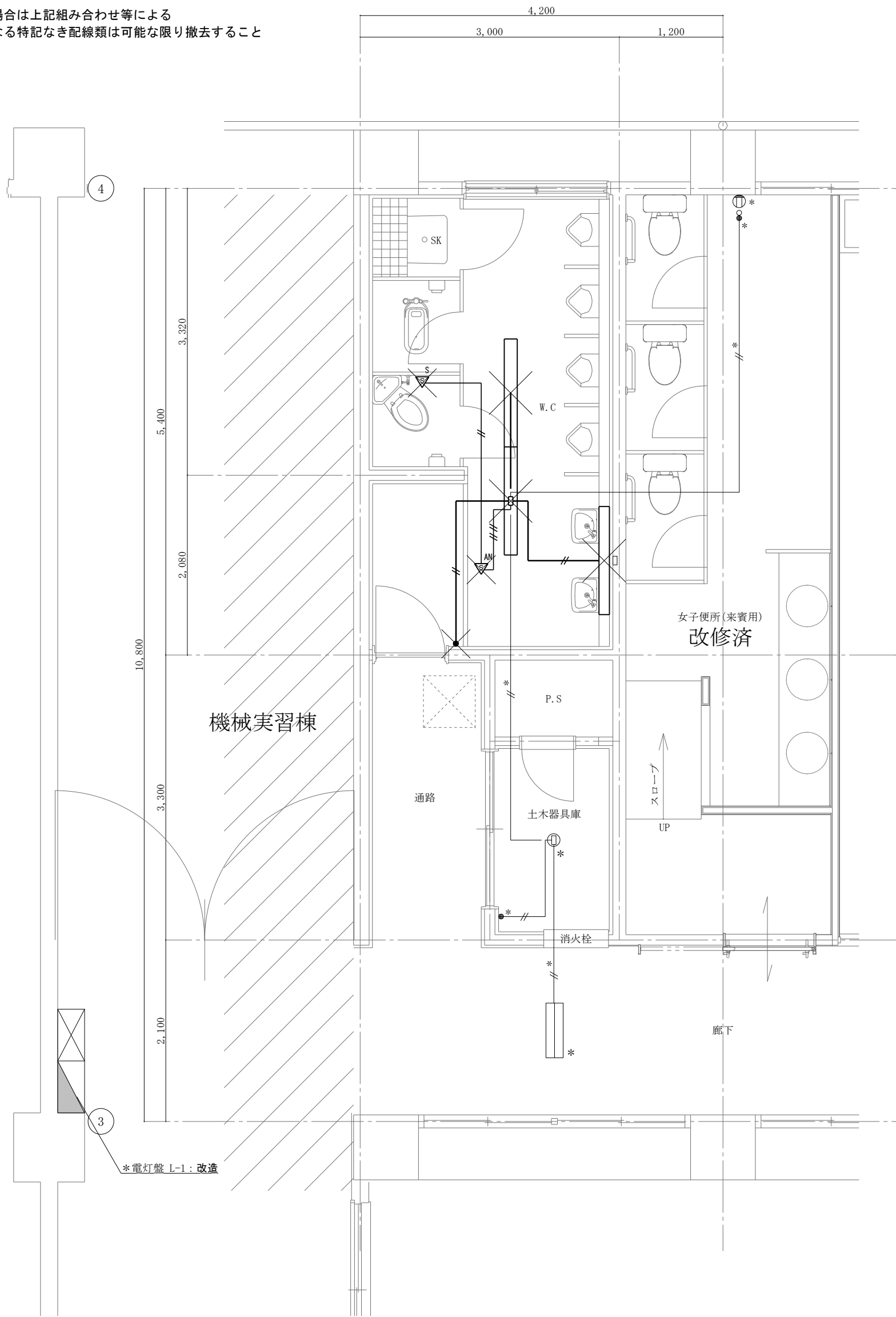
電気科棟 2・3・4階 女子便所 参考展開図 S=1/50



図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- IV 1.6mm ×2 (19)
- IV 1.6mm ×3 (19)
- IV 1.6mm ×3 (19)
- IV 1.6mm ×4 (25)

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること



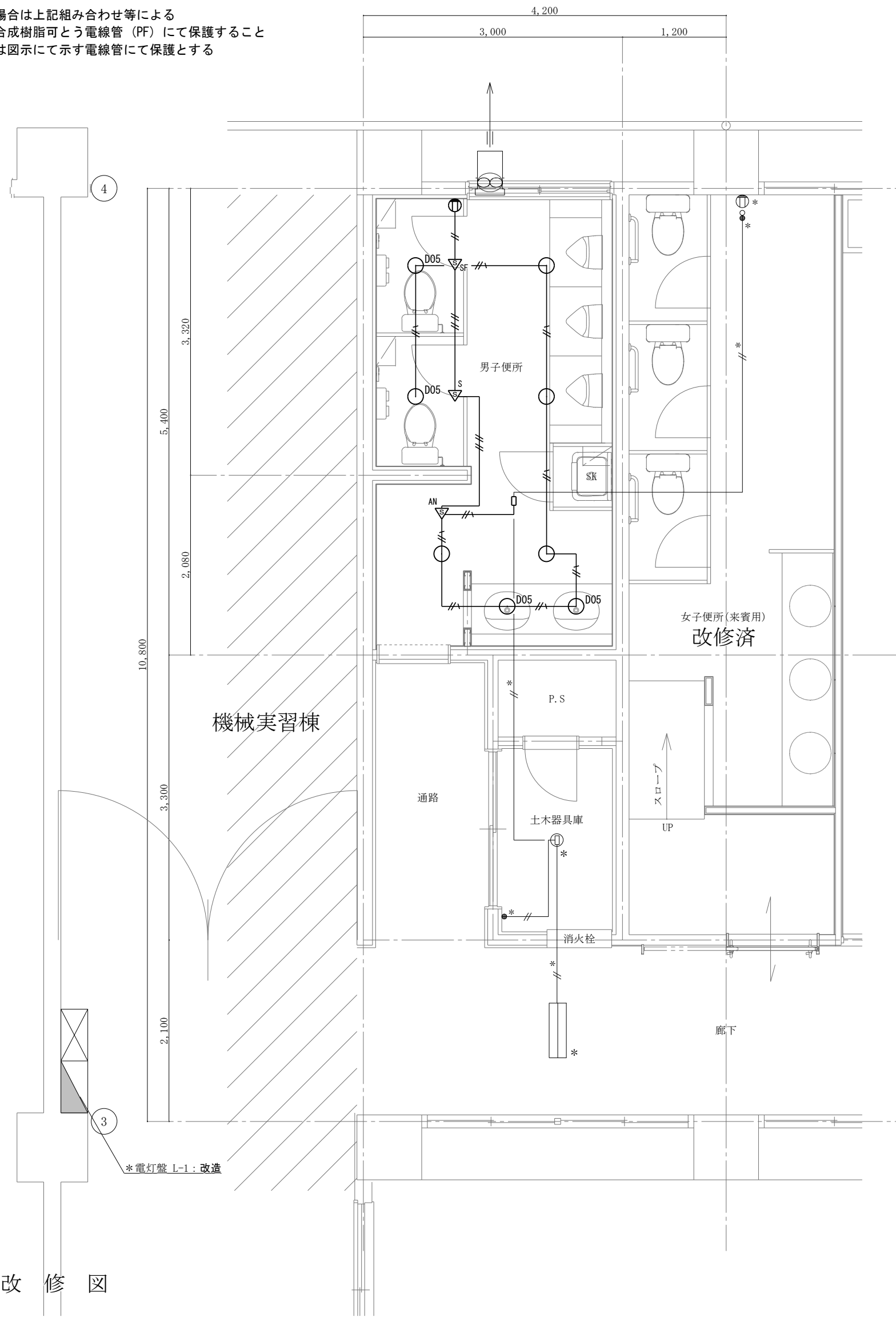
【 現 況 図 】
土木実習棟 1 階便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- EM-EEF 1.6mm - 2c
- EM-EEF 1.6mm - 3c
- EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は図示にて示す電線管にて保護とする



【 改 修 図 】
土木実習棟 1 階便所 平面詳細図 S=1/50

(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 4E-01	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 土木実習棟 照明設備 1階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

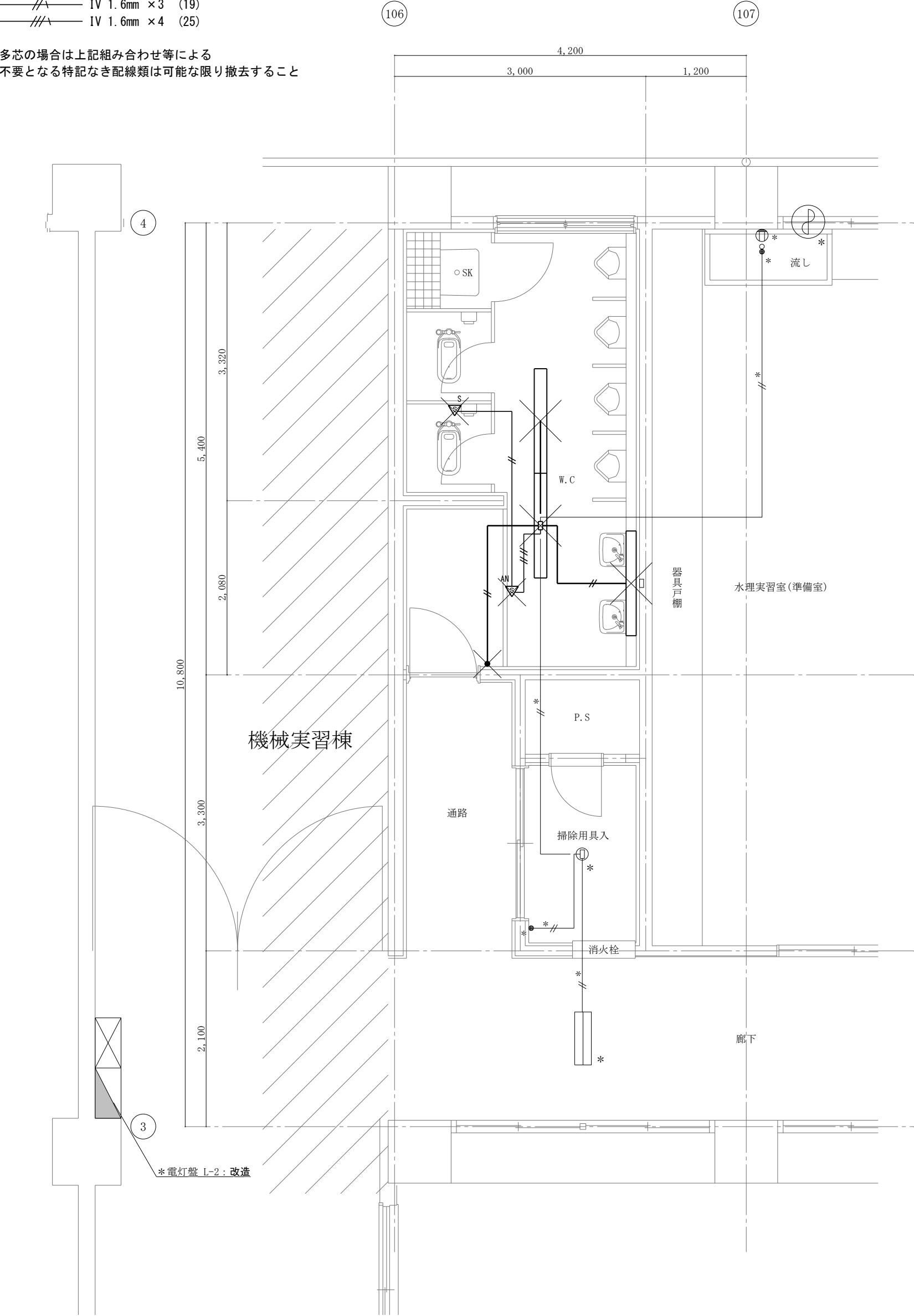
- IV 1.6mm ×2 (19)
- IV 1.6mm ×3 (19)
- IV 1.6mm ×3 (19)
- IV 1.6mm ×4 (25)

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

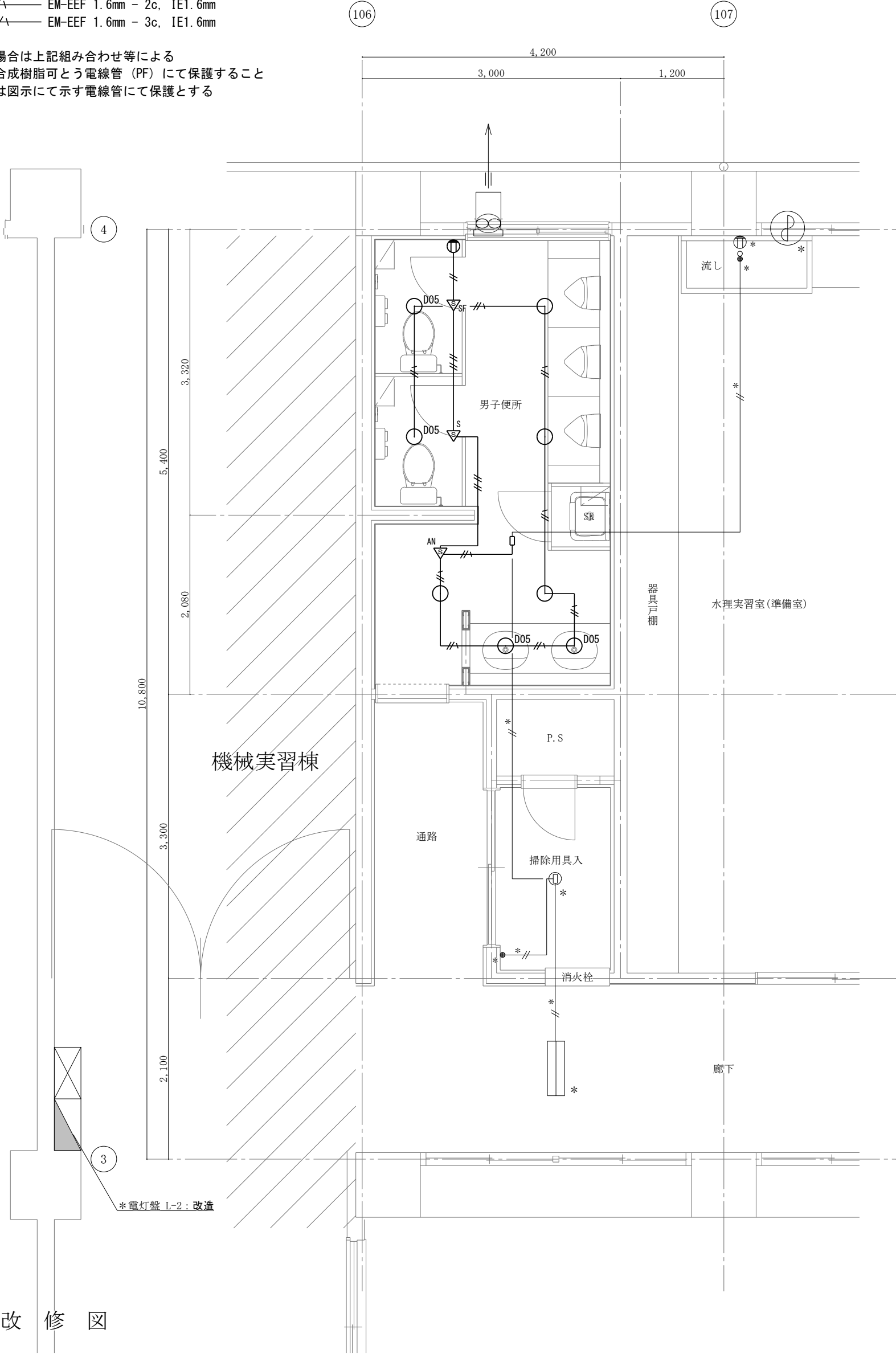
- EM-EEF 1.6mm - 2c
- EM-EEF 1.6mm - 3c
- EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
- EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は図示にて示す電線管にて保護とする



W. C	
FL 40W×1 (露出)	2
FL 40W×1 (壁付)	1

【 現 況 図 】
土木実習棟 2 階便所 平面詳細図 S=1/50



男子便所	
D05	4
D13	4

【 改 修 図 】
土木実習棟 2 階便所 平面詳細図 S=1/50

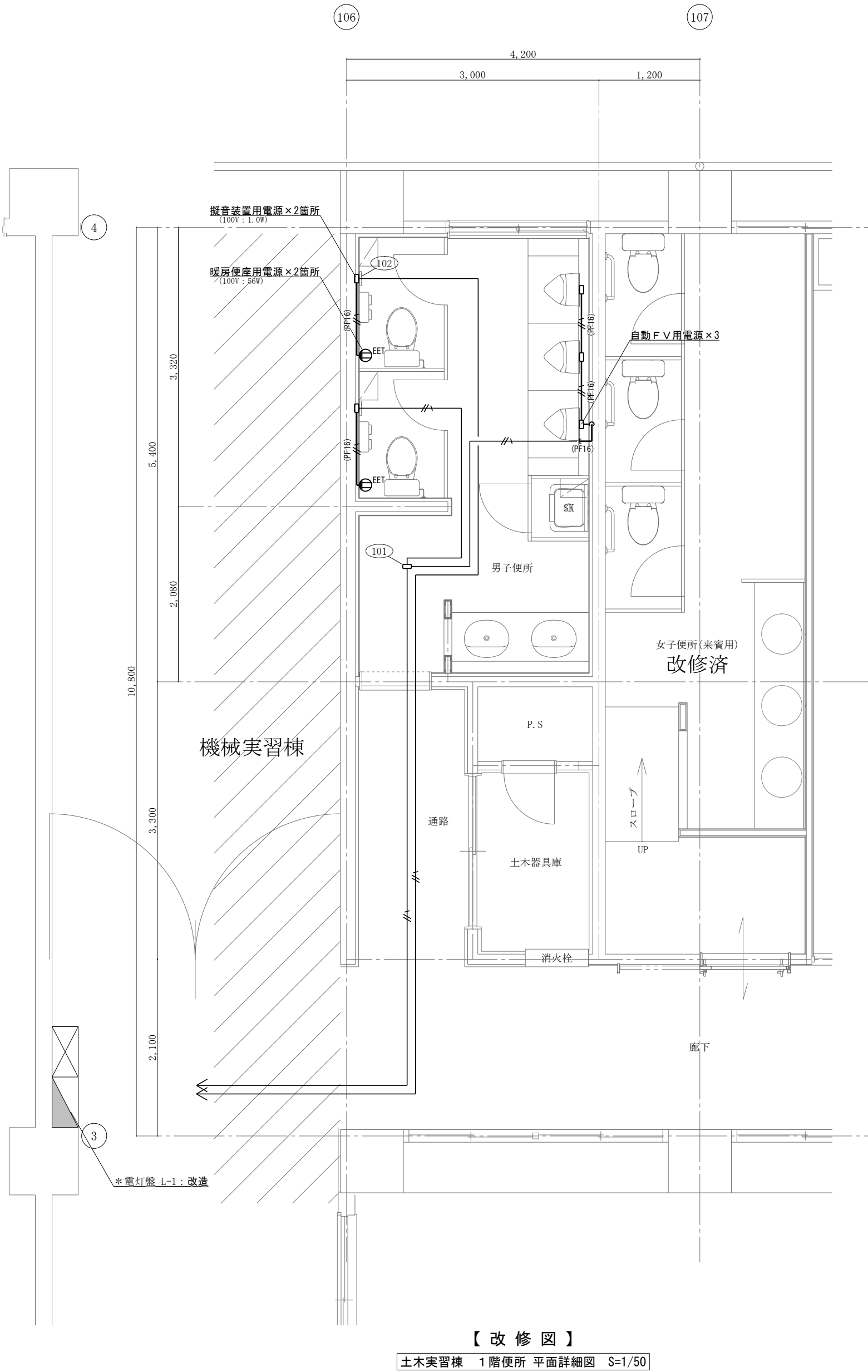
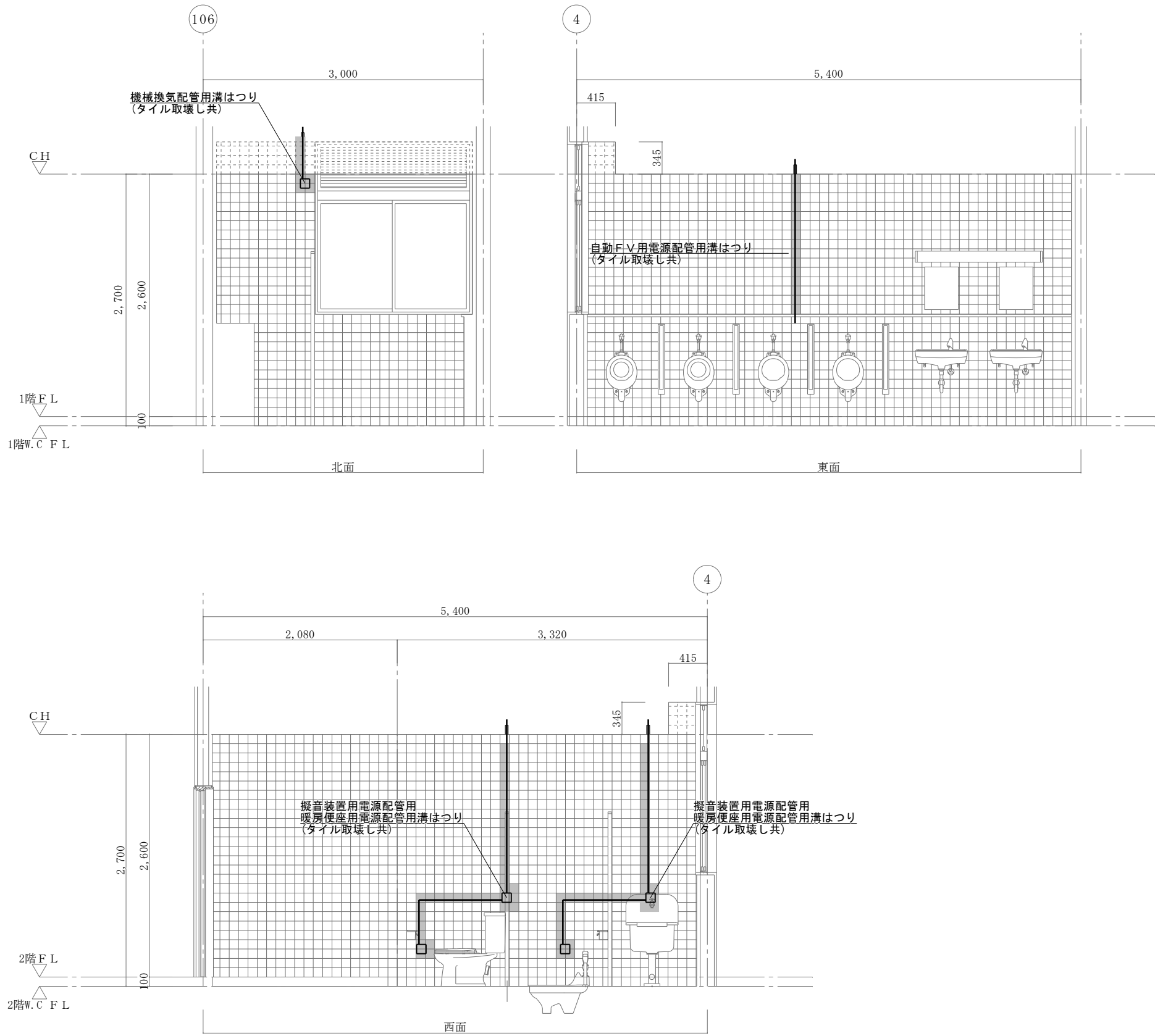
現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 4E-02	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 土木実習棟 照明設備 2階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回路区分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線	盤内結線	負荷番号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量				開閉器				制御回路	付 属 器 具	備 考
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	漏電保護	極数	AF			
改 造 *電灯盤 L-1 屋内自立型 — 1F 廊 下	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *CV150sq-3c			複合盤 M-4	200				—	M	3	100	60			
				弓道場電源	200				—	M	2	50	20			
				主幹	200/100					M	3	225	125			
				101 便所電源 開閉器増設	100	59				E	2	50	20			中扉開口調整共
				102 //	100		57			E	2	50	20			//
				既設負荷	200			—		M	2	50	20			
				//	200			—		M	2	50	20			
				//	200			—		M	2	50	20			
				//	200			—		M	2	50	20			
				既設負荷	100			—		M	1	50	20			
				//	100	—				M	1	50	20			
				既設負荷	100			—		M	2	50	20			

土木実習棟 1階 W・C 参考展開図 S=1/50

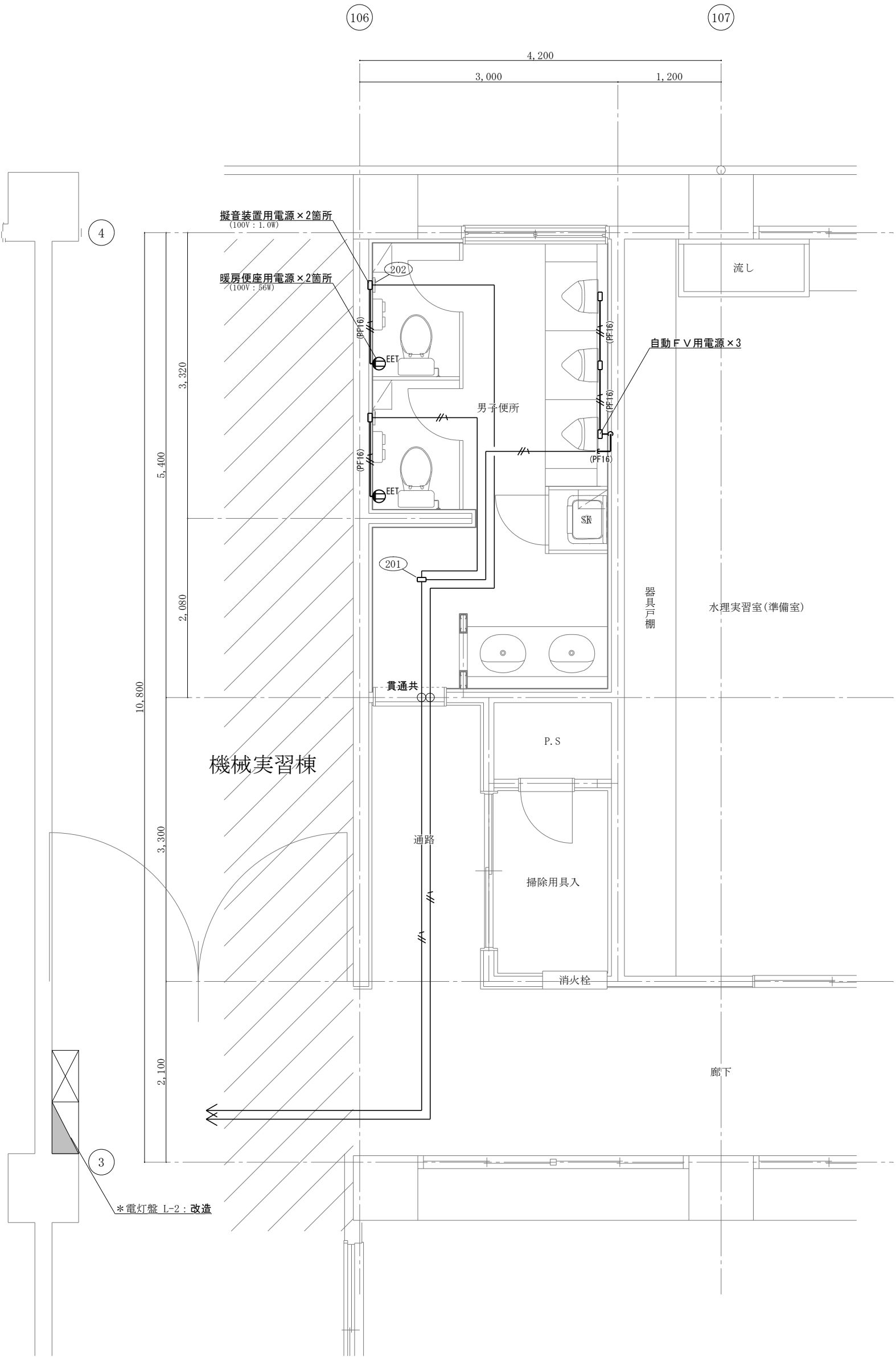
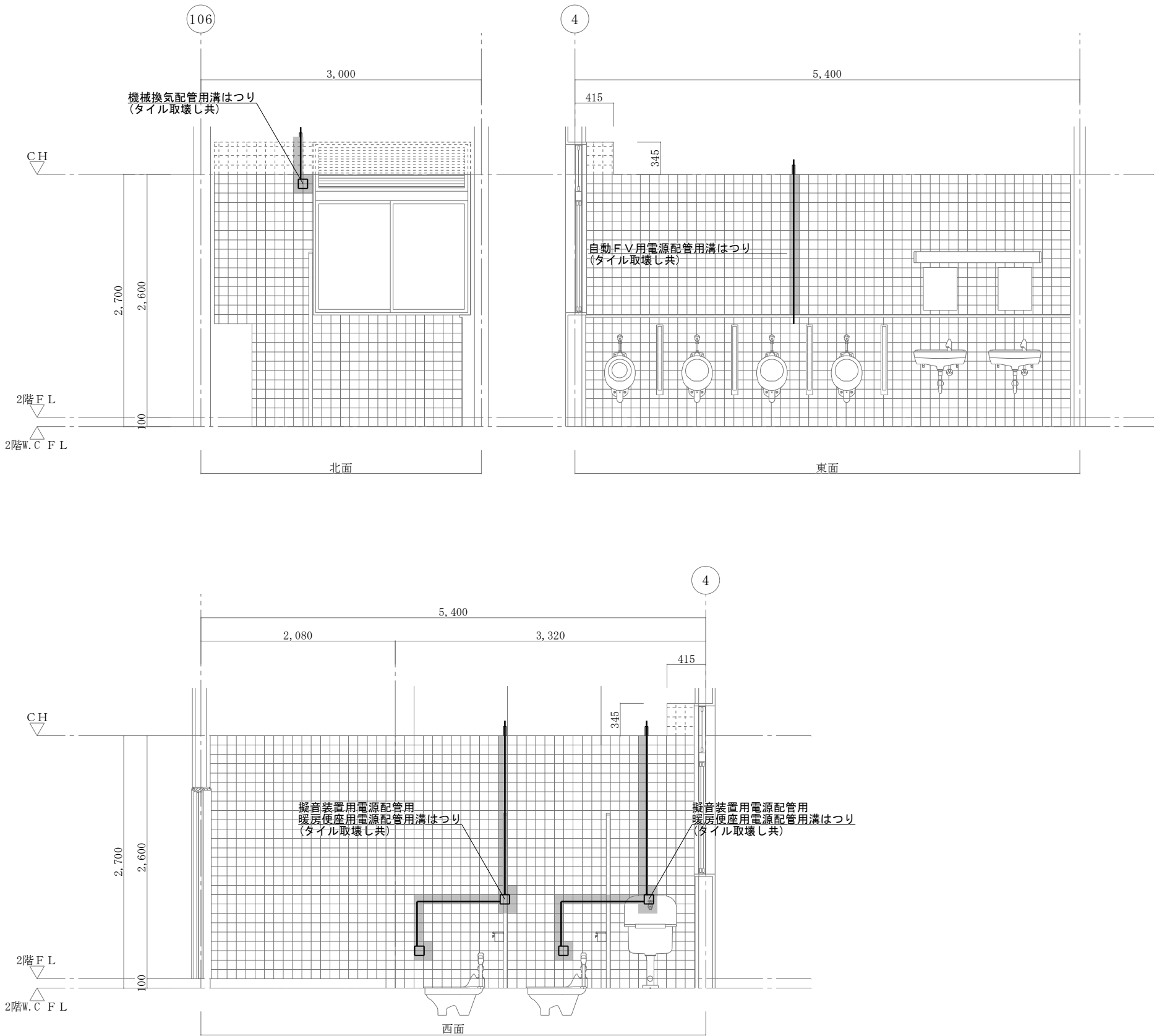


(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 4E-03	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 土木実習棟 電源設備 1階平面詳細図・盤単線結線図	・縮尺 1/ 50	

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回路区分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線	盤内結線	負荷番号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量				開閉器				制御回路	付 属 器 具	備 考
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	極電保護	AF	AT			
改 造 *電灯盤 L-2 屋内自立型 — 2F 廊 下	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *IV 80sq×3			主幹	200/100					M	3	225	125			
			201	便所電源 開閉器増設	100	59				E	2	50	20			中扉開口調整共
			202	〃	100		57			E	2	50	20			〃
				既設負荷	200			—		M	2	50	20			
				〃	200			—		M	2	50	20			
				〃	200			—		M	2	50	20			
				〃	200			—		M	2	50	20			
				既設負荷	100			—		M	1	50	20			
				〃	100			—		M	1	50	20			
				既設負荷	100			—		M	2	50	20			

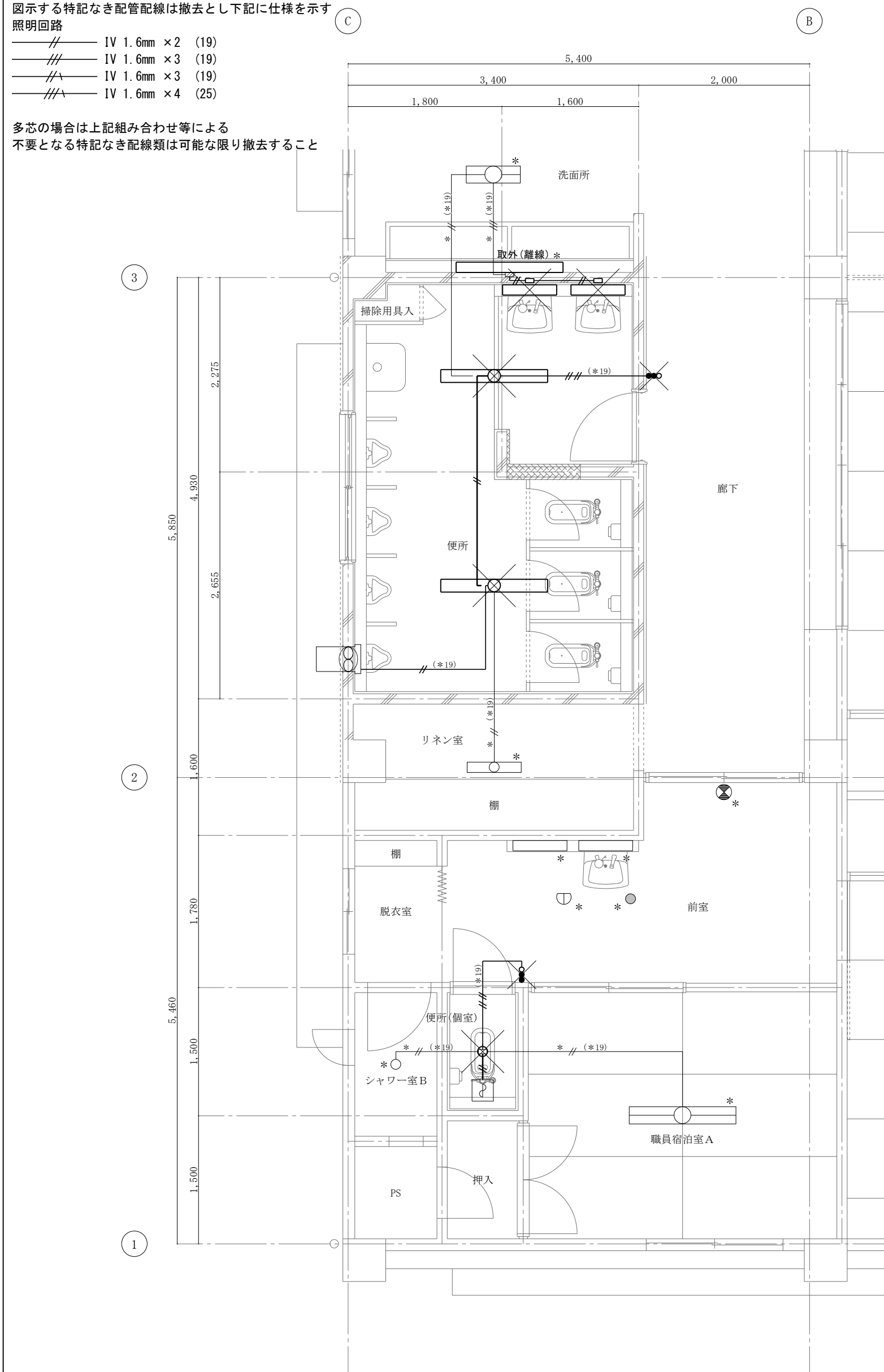
土木実習棟 2階 W・C 参考展開図 S=1/50



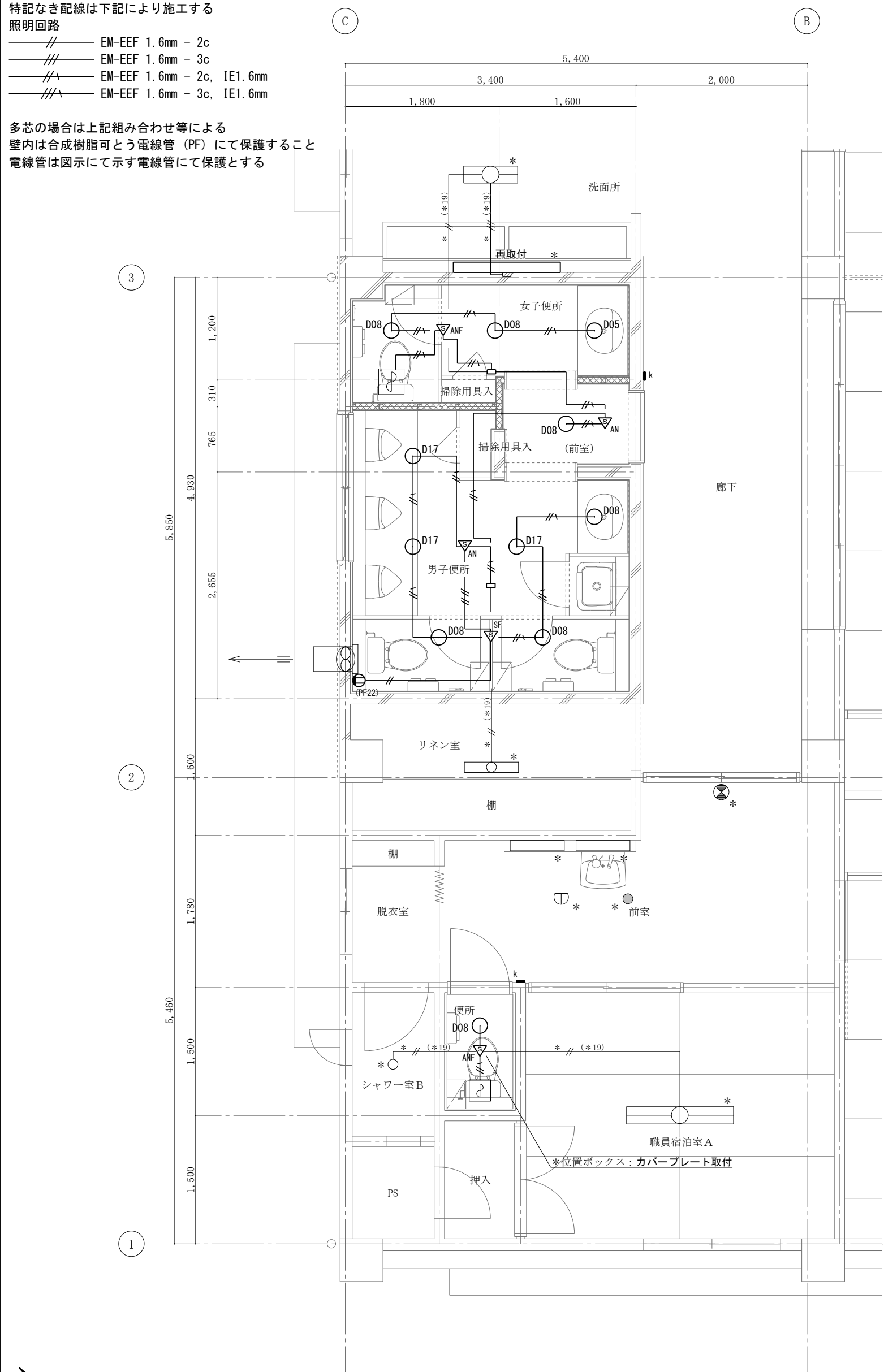
【改修図】
土木実習棟 2階便所 平面詳細図 S=1/50

(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 4E-04	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 土木実習棟 電源設備 2階平面詳細図・盤単線結線図	・縮尺 1/ 50	



【 現 況 図 】
セミナーハウス 2階便所 平面詳細図 S=1/50



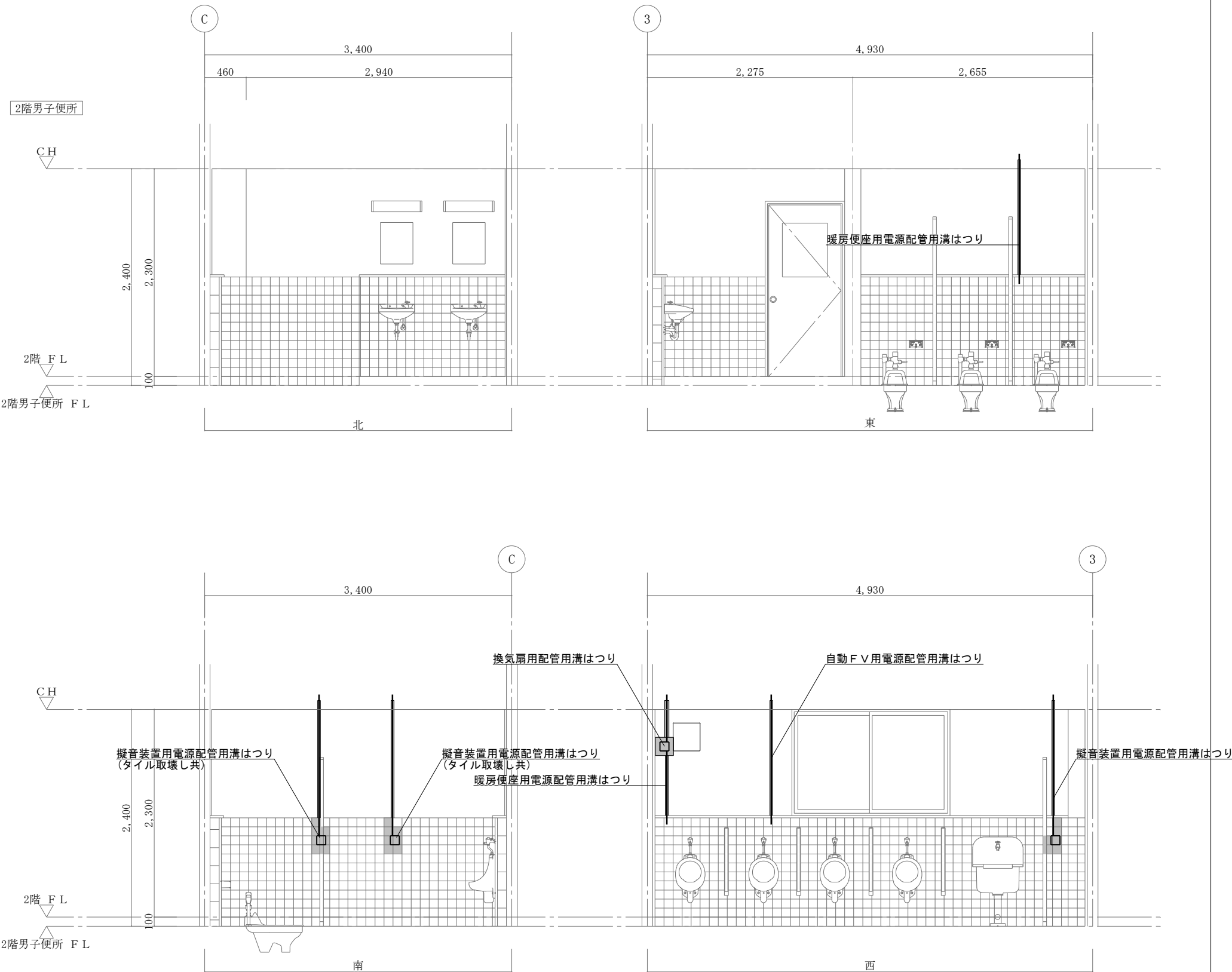
【 改 修 図 】
セミナーハウス 2階便所 平面詳細図 S=1/50

(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課	・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 5E-02	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 セミナーハウス 照明設備 2階平面詳細図	・縮尺 1/ 50	

盤 名 称 形 式 仕 様 階数 設置場所	回 路 区 分 電 気 方 式 容 量 合 計 一次配線	盤 内 結 線	負 荷 番 号	負 荷 名 称	電 圧 (V)	負 荷 容 量				開閉器				制 御 回 路	付 属 器 具	備 考	
						(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	漏電保護	極 数	AF				AT
改 造 *電灯盤 L-2 屋内埋込型 — 2F 廊 下	一般電灯 1φ3W 200/100V — kVA *CV 14sq~3c *IV5.5sq			主幹	200/100						M	3	100	50			
			(201)	便所電源 開閉器増設	100	59				E	2	50	20			中扉開口調整共	
			(202)	"	100		57			E	2	50	20			"	
			(203)	"	100	57			E	2	50	20			"		
			(204)	"	100		311			E	2	50	20			"	
			()	既設負荷	200			—		E	2	50	20				
			()	"	200			—	M	1	50	20					
			()	既設負荷	100			—	M	1	50	20					
			()	"	100	—			E	2	50	20					
			()														
			()	既設負荷	100	—			M	2	50	20					
			()														

セミナーハウス 便所 参考展開図 S=1/50



特記なき配線は下記により施工する

コンセント回路

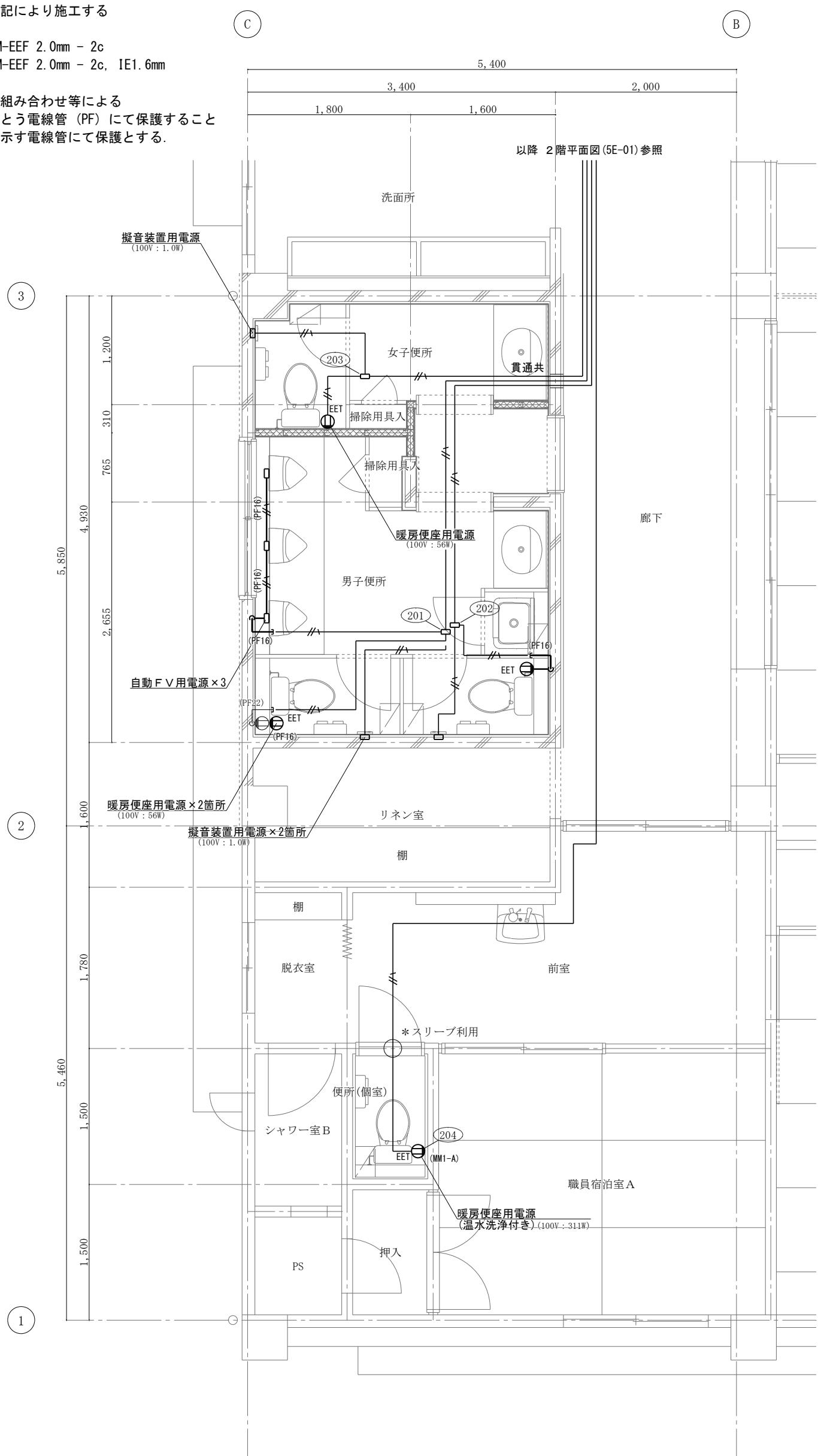
—//— EM-EEF 2.0mm - 2c

—//— EM-EEF 2.0mm - 2c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による

壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること

電線管は図示にて示す電線管にて保護とする。



【 改 修 図 】

セミナーハウス 2 階便所 平面詳細図 S=1/50

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。

図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県土木整備部営繕課

・工事名 R7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光
トイレ改修工事電気

・図面名 セミナーハウス 電源設備 2 階平面詳細図・盤単線結線図

・図面番号 5E-03

・縮尺 1/ 50

(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所

事務所登録 徳島県知事登録 第21105号

徳島市北沖洲4丁目6-62

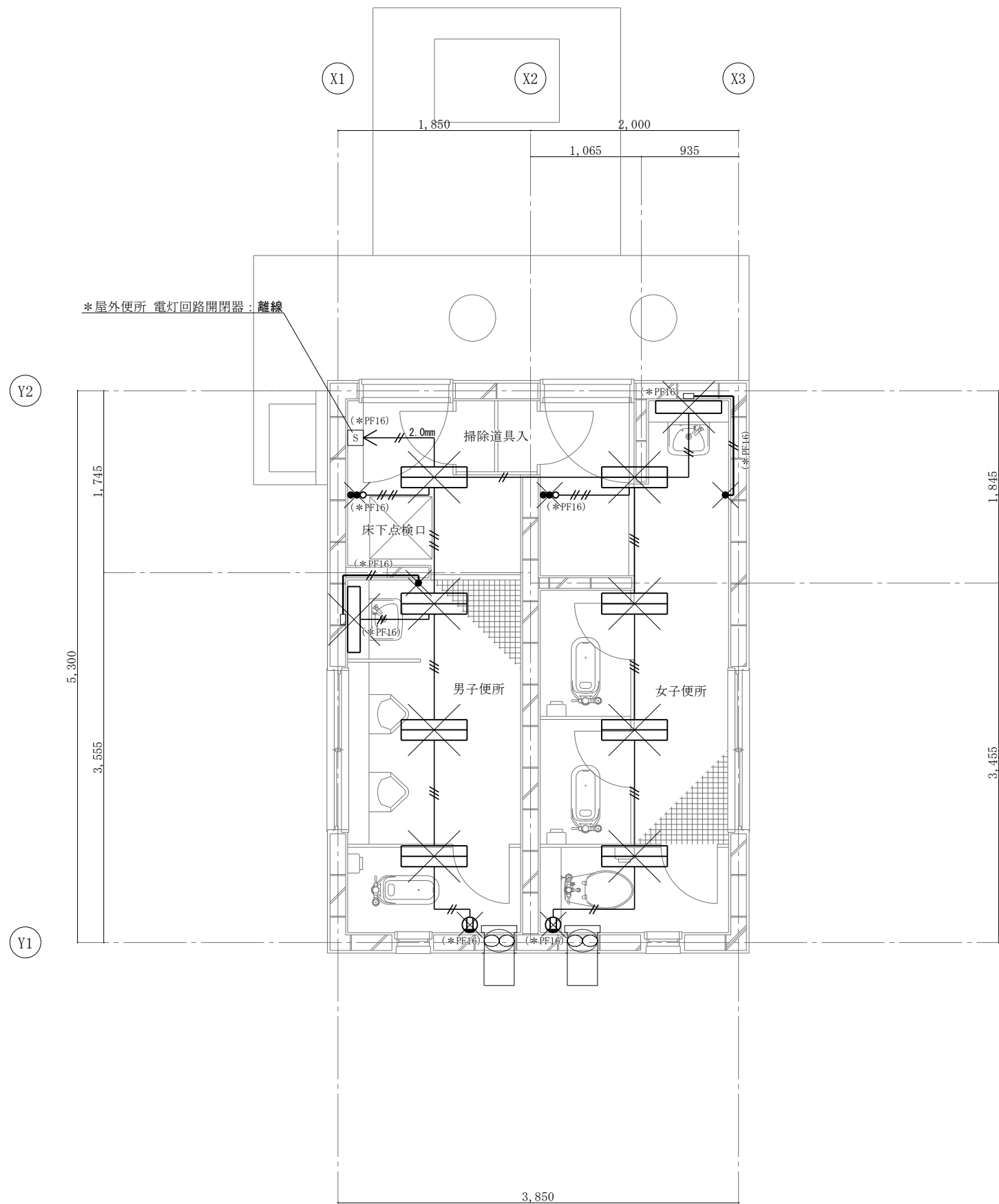
TEL664-8031 FAX664-8034

管理建築士 1 級建築士第306879号 山崎 文夫

図示する特記なき配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- IV 1.6mm ×2 (PF16)
- IV 1.6mm ×3 (PF16)
- IV 1.6mm ×4 (PF16)
- IV 2.0mm ×2 (PF16)

多芯の場合は上記組み合わせ等による
不要となる特記なき配線類は可能な限り撤去すること

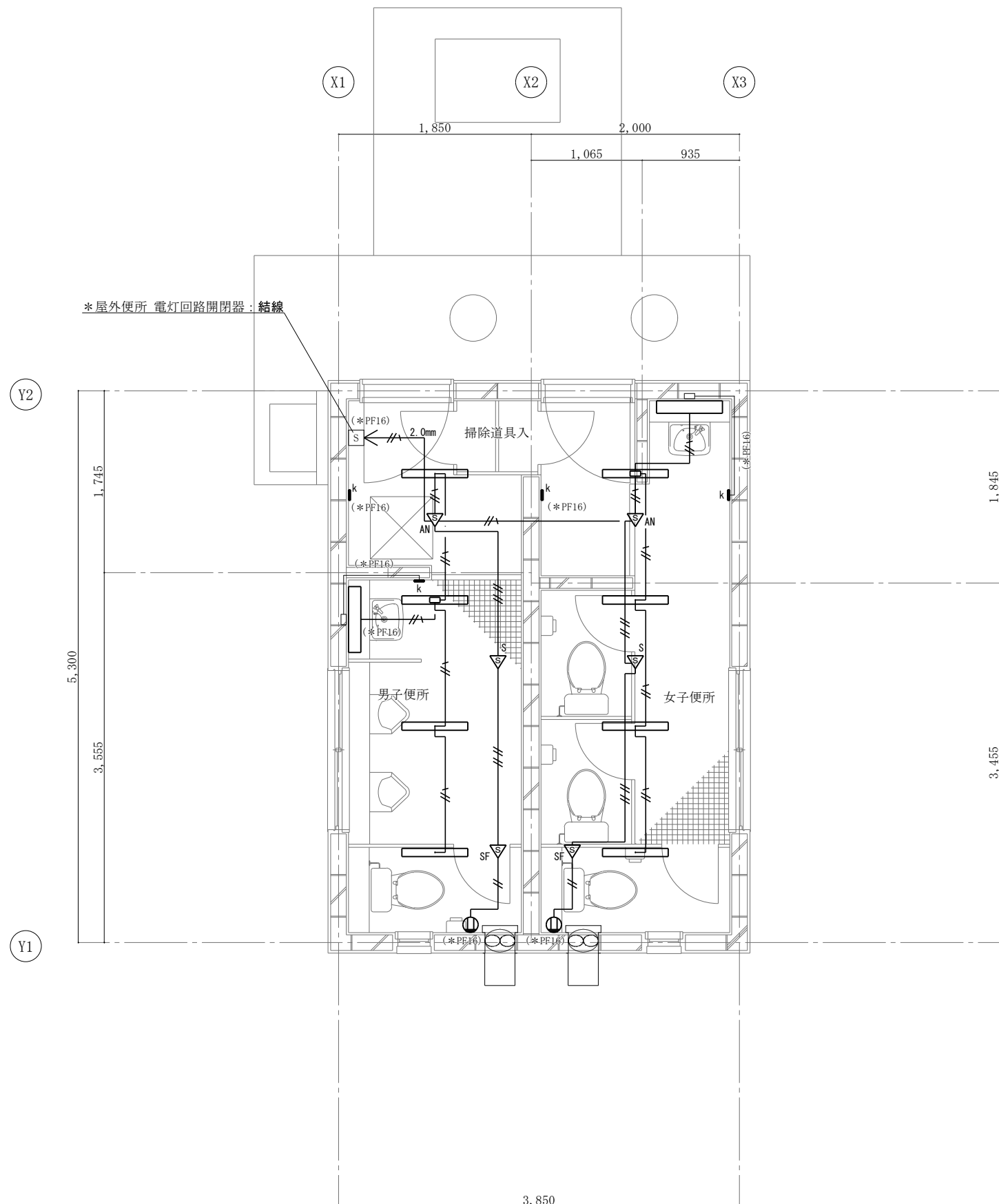


男子便所	
FL 20W×1(壁付)	1
FL 20W×2(露出)	4
女子便所	
FL 20W×1(壁付)	1
FL 20W×2(露出)	4

【 現 況 図 】
屋外便所 平面詳細図 S=1/50

- 特記なき配線は下記により施工する
照明回路
- EM-EEF 1.6mm - 2c
 - EM-EEF 1.6mm - 3c
 - EM-EEF 1.6mm - 2c, 1E1.6mm
 - EM-EEF 1.6mm - 3c, 1E1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
電線管は図示にて示す電線管にて保護とする



男子便所	
W06wp	1
b15	4
女子便所	
W06wp	1
b15	4

【 改 修 図 】
屋外便所 平面詳細図 S=1/50

現 況 図 → 改 修 図

(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 7 営繕 つるぎ高等学校 つ・貞光 トイレ改修工事電気	・図面番号 6E-01	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第306879号 山崎 文夫
	・図面名 屋外便所 照明設備 平面詳細図	・縮尺 1/ 50	